商工だより

第二号



1953

温故知新　越智岩太郎
第四次吉田内閣に望む　鈴木角一郎
電源開發に就て　難波恭一

苑説　我國經濟の動向と中小企業　柏木宏二
本縣商工業の今年の課題　中垣輝雄

随想　契約の神聖と取引の安全　中村絹次郎
除夜の鐘　中村貞三

報告　沖縄の近況　奥村正信

漫談　千三百年前の借金證文　松本楢重
一紙半墨　京極信太郎
アイクの當選が日本經濟にどう響くか
注視せよ……共産世界の動向を

紹介　景氣の波に乘る智利　笠原次郎譯
金融にこんな手もある……組合短信

ニュース　國民金融公庫奈良支所開設せらる
日本開發銀行の金融開始

声　すとらいき・・さりとはつらいね　憤激生

オフィスガール心得帳・職場のエチケット……

1月

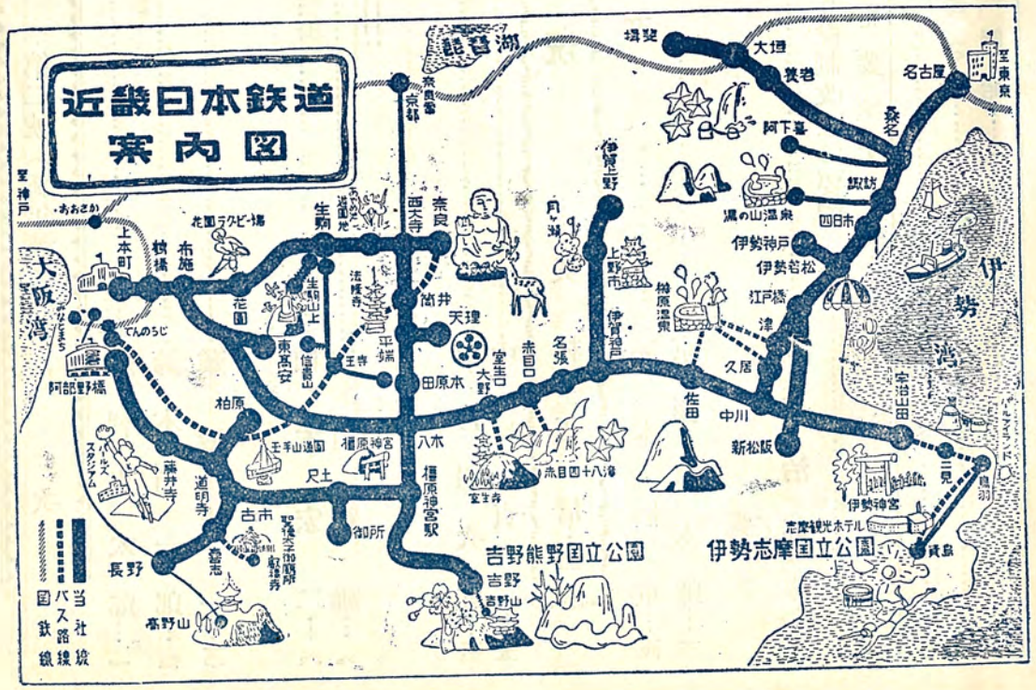
奈良縣商工会議所編

謹賀新年



東京芝浦電気株式会社代理商
関西電気実業株式会社
奈良營業所
奈良市今辻子町20ノ2
電話 6456・6457

奈良県磯城郡桜井町戒重
西垣林業株式會社
取締役社長 西垣愛太郎
電略「ナラサクライ」ニシリン
電話桜井 五五五番 五五六番 五五七番 五五八番 社長宅及夜間用
名古屋營業所
名古屋市瑞穂区桃園町七番地
電話瑞穂一〇九三番



謹賀新年



営業種目 食料品加工用繊維品、綿織ベルト、コンベヤーベルト、醸造用研磨用袋織、其他帆布、厚織物等製造
前山厚織工業株式会社
取締役社長 前山誠逸
奈良県吉野郡下市町大字下市二九四
電話下市一〇三番（事務所）二六一番（工場）

弁天印蚊帳製造
植田蚊帳株式会社
營業所
奈良市肘塚町一一一一
電話奈良三一七三番

MANUFACTURERS & EXPORTERS
OF ALL KINDS OF
IMITATION PEARL,
SEED BEAD & OTHER
GLASS BEAD NOVELTIES.

KOYO PEARL MFG. CO., LTD.

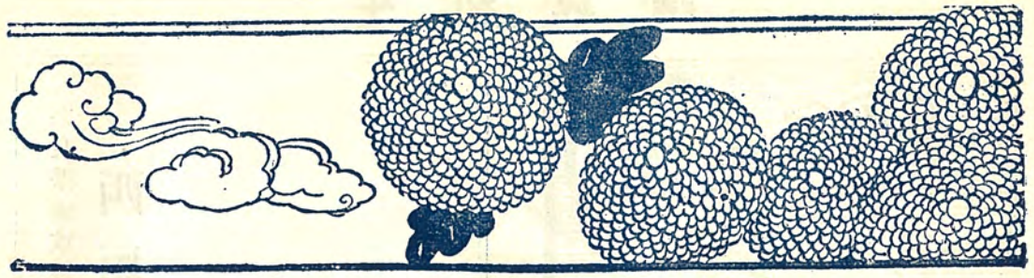
277 TAIMA, TAIMA-MURA
KITAKATSURAKI-GUN
NARA-PRE., JAPAN

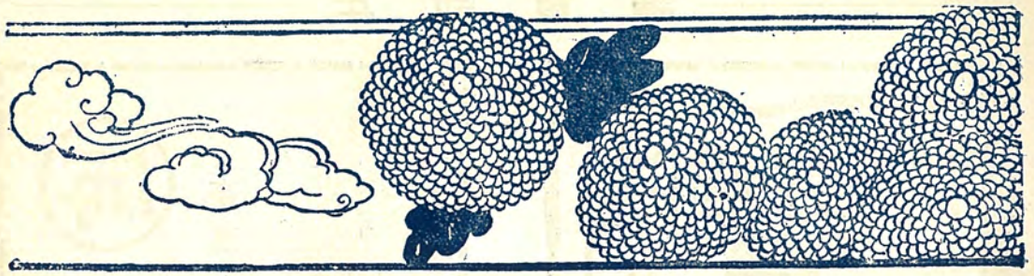
TELEPHONE: NAGAO 29

商工だより　第二號（新年號）

目次

溫故知新……越智岩太郎…一
第四次吉田内閣に望む……鈴木角一郎…四
電源開発に就いて……難波恭一…一〇
說苑　我國經濟の動向と中小企業……柏木宏二…六
本縣商工業の今年の課題……中垣輝雄…九
隨想　契約の神聖と取引の安全……中村絹次郎…一三
除夜の鐘……中村貞三…一五
漫談　千二百年前の借金證文……松本楢重…一四
一紙半……京極信太郎…二〇
世界紹介　景氣の波に乘る智利……笠原治郎譯…二一
稅制　昭和二十七年度補正豫算に伴う稅制改正の要綱……一五
稅制の根本的大改正を要望する……一六
金融　金融にこんな手もある……一八
国民金融公庫奈良支所開設さる……二三
日本開発銀行の金融開始……二三
報告　沖繩の近況……奥村正信…二





アンケート　解說　青色申告會社更生法是非……二四
資料　中小企業の生きる道……二三
注視せよ共産世界の動向を……二三
アイクの當選が日本經濟にどう響くか……二七
聲　ストライキ、さりとは辛いね……憤激生…四一
ご存知ですか　梅に鶯と云ふけれど……五
お米の値段今昔……五
足袋の見方……三
この頃流行の洗濯機……四一
世界の人口……一五
古い貨幣をお持ちの方に……二三
砂糖一人当りの消費量（世界各国）……二三
紙一人当りの消費量（世界各国）……三三
戰前から物価はどれ位上つたか？……三三
お金はどこに貯つてゐるのか？……一〇
日本のお役人但し政府関係……四一
談話室　オフイスガール心得帳……四三
職場でのエチケットとサービス……四三
會議所だより　商工会議所とはどんな所か……四三
上諏訪名刺交換……四六
商取引のあれこれ……四七
会議所最近の動き……四四
投稿歓迎……広告規定……四七
編集のあと……K生…四六



溫故知新

越智岩太郎

故きを温ね、新らしきを知ると言うことで、先づ過去を顧みて、将来に処する心構へを新にすることは、初春には、まことに大切なことであります。

さて過ぎ去りし昭和二十七年の経済界、貿易関係、労働方面などを顧みますと、政治の貧困さ、国民の無自覚さなど各方面に散見せられるのであります。

第一に終戦以来世界の経済状勢と言うよりも、寧ろ経済機構の上に非常な一大変動があることを考へねばなりません、第一に共産主義国と、自由主義国との間の経済上の地位が変り、ソ連は西欧に於てはドイツ、ポーランド、チエッコなどを席巻して其の市場を拡め、東洋に於ては満洲、中華民国等何れも、共産圏内に入れるなど、従て自由主義諸国は何れもこれ等の市場を失ひ経済圏の縮少を余儀なくせらるゝに至つた、第二には後進国、即ち戦後に独立した印度、インドネシヤ、パキスタンなどの諸国は何れも曾ては輸入に仰いでゐた物資を、自らの手に依つて生産する態勢を整へて来たことで、中でも繊維工業の躍進は非常なものであります。従て自由諸国側としては、我国は勿論、イギリス、イタリーなどの市場は極度に縮少せざるを得ない悪条件に逢着しつゝあります。第三にカナダの戦後に於ける各種生産が著しく拡大して来たことも見逃せない事実でせう、戦後は輸入国であつたのが現在では輸出国に転換して二十億ドルからの債権国になつてゐることにも注目せねばなりません。

要するに世界経済は共産、自由の二大民族主義に別たれ、その圏内での通商となり、収支決済の上に於て非常な困難に遭遇することゝなつて来ました。又一方各国は軍備拡充のため経済上の自由は相当制限せられ自由経済と言うよりも、寧ろ統制経済に近い程各種の制限があり、輸出入貿易上拘束される点が又非常に大きいものがあります。一番大きな変動としては世界の各国が何れも債務国となり独りアメリカが債権国として君臨してゐることは又戦後の顕著なる状勢であります。

斯うした世界状勢の波は既に一昨年あたりから我国に波及して来て居りますことを考へねばなりません。

先づ二十六年秋に端を発した、大手筋商社は勿論、其他群小商社の倒産旋風は、二十七年に入つても尾を引いて、ついには中小企業面のメーカー筋にも、しわよせする状勢となり、政府は勿論金融機関を初め紡績業者、政党面に至るまでテンヤワンヤの対策を講ぜられましたので大体切り抜けの目どはついたのでありましたが、これには政府として、綿紡や「スフ」の操業短縮を勧告して実行に移し、中小企業者の救済と輸出の振興などの打開策として、産業の合理化を徹底的に行はしめ、其の基礎を固めるために、法的措置として「合理化促進法」を成立せしめ、企業者の自覚を促す一方、戦前我国輸出産業の大宗であつた。繊維工業を初め、ゴムなどの化学工業に至る、重要企業に対し、操業の短縮、設備の制限、其他企業振興上強制力をもつ「特定中小企業安定法」を設けて救済策とするなど、政府はあれやこれやの手を打つて来られたのであつたが、私の知る範囲では、これらの制度は、絵に書いた餅で、案外御利益が、なかつたのではあるまいかと考へられます。

何れにしても輸出に多くの期待を掛けねば、我国の産業として発展し得ないことなどの関係から、二十六年来のアメリカを始め各主要国の、軍備拡張計画の停頓による、景気の中だるみも亦直に影響して輸出貿易が全面的に後退し、中でも英国其他ポンド地域の輸入制限強化は繊維、鉄鋼製品など輸出産業の不振を招ひたことは、実に大きなものでありました。

先年来より、日本の紡機や織機が、印度その他の後進国へどん〳〵輸出せられてゐます。これは正に外貨獲得の一役を果してゐることで、一応は結構なことではありますが、その後に来る日本の綿業に及ぼす影響を考へねばなりません。如何に後進国とはいへ、機械の設備と、一時的な技術の導入に依つて、自給の出来

謹賀新年

外観・機構の一新した
新トヨダトラック・トヨペット
純正部品と附属品・ヨコハマタイヤー
各種自動車の修理と更生

奈良トヨタ自動車株式會社

本社・奈良市杉ヶ町三〇（国道筋）
電話奈良自四九〇一番
至四九〇三番
高田出張所・大和高田市大道二丁目
電話高田七九七番

味が自慢・春日ホテルの洋食

各種印刷製本
天理時報社
奈良縣丹波市町
電丹波市六七一

純フランス風
喫茶（一品料理）
食事（定食・御宴會）
暖房設備あり
是非御利用願います
商工会議所食堂
電話奈良三五三八番

る安い原綿や、従てコストの低い綿糸を、然も低賃銀な土民の人的資源を以て有利に生産の出来ることは当然であつて印度では既に輸出国にまで、躍進してゐるなど、如実にこれを物語つてゐます。斯うなると日本の綿糸や、綿布が売れなくなり又値段の上でも太刀打の出来ないこと位は、だれでも考へられます。機械を輸出するなら既にその際に、これに対する適切な、対策をなぜ考へられなかつたのでせうか、ここにも政治の貧困と言うものがあると言はざるを得ません。

さて将来我国経済のありかたの一端について考へますと、現在四つの島に、八千幾百万と言う膨大な人口を抱へて、其の必要とする物資の輸入に毎年十六億ドル、乃至二十億ドルが必要であり、輸出は本年度十億五千万ドル、四年後の昭和三十二年に於てさへ、十四億ドル程度に止まるだろうと、経済審議庁は報じてゐます。かれこれ考へ合せますと、朝鮮特需のような一時的、或は僥倖的なものは、第二義的なものと考へなくてはなりません。何としても、輸出貿易に重点を置く必要に迫られてゐます。

そこで私は、輸入原料を最も有効に利用する方法として少い原料で、最も多くの外貨を稼ぐと言う、行き方を執らねばならないと思ひます。幸、我国は、人的資源にはあり余る程恵まれてゐますことと手先の器用である国民性であることとに着目して、輸入した原料は、可及的高級品の生産に充当すること、これには機械力の及ばない。所謂手の込んだものの生産に向けることが望ましいのであります。これを私の携はつて居ります繊維工業に就て例を取りますと、織布の部門に於きまする、輸出綿布の如きは、金巾や細布のような、太番手使いのものより、ブロードクロスのような六〇番、八〇番以上の細番手使いのものを作り、更に創意と工夫とに依つて、極度の高級化を図り戦後躍進せる綿業国としての印度、パキスタン、インドネシヤなど、後進国の追随を許さぬ、境地を開拓して、以て貿易面の受取勘定を、高度にすると共に、世界的新需要を開くことが、最も必要事であります。こうした事柄は、単り綿業界のみならず、各種の我国生産工業にも考へらるゝことと思ひます。

須らく、これらのことに就ては、企業者の自覚に俟つことは勿論でありますが、為政者としても亦特に御一考を煩したいものであります。

最後に私は昨年秋以来旧冬にかけての労働攻勢に言及したい。

現下我国の経済状勢は、輸出の減退やら、各種企業の不振に依つて、経済の復興には仲々の困難を加へてゐます。これには一般国民の自覚と、果敢な政治力に依る諸施策に俟つ外はありませんが、又企業経営面に於ける、労使双方の融和、協力こそ実に復興の「キイポイント」であります。

然るに昨年八月に端を発した炭労のストを始め、電産、私鉄など、何れも公益事業のストライキは、誠に遺憾至極でありました。

先づ基幹産業として、復興途上の我国に、不可欠の石炭礦業は、このストに依つて大巾の減産を余儀なくせられ、引いて産業の発展と、国民生活維持の基盤をなす、交通、運輸の事業、中でも特に重要な使命を負ふ、国有鉄道の全機能が、石炭を原動力とする関係上、全般におびやかされ、年末の最繁忙期に受けた輸送力の削減は、貨客共に甚だしく、産業経済に及ぼした影響はさらなり、一般国民生活上に及ぼした影響は、寔に図り知れないものがありました。

続いて電気産業にもストが決行せられ、さきだに供給不足をかこつ現在の電力事情下に、貴重なる水資源を無駄に洗失せしめ、度重なる停電に各種工場の能率減退は、夫々の生産を低下し正に麻痺状態に落し入れました。

又全国的に波及した、各電鉄会社のストに依つて国民の足はうばわれ、自家用高級車を持つ大企業は兎も角年末を控へた中小企業者は、その金繰りに、商談に、東奔西走を要する時期に当り、実に困難そのものでありました。

これら様々な様相は、各方面に与へた損害たるや実に莫大なものであつたことは想像に難くありません。

如上の如き闘争は、単に、労使双方の経済的紛争に外ならないのであつて、自己の持つ貴い使命を忘却し、係争によつて結果的に生ずるいろいろな事象は、第三者である産業界を麻痺せしめ、亦一般民生安定上甚大な悪影響を与へた其の罪、実に軽からざるものがあります。

殊に電産は六割六分、炭労は八割の賃上げ要求など、我国経済の実態、国民所得の現実、企業経営の実情などを無視した。不当の要求であり正に、経済復興の協力を拒否しようとする政治的意図であると断言して憚りません。当時既に組合内部でさへ批判があつたらしく、これは政治闘争を擬装した行為であるとさへ言はれてゐます。実に日本労働運動の悲劇であり、ここに容共の現実の姿が遺憾なく暴露せられてゐると言うても過言ではありません。

私もささやかな工場を経営して居りますが、企業者として、もとより、労働者の経済的地位の向上、生活の改善、引いて文化の恵沢に浴せしむることなどを念願とせなければならないことは否定致しません。しかしそれは、企業経営の成り立つ枠内に於て許さるべきであつて、これを考慮に入れずに、単に利己的な行動に出ずることは断じて許さるべきものでなく、あの電産や、炭労の要求の如きは、自らを破滅に導く以外の何物でもありません。

政府は遂に、しびれを切らしたのか、旧冬十七日午前〇時を期して、労調法第三十五条に依り緊急調整発動の措置を執り、兎に角此の日より五十日間一切の争議行為を禁止せられ、その間に中労委の全力をあげての斡旋に依り、漸く解決を

見、我々もホツトしたのでありました。

そこで今年こそは、労使双方の自覚と、強い政治力に依つて、あんな悲劇的な闘争は、絶体に起らないことを念願して止みません。

先づ私は、昨年外電が報じてゐました。イギリスの労働組合の表明した「英国の復興のためには、全国民が耐乏生活に甘じ、一にも輸出、二にも輸出、輸出貿易の振興を図らなければならぬ、英国労働者の賃金を、いまここで上げると、インフレになつて物価が上る、物価が上ると、英国の商品は高くついて、外国に出なくなる。いま賃金を上げることは自ら墓穴を掘ることである」と表明した誠にこの毅然たる態度には、頭が下る想いがします。これこそ我国労働者のみならず、国民全般の反省すべきことであり、以て他山の石となすべきことであろうと思います。

昨年のような、日本の経済を根底から覆すが如き、闘争は、親愛する日本の労働者の意図ではない。つまり組合員全般の総意ではないと私は信じたい。又それが事実でありませう。要は容共の色彩濃厚な、小数指導者の企図したものに外ならないと思はれます。斯る誤れる指導者の手から一日も早く離れてあんな不可能な要求よりも先づ要求すべき資源の産出について、不断の協力をこそ期待するものであります。これがやがて、最後の目的に到達するのでないでせうか。

又政府当局の施策に就ても、いろ〳〵事情のあつた事と思いますが、何の関係も無い第三者の一般国民は勿論、さなきだに不振をかこつ経済界に及ぼした影響に鑑み、もつと果敢にして強力な手段を以て処理せられんことを希求して止みません。

独立最初の新年を迎へ、我々はほんとうに、時局を認識し、時代のセンスに目覚め、新たな観点から官民一体となつて、此の難局を切り抜ける覚悟を必要としますことを強調して此の稿を終ります。

奈良県商工会議所会頭
日本染織工業株式会社々長

世界各国民の一人当り紙の消費量

（1950年調査）

アメリカ	381 封度	イギリス	102 封度
カナダ	256 〃	フインランド	102 〃
ベルギー	127 〃	スイス	97 〃
スエーデン	122 〃	デンマーク	95 〃
ノルウエー	110 〃	日本	22 〃

◎以上の表で見ると，やはりアメリカさんが一番である。文化の程度の高い程消費量が多いのではあるまいか。……

御存知ですか

◎古い貨幣をお持ちの方に！

昨年の五月から一円以下五十四種程の補助貨幣を損傷したり、鑄つぶしても罰せられないことになつてゐます。

このため金銀などの地金屋さんが、これらの貨幣を買い集めているようです。

只今の相場では

明治四年頃の五十銭銀貨が、八十円前後

同三十年から卅九年頃のもの、六十円前後

大正もので、廿五円前後

同二十銭銀貨で、卅円前後、十銭銀貨で、十五円前後

壱銭銅貨の明治の大きいもので約四円

同大正もので約二円のようです

黄銅貨、白銅貨は百匁約八円、ニツケル貨は百匁約二百十円、アルミ貨は百匁約三円五十銭です。

ずつと古い処で、責金属、骨とう商が扱つてゐる

十六金小判型三匁八分で約五千円

天保小判九金で千円から千五百円

明治四年の壱円金貨で約千円

金解禁時代の五円金貨が約二千二百円が相場のようです

（東京商工会議所調査、日本経済新聞より）

◎足袋の見分け方！

洋服の時代でも、やつぱり日本人は冬になると足袋は、なくてはならない衣料品の一つです。そこで買ふ時の心得を挙げると

① 安物買いの銭うしないは足袋にも共通します。

② 値頃のもので、なるべくマークを信用して求めることが必要でせう

③ 用布を倹約して無理に型にはめて形を整へてあるのなどは一度洗ふと縮んで、履かれないのがあります。反対に生地を一度収縮させて作つてあるのはいくら洗つても大丈夫です。これはやはり、相当の値のものに限ると思います。

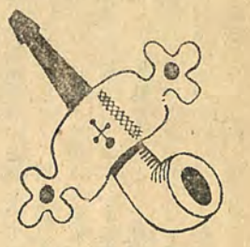
④ 裏のネルは、ほんとの綿を撰ぶことです、近頃でも落綿糸で織つたネル生地があります。

⑤ 染の良いのを撰ぶこと、安物は直染で、上等はナフトール又はインダスレン染。

⑥ 型の良いのを撰ぶことも肝心です。

⑦ 縫製が丁寧であることも又見逃せない。

⑧ 表の生地、裏の生地、底の生地底の中生地など用布のバランスが、とれていることが大切でせう、表生地だけが良かつたり、底生地がペラボーに厚かつたりして釣合の取れないのは長持ちしません。



第四次吉田内閣に望む

鈴木角一郎

一、まえがき

昭和二十八年の新春を迎えて早々年頭の御挨拶も申上げずにいきなり固苦しい政治誤議に入ることは必ずしも私の本懐とする所ではありませんが、敗戦以来既に七年有半国民生活の安定化も漸く其の緒につき、更に繁栄経済の実現を公約される現政府に対して国民の一人として、又企業経営の一端に携る一人として、聊か管見を申述べ以て年頭の御挨拶に替えさして頂きたいと思います。

二、第四次吉田内閣の基本政策

組閣後約一ケ月を経た十一月二十一日、政府は新政策と銘打ってその基本政策を発表したが、当時既に種々批判された処に依ると、概ね国民の失望を買った模様である。即ち外交政策諸制度の改善と文教の刷新、治安確保、民生安定、経済基盤の拡充など五大綱の下に、その要綱を並列した政策は仰々しく新政策と銘を打つほど新鮮味がなかったというにある。然しながら、仮令独立を迎えた一人前の国家とは申せ、ドッヂ氏の所謂竹馬経済からやっと片足を大地に下しかけた日本経済としてはその政治の面に於ても、アット驚くほど斬新な政策を掲げることは或は不可能であったと思われる。政府の基本政策なるものを一読して感じる事は、確に網羅的であって第二次世界大戦によって失った物心両面の損失を回復して行くためには、全く必要な項目ばかりであると思わざるを得ない。

然し更に一歩を進めて之に検討を加えれば幾多の疑問を持たざるを得ない。例えば民生安定の強化の為に挙げられた項目と、近時益々その重要の度を加えてきた軍事、外交とは如何に調整されるか、生活水準向上の為の食糧自給、農産物価格安定、庶民住宅建設、減税、恩給援護、国民医療の改善等及均衡財政と具体的にどういう関係になるのか、或は又政府として特に力を入れている行政制度の再検討も、過去の行政機構の改革や行政の簡素化が殆んど見るべき効果を挙げなかった事を知っている我々にとっては、どうも抽象的である。民主々義を基調とする道義の高揚といっても矢張りその裏附となる確固たる具体策が問題だがそれはどうなったか。

要するにこの政策に表明された限りでは、重点がなく、前後の脈絡もなく、全体を綜合統一する強力な性格や国策の目標がはっきりとしていないと云わざるを得ない。

三、産業の綜合調整

右の如き政策である以上、今後の問題は之が如何様に又如何程実施され、その効果を実現するかという事にある。我々は、真の自立経済の達成を目指しての努力は何等惜むものではないが、希くばそれももっと明確な目標を示して戴き度い。又政府自らの施策に一貫性と綜合性をもたしてほしい。之を具体的に言うならば独立後の日本として進むべき針路を明確に、具体的に図式に画きその到達すべき目標を達成する為の一定の計画があるべきだとするのである。勿論政治は現実の上に立つべきものであるとは云えその日〳〵の国の内外の情勢、目先きの機会に右往左往していたならば、そこに政治の自主性を見る事は困難であろうと思う。須らく理想達成の理論性がその「バックボーン」として政策施策に反映すべきである。

嘗て昭和二十三年芦田内閣時代に発表された経済復興五カ年計画の如き、既に当時と大きく事情の変化を来しているものもあり、又全般にその目標を突破しているので一応其の任務を終ったともいえるが、現実は必ずしも此の計画の目的とした経済復興の綜合性は尊重されているとはいい難く第二次世界大戦で全くその底まで叩いた我国経済の底の浅さの回復は決して完全に行われたとはいい難い。惟ふに日本経済の基本的な在り方に就ては貿易の振興、国内資源の開発に在ることは自明の理で特需などはあく迄も国際収支を均衡せしめるための臨時的なものである。従って特需や防衛生産を推進して行く場合でも、之が為に全体の産業構造を歪めたり、インフレを超して国際競争力を減退せしめぬ様厳重に監視する必要があるあ。之を要するに私としては今こそ政府は自立経済達成の為に周到なる計

画と準備の下に新らしい経済計画を樹立し、以て全産業の綜合的調整を図りつゝ而も国家の繁栄に必要な重点を指向して進むべき秋であることを痛感する次第である。

四、行政の民主化、能率化

歴代の吉田内閣は常に行政の刷新を唱えて種々努力して来られたのではあるが、其の成果に到ってはる見べきものは少いと云ふ事は、既に知られた所である。それは現在我国の公務員制度は進歩したアメリカの公務員制度に基づいた現行公務員制度に依つて規律されているが、依然として旧い従来からの特権的官僚制が残存し、繁文褥礼、前例踏襲秘密主義といつた所謂レッドテープが解消したとはいい難いからである。中央地方を通じての三百万の公務員の民主化、能率化は屢々指摘されるように国民経済に直ちに大きい影響を与えることは勿論であるけれども、こゝで私が特に力説したいのは、官庁諸制度の科学化　能率化が実に民間諸企業の合理化推進に大きい関連を持つという事である。最近行政の分野に於ても経営諸学の立場から行政の科学化、能率化を大いに研究しておられる事は我々民間人としても非常に意を強うする所である。どうか一日も早く、此が日常の執行面に現れるようにして戴きたい。此の意味に於ても最近人事院の縮少化が伝えられているのは一沫の不安がないでもない。

五、法律の整理、手続の簡素化

今回の吉田内閣新政策に於ても、まず占領期間中の各種法令及び諸制度を検討して、之を現在の国状に即応する如く改正するという事が述べられているが、私としては此の際政府は更に根本的にあらゆる法令に亘つて之を再検討すべき時期ではないかと云ひたいのである。即ち現在法律は約二千之に附属する政令、省令規則更に地方自治団体の制定する自治法規を加えれば、当に無数の法令が存在する事になる。勿論複雑な近代国家として、其の機能を発揮する為には、之亦当然の事であるかも知れないけれども、それにしても、私共の事業経営は、如何にその法律的諸手続の繁雑さに悩まされていることであろうか。それらの中には根拠法規はあまりにも古く既に現在としては、その手続の持つ意味がうすれているものも多いし、諸官庁に提出する多くの統計報告書の類に到っては寧ろ重複していると思われるものが多いのである。例えば之を陸運関係の諸法令についてみても、鉄道営業法は明治三十三年地方鉄道法は大正八年軌道法は大正十年の制定であり、従つて手続規定は明治、大正年代に制定されたものが多い。勿論之等の諸法令は、数度の改正を経ているが、それらの改正は多くはつぎはぎ的な改正に終始しているとの感が深いのである。然も民間各企業に於ては、この為め相当数の人

（二十四頁三段へ続ク）

随想　除夜の鐘

中村貞三

お互いに子供でもなし、正月の来るのが別にうれしいわけはないのだが、十二月三十一日の夜と言うものは妙に心の浮き立つものである。一年間にわが身に積り積つた浮き世のほこりを今夜限りでとにかく一応さよならする、この思いが何となしに心を軽くするのでもあらうか。年がら年中帯なんか一度も手にしたことのない者ですら大晦日の三十一日だけは一日中、家の外廻りや各部屋〳〵の大掃除に精の出るものである、平素目障りであつたクモの巣も、硝子の曇りも綺麗サッパリになり、夕方風呂に入つて、ついでながらも体の垢をおとしたときの気持は大晦日でしか味へない。夜のとばりがおりると、電燈の光りまで明るく見える。明日の神詣りの予定や時間などを家族中揃って打合せしていると、時間の経つのもわからない。その打合せも済めば妻はそろ〳〵単衛の抽出から子供等の衣替を各枕元にとゝのえる頃に東の方から夜の静寂を破つて除夜の鐘が聞えてくる。多分東大寺の鐘であらう。実に何んともいえない気持になる。この寺々で突き鳴らす除夜の鐘のひゞきには、人間の百八つの煩悩を払い捨てる意味があるらしい。明日になればまた新しい百八つの煩悩が私たちの心に巣食うのであらう。しかし除夜の鐘を待っている間だけでも、それがこの身を離れるのだと思う気持は、やはり悪くはない。それと同時に煩悩を除夜の鐘と共に綺麗サッパリ払い捨てゝ「今年こそは」という新しい希望に燃え、新しい夢を描くところに、生々さを与えてくれる。除夜の鐘は静かではあるが、またとりようによつては、明けゆく歳の希望の鐘でもあり、激励の鐘でもある。私は正月が好きなのではない、この除夜の鐘が好きなのだ。

（奈良県商工会議所事務局長）

!!!　御存知ですか

△梅に鶯と云ふけれど

うぐいすは決して梅の優雅なあの香りを慕って来るのではない、実のところは、梅の樹についてゐる虫を食いに来るのであるそうな。

△お米壱升の値段

（今は慶長の頃の約七千倍）

慶長年間二銭五厘。元禄時代四銭
明治元年五銭三厘。大正元年二十銭九厘
昭和元年三十五銭三厘。昭和廿七年百六十五円。

説苑

我國経済の動向と中小企業

柏木宏二

現在を凝視すれば明らかである。

結論から云えば、現在の日本は郡山の金魚である。狭い枠の中でお互にごつんごつんとぶつつかり合いをしている。而もこのプールは底が浅い。人間も政治も経済も思想もぶつつかり合つて小波を立てゝいる。与えられた民主主義であり、その枠内の独立である。中でバランスがとれていればよいが、それもない。そこで外からの颱風が来れば、アップアップする。その外部にはがつちりと別々の世界がある。而もその世界はにらみ合つている。そんな微妙な対立の中にあるのが、日本の現状と云える。まことに困つたものである。けれどもこれは、プールの中で丸裸で泳いでいるものにはどうにも手の届かぬことではないか。

では、日本の経済はどうかというと、昨年は完全に輸出が頭打ちし、本県においても繊維及び輸出雑貨工業の受けた打撃は極めて大きい。これは朝鮮動乱の結果、物価が騰貴してアメリカや英国に比して三倍位あがつた——各国が自給自足政策をとつたことにも基因しているが——それによつて日本の商品が国際価格を上廻つてきた。日本商品は残念ながら安いだけが取柄であつたのだから、こうなつては輸出がとまるのも自然と云わねばなるまい。けれども何とかいけたというのは、所謂特需のあつたことによつて外貨が獲得できたからである。ところが昨年度の特需を見てみると十一月から若干持ち直したというものの七月をピークとして八、九、十月とぐつと下つている。元来特需は必ずしも一定不変のものでなく、向う様の御都合によるもので、当には出来ない、不安定なものだから、仕方がない。

ともかく日本の現状では、輸出がストップすれば全く手も足もでないのは当然であろう。枠の中で、あるのは人間ばかりである。而も食糧は自給できない。

(2) 日本人の能力と体力

こうした日本を取りまいている色々の枠外に日本人が果して抜け出ることができるだろうか。抜け出て自立できる能力を持つているだろうか。新春、前途多難なりといえ、断然自信を持つてよいし、又持ち得ると信ずる。その能力という点については、なる程欠点も多いが、近々八十年足らずのうちに西欧文明を吸収し、而も略々世界水準に達した国があろうか。これといつて目ぼしい資源のない日本が、たとえ敗けたにしても政治、経済、科学、文化とあらゆる面にこれだけの成果をあげた国は、世界の何処を探してもそうざらにあるまいと思う。戦争はこのうぬぼれが過ぎて起つたが、うぬぼれと自信は別である。自己の能力を客観的に測定して、その欠点を知る謙虚な自信こそ尊い。

では体力はどうか。よく日本人の体力が劣つていると云われるが、これ亦悲観するにはあたらない。その証拠に日本程あらゆる種類の競技をやつている国はないであろう。恐らくやつていないのはクリケット競技位のものである。例えば、日々の新聞は八頁のうち一頁を常にさいてこの報導にあたり、ラヂオに占めるスポーツ放送の時間数も他のものにくらべて非常に多い。だから体力が優秀である

と一概に云えないが、日本人がスポーツを愛好し、これを楽しんでいることは、一面それだけ体位の向上に関心を持つている証左になるのではなかろうか。

さて、数千年の歴史をもつている国家は、大抵、何か古ひた伝統の水垢が溜つて、何か抜け難いものを持つているものであるが、その点日本は常に新鮮で、柔らかで、進歩的で、新しいものを摂取し、それを同化して自己のものとする力を持つていることは、歴史の証明するところである。これは先に述べた能力と体力にも云える。常に高いものへの憧れであるかも知れない。日本人は堂々とその能力と体力に自信を持てといいたい。

(3) 日本の将来

そこで日本の将来は如何にあるべきか。

日本は由来農を本とすると云われてきた。併しこれは人口が五千万の時代の話である。それ位の人口なら恐らく自給して尚余りがあるだろう。何も麦飯を食べる必要がない。それでも実際昔の農家は、自分達が麦を食し、砕米を喫して白米を都市に売つていた。ところが八千万だの八千五百万だのとなつてくると、自給どころか不足するのは理の当然であつて、これは単に算術に過ぎない。従つて年々食糧が輸入されざるを得ない。実は瑞穂の国でなくなつている。米が僅かな肥料で、どんな土地にも颱風にも影響されず、雨量にも日照にも関係せず、害虫にもやられず、段当十石もとれるという技術でもあればとにかく、現在の様に一寸一回颱風が吹けば、忽ち冠水したり、螟虫が発生したといえば、半年の苦心が一度に飛んでしまう様では、何とも仕方がない。勿論農業技術は年々に進歩していることは事実である。併し段当十石というようなことは、将来はいざ知らず、現在では一富士、二鷹、三茄子の類いであろう。

そこで考える。先ず物をつくらねばならない。それも生物をつくるのではなくて、生命のないものに生命を与える。つまり用いることによつて死物を活きさせる物をつくる。それは何か。工業である。勿論日本の工業は殆んどこれ亦世界の水準にある。併し基礎産業の間にバランスがとれていない。第二次大戦の起つた時、この点に過信があつて、日本の国力の算定を誤つたことが敗戦を導き、その結果として日本の産業はばらばらになり、最近に至つて、漸く工鉱業生産指数が戦前の一四〇%に達しているという。が、一つや二つの発展ではなく、全体のレヴェルが平均して向上していることが大切なのである。従つてこの基礎産業の確立こそ当面の最も重要な問題であり、この推進と解決の方策なくしては、依然として日本商品の輸出振興も望まれないと思う。

輸出振興も単に小手先だけの対策だけでは駄目で、やはり抜本的対策がなくては、国際市場での競争には打ち勝ち難いのではなかろうか。例えば、機械をつくるにしても素材の品質が不均一であれば、いかに機械製作の技術が優秀であろうと品質は悪いのである。

併し乍ら、日本にはそれら基礎産業に必要な資源が不足しているではないか、という疑問が生れる。勿論不足している。鉄鉱、石炭、塩とあげてくれば不足ばかりである。しかしこの不足分は輸入せざるを得ない。又電源開発は戦後流行のようになつているが、これは当然で水力の利用を極度に図らねばならない。資金不足ならば外資導入も結構である。まさか電気は外国迄海を越けて逃げることはない。問題は電気の利用方法について充分考えなくてはならない。日本が単なる賃加工の下請、或は物を動かして利益をあげるブローカーになつては、植民地経済と云われても仕方がないであろう。

(4) 中小企業の環境

最後に、日本の中小企業について述べたい。前に長々と書いてきたのは、実にこの中小企業の事を云いたかつたためである。

日本の基礎産業の確立と合理化なくしては、中小企業も正当な生存をつづけることはできないことを先ずあげなければならない。何故ならば、今数字をあげると、重要産業中に占める中小企業の下請状態は、造船七〇%、自動車六二%、繊維三四%、電話交換機二六%、鉄道車輛一〇%という一例が示されている。又一八八の大企業の持つている下請工場数は九八二である。以上の様な重要産業は、基幹産業の確立なくしては発展しないし、従つて中小企業も存続できないということになる。大体現在全国でメーカーは四九五万、従業員二〇〇人以上は二、五〇〇、残り四九二、五〇〇が二〇〇人以下の中小企業で、五人から一九九人迄の従業員の工場が一八万ということになつていて、日本の産業構造に占める中小企業のウエイトがいかに大きいかが了解される。従つて大多数の中小企業が大企業と結びつくのは必然である。現在のように中小企業に流された僅かばかりの融資の枠まで大企業がしわ寄せという形でおつかぶつている状態ではどうにもならない。即ち手形を大企業がなかなかださない。出しても、ひどいのになると一八〇日という馬鹿気たものまで、でてきている。

中小企業メーカーが以上のような点からどうしても今後益々大企業の下請的性格を持つて来るとすれば、これは大いに考えなければならない。併し同時に中小企業が直接大企業の下請とならなくとも、その原材料面においては殆んど基礎的大企業の製品を使用している。従つていずれの面からも何らかの形で大企業からの制約を受けることに間違いはない。

こうした場合、中小企業として最も重要なことは、大企業から円滑な資金を流して貰うということと原料資材もなるべく低い価格で入手するということである。これがこの節の冒頭に述べた日本基

礎産業の確立とその合理化の必要な所以である。更に附加するならば、中小企業メーカーが独得の技術を持たなければならない。これなくしては今後の中小企業の生存は極めて困難となることは明白であろう。大企業においては、生産がマス・プロ様式をとるが、中小企業にあつてはスケールが小さい故に製品の品質のコントロールはよりやり易い。即ち製品そのものに親切さがあらわれてくるパーセンテージが大である。かくすることによつて、中小企業が大企業にとつて必要欠くべからざる役割を演ずる。即ち大企業の中小企業のつながりの必要性が生れてくる。勿論中小企業自体にも多くの弱点を持つている。この問題については、先の本誌で述べたところで、要は自己の体質の改善に努めて貰わねばならない。両々相俟つて日本経済の底が深くなつて自主経済の確立が可能となるのであろう。

これらに対する施策としては、基幹産業に対し設備近代化の徹底的推進と新しい技術の研究及び導入と共に、それに対する金融の裏付け、中小企業に対しては現在資金需要一千億といわれているが、最も必要なのは、先に述べた様な状態なので長期の設備資金と同様に運転資金に対する何等かの手を打つことである。この方法については具体的に種々論議されるが、近い将来国家的に何らかの方法がとられるものと考えられる。併し中小企業としてこの受入態勢を整えることも要望される。

以上、今後の中小企業の日本経済に占める位置について述べたのであるが、最近の関心事である再軍備と特需と中小企業について簡単にふれ、終りたいと思う。

再軍備はしないということから、現在の保安隊は自衛のための新国軍の中核となるという様に変つて来ているが、それが果してどうなるかは予見を許さない。朝鮮動乱も今後たとえアイゼンハワー元帥が大統領になつても急激な変化は起りそうにない。全く困つたことである。現実は常にきびしい。併しどうも戦争景気は忘れられないとみえて、一部の人はそれを望んでいるように見える。が、これは正常な経済から云えば変態である。事実、特需は日本工業標準によらず、米国のそれによる製品規格であり、利益率も極めて低いことも忘れることができないし、保安隊にしても量で利益率の低いのをカヴァーするに過ぎない。

又戦争の起つた場合、重点的産業のみにウエイトがかゝり、必ずしも一般中小企業がよくなるとはきめられず、又再び統制といつたものの起ることは必然であり、そうなつた場合一部の業者のみの利得の大きかつたことに思いを致すならば、考え直す必要もでてくるであろう。とにかく、こうした需要は恒久的でなく正常経営をゆがめる恐れがある。又企業の危険性が増大してくる。併しそれだからといつてバスに乗り遅れる必要もないのであるが、たゞこうした軍拡的景気と繁栄は必ず人類に不幸をもたらすであろう。

（奈良県経済部長）

金融

金融にこんな手もある

薄織物や、蚊帳生地の本場として誇りを以つている、奈良県の機屋さんで組織している組合では、組合員の金融に、南都銀行の好意により蚊帳生地担保による金融が開始せられている。その要領を組合の中村専務さんに聞いて見ると左の通り書いて下さつたので転載します。

蚊帳生地担保融資取扱要領

奈良縣織物工業協同組合

一、目　的　担保融資により一時的に組合員のため金融の利便を図り以て蚊帳生地の換金的捌売を防止して蚊帳生地の有利な販売を援助する

二、資　格　者　組合員中の蚊帳部会員に限る

三、担保物件　組合員の生産したる綿蚊帳生地に限る

四、融資の金額　時価の五割以内

五、融資の方法　組合の指定する倉庫に搬入し当組合の検査に合格したるものに対し三日以内に現金融資する

六、融資の期間　二ケ月とす、この期間内に融資額を返済した者には直ちに担保物件を引渡す右期間内に融資金の返済なき時は担保品は組合の所有に帰するものとする

七、融資の金利は日歩二銭六厘とす

八、火災保険料、倉敷料及所要の手数料は依頼者の負担とす

九、担保品の処分　担保流れとなりたる時は役員会の議により適正に処分する、処分価格が融資額を超過した時は諸経費を控除した残金を依頼者に還元する

十、本制度は昭和二十八年四月末日迄に申込ありたるものだけに適用する

十一、担保融資の総枠は三千万円とし組合に於て組合の単名手形割引の形式により南都銀行高田支店に於て業者に融資する額と同額の融資（二ケ月）を受ける、担保流れとなつた時は更に二ケ月だけ継続して右期間内に担保品を処分して銀行に決済するものとする

説苑

旧年回顧

私も役人生活数年を経ましたが、毎年毎年師走の頃になると必ず「昭和何年を回顧して」とか、「新しい年を迎えて」とかの命題でペンを走らせたものです。と申しましてもその内の大多数は、上司の代文であつて、自分本位の所感なり、抱負なりは書いたことが少いのが偽らない実情です。このような過去を省みながら、今こそ自分の真剣な回顧なり抱負なりを記してみたい存ずる次第です。

私が本県にお世話になつて既に一歳を迎えようとしていますが、この一年間は夢の世界から険しい現実に降りて来たような色々な苦労もし努力も致したいと思います。本県は、中小企業庁に勤務していました当時から中小企業施策については進んだ県だと聞いていましたし、確かにその通りでした。しかし、小県のためか、中央の施策の恩恵に乏しく、私が参りました当時は、商工組合中央金庫の出張所も、国民金融公庫の支所もないと言つた現状で、県における有効な金融の諸施策も雨のぬけたような成果しか収められない感がありました。この欠陥を補うため七月に商工中金を、十二月に国民金融公庫を迎え得たことは、私の喜びの第一だと申せませう。

今日のように中央地方の政界を通じ中小企業金融の促進が叫ばれている時は少いと思います。このときにあたり中小企業金融機関の必要な布石を置きえたことは、本県にとつて幸いと言えません。どの府県も物産の販路の拡大及び商工施策の重要なものの一つとして努力されています。本県も東京に商工出張所、神戸に貿易斡旋所を置く一方、海外見本市に参加したり、全国各地で見本市、展示会を開催して県物産が新しい需要を求めうるよう努力して来ましたが、筋書通り上手に進みません。この際新しい手として直接本県単独で海外で見本市をしてみたら如何というので、全国府県最初の海外見本市を沖縄で開き好果を挙げえたことも私の喜びの第二と申せません。

金融の窓口を整えること、輸出貿易に対する関心を喚起すること、この二つこそ本県商工業の進展の活路と考えて去年はこの二つに努力を致した次第です。しかしながら、残された問題は未だ〳〵山積致しています。近しい時代に順応しえない産業、旧態依然たる生産設備、一世代前のような経営方式等がこれであります。商工施策の重点は限られた人手と予算で総べての施策を進めれば、中途半端なものになると決つています。商工施策にも重点がなければなりません。その意味で私は今年から是非次の四項目を重点として進めたいと存ずる次第であります。即ち

一、企業の合理的経営の推進
二、生産設備の近代化の促進
三、金融の円滑化
四、輸出産業の育成と貿易の振興

○経営の反省を企業の合理的経営の推進と申しましても、その最初の糸口は、経営者が企業経営を真剣に反省してみることにあります。企業経営に無駄な点があつたり自分本位の勝手があつたりすれば、今日のように競争の激しい時代には必ず繁栄は求められますまい。この無駄と勝手を追放するために、有能な企業診断員を多数そろえて今年こそ皆様の企業経営に真剣な忠告を致したいと存じています。

○能率的な設備で特需をうけよう、兵器の生産を初めようと言つて必ず優秀な機械設備を完全な品質管理が前提となります。

まず優秀な能率的な機械設備に更新するために今年度は、四五〇台に昇る国有機械を以てし、つぎに中央の施策に順応し「近代的機械設備の貸付制度」の実施を計画すると共に、長期且つ低利の金融により近代的な生産設備の確立に資したいと思つています。

○必要な融資を本県では、真面目な事業者には必要な融資が出来うる体制が出来ていると思います。特に今年は、零細な事業者には国民金融公庫の貸付、信用保証協会の利用があり、組合には商工中金の融資がありますし、又長期資金には中小企業信用保険の利用、開発銀行の利用や、現在国会で問題となつている中小企業資金融通制度でも実現出来れば、金融の窓口もそろい、資金源を充実すると期待できます。

このような実情を考え、県ではこれら制度の活用のしかたを金融機関とよく相談しつゝ、金融の円滑化に資したいと考えています。

○県物産が海を渡る体制を

繊維工業を中心とする本県産業が輸出

本縣商工業の今年の課題

―新しい年を迎えて―

中垣輝雄

不振のために伸長しないことは誰しも想像するところですが、この不振の打開は政府の適確な政策を海外市場の好転にまつ以外はないと申せます。しかし、未だまだ工夫如何では輸出の振興は期待出来ると思います。

私達が今年ねらうものは雑貨商品のドル地域への輸出の伸長でありまして、海外市場調査会(J・T・R・O)を通し、バイヤー、サプライヤーを通じて米国、中南米、東南アジヤの市場の動向を知り又註文の斡旋に努力したいと思っています。勿論、既存の産業に市場を見出す努力も致しますが、新しい輸出産業の育成には全力を尽し、一つでも二つでも新産業の勃興を図りたいと思っています。

○商工業者にセンターを

商工施策には常に新鮮味がないと言われています。特に府県においては中小企業者を対象とするため地味で具体的な施策を毎年積み重ねて行くのが最も適確な方法だと思うのであります。

しかし商工業者は立派な施策よりも親切で且つ有効な指導を求めているのではありますまいか。このため今年は商工業者には眼を通じて納得づくで指導する商工館を、又立ち遅れた技術面を積極的に援助出来る工業試験場を皆様のサービスのセンターとして設けたいと思っています。

(奈良県商工課長)

……◇——◇……

電源開発に就いて

難波恭一

謹んで新年をお祝い申上げます。

旧年中は九月以来の電産スト、電力事情の悪化によりまして種々御無理なお願いばかり申上げましたにも拘りませず、常々御理解ある御支援と御協力を賜りましたことを厚く御礼申上げます。

弊支店管内の皆様に平素の疎遠をお詫び申上げると共に、今後一層の御理解ある御支援をお願い致したいと存じます。

扨て、皆様におかれまして最も御関心のあります電源開発につきましては、弊社と致しましては凡ゆる努力を傾注致して居りまして、供給力は逐次増加して参つて居りますので、近き将来に皆様の御期待に副い得ることと存じます。

当地に於きましても、その一環として、皆様御承知の、十津川綜合開発計画がありまして、本計画は奥田知事始め、その他諸関係者の御尽力によりまして、いよ〳〵軌道に乗り、本年二月から電源開発株式会社の手により、本格的に着工されることになりましたことは、本計画が電源開発と県下利水の両面を有するものであるだけに、当地産業界に及ぼす影響は計り知れざるものがあり、御同慶の至りでありまして、県民の皆様と共に、新年に当り心からお祝を申上げると共に我々電気事業に携わる者として厚く御礼を申上げる次第で御座います。

特に申上げたいことは、本計画が奈良県民の皆様の総意として具体化されたことでありまして、この事は電気事業に対する皆様の御理解が如何に深いかを示すものであると私は確信致して居ります。

本計画が完成致しますと、賀名生村黒淵、南宇智村霊安寺、竜門村津風呂の三地点に認可、最大出力四九二〇〇キロワット、常時出力一五三〇〇キロワットの開発が行われることとなり、年間発生電力量は二・三五億キロワット時でありますから、当県下消費電力量の一年分にも当るわけで、如何に意義ある計画であるか、御理解を得たことと存じます。

弊支店と致しましては、皆様の御理解ある御協力に報ゆるため、本年は特に諸種の対策を樹立し、サービス向上のため一層の努力を致す所存でありますので、本年も相変りませず、御指導、御鞭撻の上、御愛顧を賜りますようお願い申上げます。

御需用家の皆様には、何卒本年も御健勝に御繁栄下さいますよう、お祈り申上げ、皆様への年頭の御挨拶に代えさせて頂きます。

(関西電力株式会社奈良支店長)

お金はどこに貯つてゐるのか(日銀27年6月調)

種別	27年6月	26年6月
商業部門	2,038億(44.2%)	1.891億(46.4%)
生産部門	812〃(17.6%)	739〃(18.1%)
一般消費者	711〃(15.4%)	602〃(14.8%)
農漁村	571〃(12.4%)	505〃(12.4%)
金融機関など	480〃(10.4%)	340〃(8.3%)
合計	4.612〃(100.0%)	4.077〃(100.0%)



報告

沖縄の近況

奥村正信

昨年十月那覇市に於ける、本県物産見本市に参加して、第二次世界大戦に本土から切り離され太平洋と東支那海を区分する南西列島の近況を見る機会を得た。以下その感想と若干の資料を御参考に供したい。

占領後米軍政治下に在つたが一九五一年四月、民政に切り換えられ、南西諸島中央政府が設立せられ其の行政下にある。北緯二九度線以南と旧沖縄県一円を管轄して居るが総て米国軍司令部の指導下に施行せられつゝある。

島民感情としては祖国と切り離され、独立も名のみにて其の帰属すら判然せない状態を一日も早く祖国日本に復帰して、交通交易の自由を望むや洵に切なるものである。彼等は吾々本土の者に会えば必ずや、沖縄の本土復帰の与論喚起に協力を懇願して居る有様である。

戦災の最も深刻な、吾々日本民族の最も多くの血を流した沖縄の地を本土に復帰せしむるは吾々も又望む処で速かに夫れの達成の日の来らん事を念ずるや切なるものである。

「沖縄の経済」 南西諸島の経済は決して安易なものでなく、本島は何等見るべき、資源、産業もなく沖縄本島六〇万、離島二〇万の人口を養うは洵に困難な状況下にある、然し現在は米軍施設の建設に依る投資が莫大である為め労務其他の収入が多く、為替尻は毎年弗の過剰と云う恵まれた状態である。

試に一九五一年輸出入貿易では

輸入　二、五〇〇万弗
輸出　三七〇万弗

差引二、一三〇万弗の入超であるに拘わらず之等は総て貿易外収入を以てカバーし尚且つ余剰弗を計として居る(約二、〇〇〇万弗)之れは全く米軍の放出弗の御蔭である。顧みて吾が国の夫れと類似して居るが此の南西諸島の場合特に著しいアメリカ依存の経済である。

日本本土との貿易は昨年七月十日、日琉協定が締結せられ輸入出殆ど自由に近い線まで緩和せられ、琉球政府も、九月十日外国人の投資に関する布令を実施して吾々の琉球に於ける企業を認める等一聯の経済諸法令は吾人の同地域に於ける経済活動を歓迎する意図であり、殊に琉球銀行の後払ユーザンスの期間延長措置等は沖縄の輸入促進に役立つものである。

「金　融」 金融機関としては琉球銀行一行で、中央銀行、商業銀行の総てを此の一行で取扱う従つて取引は相当厳格である決して楽でない。民営の無尽の如き金融は存外普及して居る——アメリカの指導者は銀行にはアメリカの方式を厳重に守らせるが、無尽等には存外注意を向けて居ない等の理由にもよる——そこで一般の経済人は、日本の市中銀行が沖縄に支店を設けらるゝ事を熱望して居るが現段階では到底望めない。何処も同じで資力の薄弱な者の希ふ夢でもある。限りある資金が限りない慾望を充す国はない。私が琉銀総裁、池畑嶺里氏に会見せる際に琉銀横暴の声を聞く。例えば輸入LC開設に当つても現金五十%を供託せねば取扱せぬ等は、実に惨酷でないか沖縄の輸入商は夫れ程手許豊富とも思えぬと話した処同氏は洵に尤であるが、吾々は其筋(米資本)に一定の枠を命ぜられ其の範囲で執務する外に詮方ない。今御話のLCの問題一つに付てもアメリカの如き資本力の豊富な貿易商に行われて居る制度を此の処でも行われて居る結局は彼我の国状習慣の相違で其の辺の調節に苦心して居ると述懐せられた。寔に左もあらん、と思う、吾々も占領下に経験した事である。

琉銀の場合は其の資本構成がアメリカ五一%琉球四九%で指導権は完全にアメリカに在る、止むを得ぬと思う。

「民生と産業」 住民の生活水準は未だまだ低い、住宅は破壊より復興遅々として渉らず、然し他の消費物資は豊富である格別不自由とも思えぬ。娯楽機関の復興は目醒しい映画館、飲食店の繁昌は、敗戦が安易な享楽に陥りたる弊の表れと見るべきか、稍自暴自棄的傾向もある。

農村は荒廃して居る、労力は軍の建設雇用に走り現金収入に頼る為め耕地は等閑に付されて居る。

政府は本島唯一の農産物である砂糖の復興に努めつゝあるが故に漸次旧態に復する日も遠からずと思う。元来沖縄の農業は女の仕事であり男は漁業以外は余り働かぬ習慣がある。

漁業も沿岸より寧ろ遠洋乃至出稼ぎ漁業であつて其の主たるものは、海人草、

貝殻、魚類であるが漁場の関係は台湾近接南支那海等は自由に出漁出来ず、何れも中共政権乃至台湾政府の指定せる香港乃至台湾の商社特定契約（漁獲物の分配）により出漁して居るのであつて其の収益も夫れに大半を割かれる不利な条件に置かれて居る、海外の出稼は不可能であり彼等島満漁夫の活動舞台であつた南洋方面は締出しの現在としては漁夫等の労力も剰つて居る之等の過剰労力も軍の建設工事に吸収せられつゝある為め現在では生活は低い乍ら安定して居る、労働収入はB円（沖縄円）（日本の三倍）で一日一五〇円乃至二〇〇円を得て居る。然し今後軍工事が終了せる時は彼等の生活は急激に変化あるものと為政者は憂慮して居るのは事実である、玆に沖縄の民生に大なる不安が胚胎して居ると思ふ。

産業としては、前述の如く地下資源は皆無であつて工業はない。僅かに大島紬、宮古紬位で微々たるものである其他蓄産、牛皮、魚油或は漆器等何れも大したものでない。

「奈良県見本市の成果」 這般の商工課の企劃になる見本市は大成功であつたと云つて過言でない、毎年各地で此の種の見本市を催して居るが効果上乗とは思わぬのであつたが今回の夫れは、

第一、時機将に適して居つた、内地の貿易業者、メーカー筋が輸出不振の為め猶額程の沖縄市場に殺倒して居るが綜合的一地方の物産による見本市を現地まで乗り出したのは本県が第一陳であつた。

本県の終了直後、九州連合、引続き、各県が渡航したのであるが奈良県がトップを切つた事が人気を博した原因の一つであつた。

第二、開催地が適切であつた。幸に本県は事前交渉に開催場所の適当なものを得た、市場街のデパートに開催出来た事は多数の人を集めるのに好適であつて見本市の主眼とする宣伝効果百％であつた。

其の後の各県は商工会議所等で開催して、其立地的不利を味つた様である。

第三、業者が直接見本市に出張して親しく間屋等と応接した事は確かに効果的であつて県係員と業者が密接に混全一体となつて現地の実態把握に努めた事は今後の該地輸出に大なるプラスとなつた。他府県の此種企ては概ね県の係員のみで業者は単に出品した程度で、此れでは全く意義をなさない。以上の如く今回の見本市は、天の時、地の理、人の和の三要素を完全に収め得た今後の企劃にも大なる参考となるべき大成功と信ずる次第である果せる哉其後の商談の実績は如実に此の成果を物語つて居る。

現地に於ける各種業者との懇談会に於て彼氏等の感想の一端に吾々奈良県人の大に注意すべき盲点を衝かれた。第一奈良は古い都で遊覧の地である事は承知するも如斯各種産業のある事は全然知らなかつたと驚いて居る。我々に県人としては今日迄本県産業を宣伝せず、口を開けば名所旧跡の親光地としての宣伝に終始して居るは大に改めねばならぬと痛感した。

今回の見本市の間接の収獲としては彼等に対し奈良県産業の存在に就て大に認識を革めさせた効果は偉大であつて我々も、意を強うした次第である。

「衛生並に薬品関係」 現在沖縄の人口概数は本土人八〇万、土建関係内地会社四三社従業者約一〇万人米軍関係約一〇万人計約一〇〇万であつて一九五一年四月まで医療機関は総て国営であつた事と米軍に従事する者は厳重な身体検査の上採用し衛生管理が行届いた為め衛生水準は急上昇して医薬品の需要は戦前の数倍に向上した。

然してアメリカよりの輸入は少量で然かも注射薬が少ないので日本品が殆全部である。家庭薬は銘柄の戦前より売れて居る品は需要が多い、宣伝の行われて居らぬ品又は新薬、無名品は売行悪い。

配置は、未だ行われて居らぬ戦前も配置は余り好成績ではなかつた島民の経済から見て貸し売は余程考へねばならぬと思われる。此際配置すれば需要は相当あると思うが回収は余程六ケ敷い。

殊に取締当局（厚生局薬務課）では此の配置は諸般の状況に鑑み当分許可せぬ方針であると、筆者に言明して居る。其の理由に就ては首貫出来る節もある、奈良県配置業者としては今後に残された課題である。

薬品の輸入商社は七社であつて資本的には充実してゐる家庭薬の小売商は約一二〇〇軒で当局は之れを増加せしむる方針であると言つて居る開業医は全島で一四〇人である。

沖縄を中継として漁舟で薬品類の密輸出もあると聞くが主として注射薬等で家庭薬ではない仕向地は香港、マカオ西貢等僅少のものである。

以上洵に雑ぱくな見聞記に愚見の一端を加へたに過ぎぬ。何等かの参考にもなれば望外の幸である。

（奈良県商工会議所理事
協和製薬株式会社副社長）

——?——

——?——

×砂糖の一人当り消費量を世界各国の人に就て見ると×……

お砂糖も自由販売になると有難味が薄らいで来たが、消費量は文化と比例すると云ふ人もあります果してそうだろうか。……

（世界主要国民一人当）

濠州	63.7 kg
デンマーク	59.4 〃
アメリカ	45.6 〃
イギリス	40.5 〃
アフリカ諸国	16.2 〃
日本	6.9 〃
インドネシヤ	5.8 〃

日本は終りから二番目とはなさけない。……

（隨想）

契約の神聖と取引の安全

中村絹次郎

お菓子を買う……お米を配給所へ取りに行く……是は売買契約である。電車やバスに乗る、是は請負契約の一種である運送契約である。床屋で髪をかり、大工に家を修繕してもらふ、是も一種の請負契約である。市役所や瓦斯会社にたのんで水道を引き、ガスをとる、是は一種の供給契約である。このように経済的社会は契約を中心にして動き、契約なくしては私たちは一日も生きて行かれない。

法学者は近代資本主義の発展の素因を法律的には契約の自由といふ事に求めている。封建的な身分的隷属関係から解放されて人が自由に「契約」しうるようになつた処に経済社会の発展が約束される。

処で、更に一歩進んで、この資本主義の寵児たる契約はその結び方——契約の締結の形式——が定型化され、簡易化されればされる程、経済社会の発展を促進する。逆に経済社会が発展すればする程契約は定型化され、簡易化される、といつてもよい。

ある一定の物品の売買に当つて、その都度契約書をとり交しその契約書の中に品質、規格、単価、数量、納期、決済条件等六ケしい条件をならべたてる、複雑な契約方式がある半面、だまつて乗り込んで、おりる時にだまつて十円渡せば万事O・Kという簡易な契約（バスに乗る時）もあれば、銀貨をボックスに入れるとそのボックスの中からアイスクリームがころがり出すという簡易な、売買契約もあり又相手方が全々誰だかわからぬのに安心して電話一本で何百万円も何千万円でも売買の出来る契約（株や三品綿糸の売買）も生れた、このように契約がその金額が如何に莫大なものでも簡易に結べるようになつた事はどの位世の中を便利にし又一面社会の発展を促しているかわからない。

処で更にもう一歩つき進んで考へて見ると、このようにかんたんに契約を結べる原因は一体何処にあるか、いう迄も無く契約、特に売買契約等の双務契約は契約の両当事者に契約と同時に一定の権利と共に一定の義務を必ず発生せしめるものだが契約が定型化し、簡易化し得たというのは契約の当事者が何人であれ契約によつて負担した義務を相手方が必ず履行して呉れるという安心感、乃至は信頼感を抱いているからに外ならない、近鉄を信用すればこそ、私達は前金を払つて一年分のパスを買う所以である。果して然らば近代経済社会発展の素因である「契約」なるものは、契約の当事者相互の信頼の上に立つものであり、この信頼なくしては、安心して契約など出来るものではない。信用取引の典型ともいうべき手形取引にしても、売つても現金では買つて呉れず、みんな手形で「かなわん」と売手はなげくが物は見方で、六〇日手形で売つても六〇日目には必ず手形を落してくれるだろうという相手方に対する信頼感があればこそ手形取引が出来るので、手形取引の出来るような信用出来るお得意先を持つている事自体が度い事だとも云える。

この相手方に対する信頼、信用の上に立脚する契約はその両当事者が、真に道義の上に立つて契約の締結によつて負担した義務を必ず履行する「神聖なる約定」だという事になる、契約の神聖が厳重に守られて初めて一切の、その上に立つ取引の安全と安定が確保され、それを基盤として社会は発展する。

契約の神聖は、経済社会の生命線であり、これが崩壊すれば、経済生活は根底から破壊される、契約の神聖というと如何にも物々しいが要は約束した事は必ず守るという事にすぎない、処が案外この事が守られずにいるのには私自身おどろいている、役人という人種は世情にはうといがうそはいわないし又いえない。

半生を役人で過して実業人のはしくれになつてはじめて実地に見渡した、生きた経済社会の現実にはこの契約の神聖が、へいりの如く、じりりんされて敢て異とされぬのを見て私は驚いてしまつた、こんな事ではとても安心して商売なんか出来るものじやないとなげいたら、そこの処をうまくのり切るのが商人だと教えられて二度ひつくり返した事がある、武士は枕許に、刀をおいてねむり商人はそろばんをおいてねる、一度そろばんをはじいて、口頭であれ文書であれ契約したが最後、その時の契約の条件が一切を決定し当事者は死を以てその条件を守らねばならない。

契約したあとで値下り値上りがあつた

事を理由に値引き、値上げを要求し容れられなければ契約をキャンセルする、そんな商売なら赤ん坊でも出来る、大の男が何のためにそろばんをはじいたかといいたくなる、契約の尊厳を死守する事は小にしては信用を重んずる商人の第一義的鉄則であり、大にしては経済発展の根元である。

一流の実業人といわれる人は、信用第一の人であり、信用とは契約を守る力と意志の表現に外ならない、契約の神聖を守る力と意志は、しかし、貸借対照表にはのらない、バランスに乗らないこの無形の勘定科目にこそ実は、経済人の死命を制する鍵が秘められているといへよう。

店のほんとうの意味の信用（広義の）はその店の長ければ長い程歴史（伝統）と信用（狭義の、即ち契約を守ること）の二つによって築かれる、私が新聞の広告等をみて何時もうらやましく又くやしく思うのは「何百年、何十年の御愛顧に輝く○○商店」とか「創業慶応○年」などの古い長いのれんの店の広告である、私もいささか奈良の綿業の発展のための小さな捨石の一つたり得たいと念願して、さゝやかな商売を始めたが、のれんが新らしいので社員には、口ぐせのように約定は慎重に、約定したら死守せよと共にいましめ合つている、一件一件の約定をよく守りこれを積み重ね〳〵して世間様の信用を得たいものと念じている次第である。

（奈良綿業株式会社社長）

漫談

千二百年前の借金證文

松本楢重

初春早々、借金の話など縁起がわるとおつしやるかも知れない。しかし、話はすでに千二百年も昔のことであつてみれば、生々しさはすでに失われており、むしろ炉辺の話の種にもなりそうと、まずは、お許し願いたい——

千二百年前といえば、奈良ではおなじみの天平時代である。咲く花の匂うがごとしと謳われた天平時代は、芸術文化の一ばん花やかな時であつたことはいうまでもないのだが、その花やかさの影にも、ある人々の暗い生活が皆無だつたとはいえない。借金に悩まされていた人もあれば、その借金を、ついに皆済できなかつた人もいたのである。それは正倉院に残るその当時の借金証文が生きた証拠なのである。

そのころ、写経生という制度があつた。印刷術の達発していなかつた当時は、方々の寺で使うお経を、一々筆写するのであつて、この仕事に従事する能筆の人を写経生といつた。東大寺のような大きい寺には、相当多くの写経生が働いていたようである。

これらの人は勿論その働き相応の給料を貰う。大たいは、布などの現物を支給され、生活はそれによつて支えられていたであろうが、それでも不時の支出などあつて、時には借金もせねばなるまい。この場合、誰から借りるか。自分の勤めている役所、たとえば東大寺写経所などから借りるのが、一番手近かであり、便利でもあるし、貸す方でも、こんな連中が借り主であるなら、万一の場合、月給さえ差押えればよいのであつて、貸倒れする心配は全くない。いわば、月給の前貸しに当る。従つて、この種の貸借が大いに行われたのであつた。

借金するに当つて証文を一札おさめるのは今も昔も変らない。ただ天平時代には「借用証書」とは書かず、「申請月借銭事」と書いている。すなわち、借りる期間はすべて一ケ月を単位とするらしい。

宝亀三年（西紀七七二——千百八十年前）十一月二十七日付で、丈部浜足という人が銭一貫文を借りた時の証文を御紹介してみよう。利息が元金百文について十三文。つまり月一割三分という高利である。それも信用貸ならばともかく、右京三条三坊（現在の奈良市尼辻町附近）にある地所十六歩と板屋葺の家一戸、および葛下郡に持つている国分田三町八段を担保として提供している。右の元利を約束どおり支払えない時は「妻子を質とし奴婢に売つても貸主に迷惑はかけない」と悲痛な文句が書いてある。しかも、この証文には三人の保証人（償人）が連署していて、貸主の不安は全くないようになつている。それでいて、月一割三分の利率は如何にも高い。この借金は、約束どおり翌十二月二十五日、元利合計千百二十五文、耳を揃えて返済したことが判明している。

借主も保証人も、今日ならばハンコを押捺するのだが、当時は、自分の氏名を自署するのである。ところが、なかには無筆でも保証人にならねばならぬことがある。宝亀四年四月七日、山辺千足という人が銭三百文を借りた時、その保証人

税制○○○

昭和二十七年度補正予算に伴う税制改正の要綱

（昭二七・一一・一大蔵省）

税制の一般的改正は、昭和二十八年度において行うこととするが、差し当り、所得税の負担を一層軽減合理化するため、昭和二十七年度補正予算に関連して、次のとおり所得税法の臨時特例を設けるものとする。

一、昭和二十八年一月から三月までの間に支給される給与所得及び退職所得については、控除及び税率を次のとおり改正するものとして計算した源泉徴収税額表に基き源泉徴収するものとする。

（イ）基礎控除額を六万円（現行五万円）に引き上げること。

（ロ）扶養控除額を最初の扶養親族一人について三万五千円（現行扶養親族三人まで一人につき二万円、四人以上一人につき一万五千円）に引き上げること。

（ハ）勤労控除の最高限度を四万五千円（現行三万円）に引き上げること。

（ニ）所得者が負担すべき社会保険料（健康保険、国民健康保険、厚生年金保険、船員保険及び失業保険の保険料並びに国家公務員共済組合の掛金、恩給国庫納付金及びこれに準ずるものをいう）を支払つた場合には、その金額を所得金額から控除すること。

（ホ）低額所得者に対する負担を一層軽減する趣旨により税率を次のとおり改めること。

課税所得（総所得金額から基礎控除、扶養控除等の諸控除をした残額）

二万円以下の金額　百分の十五（現行　八万円以下の金額　百分の二十）

二万円をこえる金額　百分の二十（現行　八万円以下の金額　百分の二十）

七万円をこえる金額　百分の二十五（現行　八万円をこえる金額　百分の二十五）

十二万円をこえる金額　百分の三十（現行　十二万円をこえる金額　百分の三十）

二十万円をこえる金額　百分の三十五（現行　二十万円をこえる金額　百分の三十五）

三十万円をこえる金額　百分の四十（現行　三十万円をこえる金額　百分の四十五）

五十万円をこえる金額　百分の四十五（現行　五十万円をこえる金額　百分の四十五）

百万円をこえる金額　百分の五十（現行　百万円をこえる金額　百分の五十）

二百万円をこえる金額　百分の五十五（現行　二百万円をこえる金額　百分の五十五）

二、右のうち社会保険料の控除は、昭和二十七年分の所得税についてもこれを認めることとし、昭和二十七年一月一日以降支払つた社会保険料の額を

（イ）給与所得者に対しては年末調整に際し

（ロ）申告納税の所得者に対しては確定申告に際し、控除するものとする。

◎世界の人口　（国連発表）

一九五二年——二三億七・四〇〇万人

（一九三九年以来十三年間になんと四億の増加だそうな！　その半数以上はアジアに住んでゐるとはこれ亦どうです）

山辺公魚麻呂は、あいにく無筆で、自分の名を書くことができない。そこで、便宜、ほかの人に自分の名を代筆して貰い、自分はハンコを押すかわりに、左手指の長さに相当する線を一本縦に引いて、それへ指関節のところを目盛りした黒点を附けておいた。人おの〳〵指の長さや関節間の長さに差があるので、自署がわりにこの法を用いたのである。今日の拇印の原始形といえるであろう。この法を「指乃里」といつて、大宝令にチヤンと規定してある。

当時の借金証文は、たいてい月一割三分の利率で、担保は家、地所、布などである。借金一口の最高は、まず一貫文程度であつた。

さきほど記した山辺千足という男は、元利合計千十五文を返済すべきところ、八百二十二文までは支払つたが、残る百、九十三文はついに踏倒したらしいことが、この借金証文の余白に明記されている。彼がもしこの証文が千二百年のちの今日まで残ると知つていたら、どんな無理をしてでも、残額の屁拭いをしておいたことであろう。僕のごとき、至る所であらゆる人から借金せねば、その日の生活に事欠く手薄さであるが、せめて踏倒しだけはせぬようにと、山辺千足が教えているように思えてならない。

（奈良県観光課嘱託）

)・(　)・(

税制

税制の根本的大改正を要望する

全国三百有余の会議所が要望せる税制の大改正案を日本商工会議所が取り纏めて、調査研究の結果出来上つたのが左記要望である。

租税負担の軽減と税制の合理化を図るため、われ〳〵は、今日まで、屢次にわたり、税制改正につき要望し、既に数次の改正税法の実施により、或程度の減税が行われたが尚我が、国の現情及び過去の実情に照らすとき国民の税負担は依然として過重であるのみならず、独立後の我が国経済の自立と発展を確立するためには更に減税の必要が痛感される。

今次の総選挙に於ては、各政党とも減税の実施を最大の公約として掲げたのであるから、新内閣は、公約通りに、減税を内容とする税制改正を実施することは疑いないところと思われるが、この際、我が国の財政々策と租税体系を根本的に再検討することが緊要であると信ずるから、われ〳〵の抱懐する税制改正に関する要望を重ねて明らかにし、その急速な実現を期待するものである。

記

第一　基本方針

一、減税を内容とする税制改正を行うこと

国税に於ては、税法上の減税が数回行われたが、地方税に於ては、却つてむしろ増税が行われ、国税、地方税、相合した租税負担は尚甚だ過重であつて、国民生活の安定を阻み、民間資本の蓄積に重圧を加えている。

よつて、国税、地方税を通じて実質的に国民負担の軽減を図ることを主眼として税制改正を行うことが最大の急務である。

税負担過重の根因は、我が国の財政規模が国民経済力に比し、極めて不均衡であることに基くから、従来の行懸りに捉われず、行政事務を新たな見地から秤量してその改正、停廃止を行い、行政機構を縮小し、徹底的に行財政を整理することにより、中央・地方を通ずる歳出の大削減を断行し、もつて大巾な減税を実施すべきである。

このことは、われ〳〵の屢々要望したところであるが、未だ十分な成果を見ていないのは甚だ遺憾であつて、新内閣成立のこの際、庶政一新の国民の期待にそむくことなく、重大な決意をもつて、これを実施せられんことを切望する。

二、民間資本の蓄積企業経営内容の充実及び健全化を促進する意図をもつて税制改正を行うこと

現行ドッジ・ラインに基く財政々策は財政の均衡維持に急なる余り、租税による民間資本の国家的吸収が激しく、ために民間資本の蓄積を阻害し、国民経済全体の基盤を脆弱ならしめている。

今後、我が国が独立後の経済自立を達成するためには、各国との激烈な国際競争に耐え、生産及び輸出貿易の飛躍的増大を図らねばならぬが、民間資本の欠乏と企業内容の弱体なことが致命的欠陥である。この一両年の我が国経済力とくに国際競争力の増強が、どの程度実現されるかは、我国の将来にとつて極めて重大な意義を有するものであるから、税制改正においても、民間資本の蓄積、企業経営内容の充実健全化を助長するための特別の考慮を払い、或点については、この数年間の臨時措置としてでも、これを実行するの要がある。従来の税制改正においても、この点に関するわれ〳〵の要望は、或る程度容れられているが、なお所謂公正課税の論理に捉われて、却つて資本蓄積を阻害する傾向が見受けられるのは甚だ遺憾である。

三、税制改正に当つては、国税においては直接税に重点をおき、租税体系の均衡を図ると共に地方税においては、税制の簡素化に主眼をおき、これを行うこと。

現行税制は、シャウプ勧告に基き、直接税中心に編成されており、直接税と間接税の比は、昭和二十七年度に於ては五八、三%対四一、七%（戦前昭和九―十一年は、三四、八%対六五、二%と著しく直接税に依存しており、これがため所得税については、とくに中低位所得者層に相当の重圧となつているのみならず、法人税も四二%の高率課税のため、資本蓄積を阻害することが大である等、現状においては、既に直接税中心の税制は限界に達していると見なければならない。

よつて、減税の実施に当つては、国税においては、直接生活並ひに企業経営に対する重圧となり、各種の悪影響を生じているところの直接税中心にこれを実施し均衡ある租税体系の確立に努めるべきである。殊に物価水準の変動等を考慮し、所得税における基礎控除、扶養控除及ひ勤労控除の引上げ、並ひに社会保険料控除制の設置等は、当然実施さるべきである。

尚、企業所得の中、蓄積部分に対する軽課、銀行預金利子に対する課税上の優遇、株式譲渡所得課税の改廃、生命保険に対する諸控除の引上げ、企業経営の拡張安定のために必要な諸準備金制度の新設拡張富裕税の廃止及び相続税の軽減等は速やかに実現さるべきである。他方、地方税に於ては、極力税制の簡素化を図り、減税を行うべきである。とくに国税、地方税間における課税標準の重複調査の廃止又は附加税制度の復活、地方団体間の税源の調整、固定資産税課税標準の道府県による統一調査等を行うべきである。

四、経済の現段階に即応し、税制及び徴税を簡素合理化し能率的運用を期すること。

現行税制は、戦後の我が国の政治経済社会状態からみて、余りに理想的に奔りすぎたる嫌いがあり、納税者に対しては複雑煩鎖な手続を負わしめて経済の敏速円滑な活動を阻害し、又徴税側においても、徴税費の増嵩を見ながら、却つて徴収の効果を挙げ得ない弊害が見受けられる。

とくに地方税制においては、地方財政確立の観念に捉われて税源及ひ徴税の独立を固執する結果から、むしろ却つて実施の円滑を欠き、ために徴税者、納税者ともに経費の増嵩及ひ手続の煩雑に悩まされている実情であり、反面、道府県税制が都市的課税に偏している等、税源の偏在による租税体系の欠陥も指摘されるところである。よつてこの際、経済の現段階に即し、国税地方税両面にわたり、税制及ひ徴税につき、簡素改善化を行われ、もつてその実効を期すべきである。

第二　具体的改正意見

一、国税改正に就て

（一）所得税

一、基礎控除、扶養控除等の諸控除、並ひに税率は、今日の国民生活水準及ひ物価指数の上昇等を考えるときは、尚、甚だしく国民生活を圧迫するものであるから、これ等諸控除の引上げ並ひに税率の引下げをなすこと。

二、預金並ひに金銭信託利子に対する源泉選択課税の税率を引下げると共に無記名定期預金の源泉課税率を軽減すること。

三、株式譲渡所得税は、日本経済発展の基礎である株式投資を阻み、健全な株式市場の育成を阻害するから、これを廃止すること。

なお、株式移転税の復活が当局において考慮されている模様であるが、かかる移転税は、大衆の株式投資意欲を妨げるものであるから、これを取止めること。若し止むを得ず、これを復活する場合には、その税率を極力低率とすること。更に当局に於ては、配当控除の廃止をも考慮中の如くであるが、かかる措置が資本蓄積に与える影響は重大であるから、配当控除は、従来通り存続させること。

四、株式配当金及び、余剰分配金に対する源泉課税は、零細投資層に依存する我が国株式市場の現状に於ては、資本蓄積に一大支障を来たしているから、これを廃止すること。

五、個人青色申告制度について。

シャウプ勧告により、個人にも、青色申告制度が採用されて以来、今日までに漸次、大巾の特典が認められたので、中小企業の簡易経理制度も一歩前進したかの感があるが、本制度の取扱いが未だ徴税の末端機構まで徹底せず、青色申告者に対する調査態度も従来の弊風から抜けきれずに、全般の景気より推定して、個々の企業所得を算出するという傾向が残つて居り、このため折角の制度の普及を阻んでいる実情であるから、適正なる青色申告は、これを十分尊重して本制度の維持育成を図られるよう、末端機構まで、この趣旨を徹底せしめる必要がある。

なお、個人青色申告制度には現在既に若干の特典が認められているが、個人は法人に比し、未だ不利の点が尠くないから、その特典を次の様に拡大すること。

（1）中小企業においては、事業主並びに家族の労働力に依存するところが極めて多く、従つてこれらは、実質的には一般勤労者と殆んど異なるところがないから、事業主並びに配偶者に対しても給与控除の特典を認めること。

（2）損金に算入される必要経費の認容を寛大にすること。

（3）青色申告帳簿を簡易化し、厳重なる正規の簿記の原則を要求しないこと。

（4）青色申告者に対しては、同種同規模の白色申告者に比し、不利とならぬように取扱うこと。

（5）法人の申告納税は決算後二ケ月以内に帳簿の実額利益に税率を乗じて納税するのに対し、個人は特別の申請のない限り、前年の実額を下らぬ所得を申請しなければならぬことは法人、個人間に取扱いの差別があり過ぎるから、個人に対しても法人に劣らぬ待遇をすること。

なお、法人税においては、納期限内に半額を納付することにより、残額の三ケ月徴集猶余が認められているが、所得税においても、同様の措置をとること。

（6）個人に対しても、十二月末日以外に決算期を定めることを認め法人と同一の扱いにすること。

（7）自己の商品を自家消費する場合には、売価によらず仕入原価で帳簿の整理が出来るようにすること。

（二）法人税

一、法人税率は資本蓄積を促進する見地等から、軽減すること。

とくに中小法人には低率の税率を適用すること。

二、法人課税に対する一率課税を改めて、社内留保分と社外流出分とに区別し、前者に対しては後者に対してよりも、低率課税（例えば五分の一程度）とすること

なお、収益の一部を特定の合理化に引当るため留保した場合は、その金額に対して、当分の法人税を減免すること。

三、貸倒準備金の損金認容額は、実情に副わないから、これが限度額の引上げを認めること。

なお、所得に対する毎期積立金額に関する制限は、これを撤廃すること、更に貸倒金認定の範囲を明確化し、実情に即した判定を行われること。

四、価格変動準備金制度は一定金額（例えば帳簿価格の三割程度）に達するまでは、毎期一定限度（例えば帳簿価格の一割程度）の積立を認める制度に改めること。

五、法人の市町村民税は、事業税同様に損金算入を認めること。

なお、損金算入の認定を受ける経費の範囲は、出来るだけ拡大すること。

六、同族会社に対する積立金課税を廃止、若しくは軽減をなし、中小企業の育成を図ること。

なお、同族会社に対する範囲規定は厳に過ぎるから、その基準を緩和すること。現在中小企業法人の大部分は、同族会社であり、且つ増資、社債発行等による資本調達が困難である関係上、積立金課税は、中小企業存続の基礎を脅かすものであるから、これを廃止することが望ましいが、若し、廃止困難なときは、現行免税点五十万円は余りにも低位であるから、これを少くとも、二百万円程度までに引上げをなし、中小企業の資本蓄積と企業合理化の促進を図ること。

七、再評価積立金を資本組入の外、別途積立金で留保する途を開くと共に、第三次再評価を実施しうるよう措置されること。

なお、株式会社以外の会社の再評価積立金の資本組入を認めること。

八、固定資産の減価償却については、耐用年数を短縮（例えば平均二割程度）すること。

九、公益法人その他公共的事業に対する法人の寄附金は、所得計算上、全額損金と認めること、

（三）相続税

一、相続税率は、物価水準の変化等より見て、尚高率に過ぎるから、基礎控除の引上げ、及び税率は例えば最低一〇%、最高五〇%程度に止めること。

二、退職給与及び生命保険を相続する場合、現行控除を相当引上げること。

（四）富裕税

富裕税は、税収、課税の手数、調査の困難及び納税者との摩擦等の点よりみてこれを廃止すること。

この場合、高額所得者に対する所得税率を多少引上げること。

二、地方税に就て

（一）事業税

一、事業税は、所得税又は法人税の付加税とすること。

事業税の査定は、地方徴税機構の調査の下になされているが、実質的には、国税の付加税と何等、異らない実情であるから、この際、国税、地方税、相互間の課税標準の重複課税を避けるため、事業税を所得税、又は法人税の付加税としこれによつて徴税費の軽減と徴税の合理化を図る必要がある。

若し、之が付加税の実現されない場合の、事業税の課税標準たる所得は、所得税又は法人税の課税標準たる所得額を用いること。なお貸倒準備金、損金の繰越及び繰上げ等を、国税の場合と同様の取扱いをすること。

二、基礎控除を引上げると共に税率を更に引下げること。

三、電気供給業、ガス供給業及び運送業に対する外形標準課税は廃止すること。

（二）特別所得税

事業税と同様に所得税の付加税とするか、課税標準たる所得は、国税の課税標準たる所得を用いること。

（三）附加価値税

附加価値税は廃止するか、若しくはその施行を更に当分延期すること。

（四）固定資産税

一、固定資産税を道府県、市町村の共有税とし、道府県一、市町村二、の割合で課税すること。

二、固定資産税については、その免税点を相当程度（例えば土地家屋に対しては、少くとも各々五万円程度まで）引上げると共に（参考例、固定資産税、免税参照）税率の引下げをなすこと。

又、固定資産の回転率の低い事業に対しては、とくに税率を低率とすること。なお、その課税標準決定方法が地方により、著しき差異がある実情であるからこれが、適正を図るため、道府県に於て評価することとし全国的観点にたつた簡明な統一基準を設定すること。

三、固定資産税の課税標準たる固定資産の評価が現在毎年行われているが、これを例えば、五年に一回程度の評価と改めること。

四、企業の固定資産にして予備又は遊休の場合は、その使用したときから、課税するように緩和すること。

五、償却資産に対する課税を廃止すること。若し廃止困難な場合はこれを軽減すること。

なお、償却資産の範囲につき、捕捉に手数と経費を要し、耐用年数が短く、時価の算定に困難を伴う等の事由がある運搬具、備品及び什器等に対しては、その範囲より除外する等、適当に整理縮少を図ること。

六、電力、ガス、鉄道、船舶、鉱山及び倉庫等の公共企業等に対しては、その特殊性に鑑み、固定資産税の課税対象より除外し、別に特別固定資産税又は夫々の特別税（例えば発電施設税、ガス施設税、軌道税、船舶税等）に振替え、その税率を現行の本税率より相当引下げること。

（五）市町村民税

一、個人市町村民税の税率は相当程度引下げること。

二、法人所得制課税は、企業の資本蓄積上、これを廃止すべきであるが、若しこれが不可能の場合には、標準税率一〇%、制服税率一二%程度に引下げること。

三、市町村民税の特別徴収義務者に対する交付金制度を確立すること。

四、市町村民税の法人税割は損金算入を認めること。

（六）入場税

入場税の税率を更に引下げると共にその課税範囲を縮少すること。

（七）遊興飲食税

遊興飲食税は、誠実な業者を不当に圧迫する結果となつて居り、且つ、これが徴税上にも種々の困難がある実情であるから、税率の引下げをなすと共に、課税対象も遊興その他とくに高級の飲食のみに限定すること。

（八）その他

一、電気ガス税

最近数次にわたる電気、ガス料金の値上げに鑑み、これが税率を引下げること。

なお、非課税品目の増大の傾向あるに鑑み、これを再検討し、その非課税品目は最小限度に止めること。

二、新たに還付税として、酒消費税及び煙草消費税を設け、酒税額又は煙草売上金額の一定率として人に又は売上金額に按分して、道府県及び市町村に交付すること。

なお、地方財政平衡交付金は、還付税とする煙草専売益金及び酒税の額に応じて減額すること。

三、税務改善に就て

一、中央、に地方に於ける徴税機構を統合すること。

現在、国税は、税務署、地方税は都道府県、市町村と二元又は三元の徴税機関があるため、これに伴つて同一納税義務者に対する所得決定等も区々であり、他方、納税者は、直接的には、申告及び納税等に二重三重の繁煩に悩まされ、間接的には、これに伴う経費の増嵩を見ている実情であるから、この際徴税費の節減と課税の公正を図るため、中央、地方を通ずる徴税機構の統合、一元化を早急に実現すべきである。

二、申告納税の場合、更正決定をなしうる期間を申告期限後一定期間（例えば六ケ月以内）とし、その期間経過後は申告を是認したものとすること。

三、苦情処理に関する協議団には民間委員を参与せしめること。

なお、更正決定には、税務署の一方的更正決定を排除して紛争の発生を未然に防止し、適正課税を図ること。

四、課税の調査に当つては、納税者たる企業自身に対する調査のみでなく、その取引先に関し、長期間にわたる取引伝票等の照合を要求する等資料調査に関する要求が余りに多い実情であるから、これらの調査は極力簡素化し、企業の無用且つ繁雑な手数を除去する様とくに善処すること。

五、更正決定について審査請求期間の現行三十日を六十日とすること。

六、納期の円滑を図るために、国税、地方税を通じ、納期の調整を図り、年度末その他に納期が集中されることないようにすること。

なお、事業税等の納入について郵便局に於ても取扱わしめるよう納税者の便宜を図ること。

七、税務会計と企業会計が不一致であるため、税務会計の発生主義が強行される結果、売掛金の回収が遅延する中小企業に対しては、とくに大なる負担となつているから、税務会計は発生主義を厳格に適用せず、これを実情に即して緩和すること。

八、青色申告者に対する課税取扱を徴税機構の末端まで徹底させること。

青色申告制度が採用された結果、税務当局と納税者との紛争は減少してはいるが、尚未だ推定課税を行い、ために両者間に紛争を惹起している事例も尠くない実情である。

九、現行税法中には一方的な納税者の義務規定が極めて多いので、これを緩和すると共に徴税当局の義務規定をも明確にすること。

十、税法及び税務取扱等を一般に周知徹底せしめて、納税者を善導すること。

十一、税務官吏の資質向上とサービス改善を図るた努め特別の力をすること。



（漫談）

一紙半墨

京極信太郎

日本の貿易は赤字、商社も赤字、凡ゆる企業面も赤字が多い、おまけに公共団体まで赤字、赤字、赤字の氾濫ではある。

そうかと思うと、国民生活をおびやかし、国家経済や産業界を危くするような、昨冬のストさわぎ、全部の人ではあるまいが、己れの責任など全く棚上げして、自分さへよければと云つたような態度。

クリスチャンでもないのに、クリスマスとか云うて、踊り狂う輩もある。

そうして味噌も糞も一緒くたにしたのを民主主義だと考えている人もある世の中である。

さて腰弁生活何十年、とう〳〵オツオンになつてしまつた筆者が、いつもお正月を迎える毎に、想い出すのが「一紙半墨」の四字である。

それは市庁に勤めて居つたある時代のこと、時の市長が就任最初の、御用始め式の際、庁員を集めて挨拶旁々訓された何箇条かの中に「一紙半墨おろそかすべからず」と云うのがあつた、これに附言されて曰く「お互市庁に職を奉じている公僕として我々は、市民に対する不断のサービスは勿論のことながら、市民の貴い汗の結晶に依つて、凡ての仕事をやつている、従つて一銭の公金たりとも有効に使用する責任がある、一枚の紙、少しの筆、墨でも、おろそかにしてはならぬ、自分のものは大切にするが、勤め先のものは、ついおろそかになりやすい、斯うした処にも公私の別を、はつきりせなくてはならぬ。市庁内の総てのものは市民のものである、公僕たるものは、その市民のものを預つているのであるから、私物よりも一層大切にすべきである云々」。

これは啻に、国府県市などの役人に限らず、銀行、会社、工場其他総ての職場にも通じることである。

一月のある日この市長が、御不浄から出て来て、私の席へ来るなり（当時私は秘書係長であつた、今の秘書課長と人事課長の仕事であつた）君、こんな紙が便所に捨ててある（役所名の入つた和罫紙で、ケツふきにはもつて来いの代物）と四五枚の罫紙を私の机の上へ置いて曰く「僕が先日放漫政策のあとを受けて就任した私の責任は重い、財政の建直しには、先ず市庁内の者が率先して、経費の節約を図ること、一紙半墨たりとも、おろそかにするなと訓したにも拘わらず、市民の大切な預り物を、しかも便所で使用するとは以ての外である。これは君が平素の指導を怠つている大なる失態である（私の仕事の中には庁内の取締り、吏員勤怠の取締りなどが含まれていた）だれがしたのか、早速調査して相当の処分をすることを厳命せられた。

さあ困つた、云い出したら後へ退かない、おやぢさんのことではあるし、と云うて、二百数十人の庁員一々聞いた処で判る筈がなし、そこで私はどうせ若い吏員だろうと思い、各課長にたのんで、和罫紙を主として使用する課員を調べ上げて、リストを作つた。

何とかして所謂犯人をあげようと、時時各課を廻つて、課長と四方山の話しをしていながら、リストに乗つた人物の動静を見ていると、四五日たつた或る日、一人の若い吏員が突然机上に置いてある例のと同じ代物を、枚数も数えず二三枚取るなり、くしやくしやにして鼻をかんで屑籠へほうり込んだ、ハヽンこの男だなと直感したが其場はだまつて過し、退庁時間後、誰もいない所で注意をすると共に、過日の便所でのことを「特に君ではなかろうが」と念を押して話をすると、先方から自白して呉れた、然し君だとは市長には絶体云わんことを約して、市長に犯人は判りましたが、誰か聞かずに置いてほしい、私が責任をもつて今後再びこんな不心得者の出ないことを誓いますと申して、早速全員に通牒を出して、此の第一巻は終りを告げた。

この市長は、物を大切にすることと、孝心のあついことには実に感心なものであつた。

その内の一つにこんなことがある。此の頃大分入るようになつて来た新聞の折込広告、当時でも自由競争時代であつたので、折込広告や各戸へ広告ビラがよく配られた、これを一々丁寧に保存して置いて、その裏面を「メモ」代りに使用されていた。役所でこしらえた「メモ」など、めつたに使われなかつた、勿論公私の区別ははつきりせられ、私信に役所の用紙を使用するなど絶体になかつた、いつも巻紙に毛筆で達筆に、したためていられるのをよく見受けたものです、なんでもないことながら、此の一事が万事です。やつぱり上に立つ人はどこか違つた所があると、愚かな私は感心したことでした。

もう一つ私の胸を打たれたことは、庶務課長の時公用で私が一週間ばかり上京した。夜行で帰庁して、早く復命する用件があつたので市長室でいろ〳〵話をしていると、三十分程たつてから、一寸君

（三十六頁三段目へ）

（世界各國紹介）

景氣の波に乘る工業國智利

―生活の向上を圖る―

笠原治郎訳

智利の人口は六百万でアメリカ合衆国の市民のやうに各国人種の混合である。スコットランド人、英吉利人、独逸人や瑞西人で家族でも個人でも同一扱して決して区別はしない。智利をスペインから独立させた大英雄バーナード、オイツギンス氏はアイルランド人の息子であつた。

血の混合は雅量を生じ、自由を愛し、活力のある機略家にする。それで驚くことは誰でも技術を研鑽しアメリカ合衆国で生活水準の向上に成功した方法を研究して居る。

十年前我等は我国経済を安定し国民を富有にする企画の広汎な問題に着手した。結果は最も楽観的な希望さえも起し得た。今日智利は南米第一の最も高度に発達した工業国である。

銅の生産はアメリカ合衆国の次で智利の一アメリカ系会社は世界最大の純銅礦床から掘出す。智利銅礦床の開発――其のあるもはアンデス山で海抜九千呎で何時も一大工業的逸話である――道路、鉄道、パイプ路線は完成し重礦業施設が嶮しい阪路に蛟立つ。

然し北米の資本と技術的智識並に智利人の脳力と器用で仕事は捗取る。智利の銅鉱業は今日世界最良の運営と最高設備を持つ一つである。だから年間収入の七十パーセントを稼ぎ我国経済界の最重要産業であることは元より、国民の工業的精神向上に資して居る。

北米の資本と技術は又同様に智利の硝酸加里礦床の開発にも、著しい活躍をなす。実に年間生産額約二百万噸の三分の二は北米資本で賄われ二つの器械装備工場から生産される。

之等の工場は又二百万封度近い沃素の粗礦の大部分を生産する。沃素は硝酸加里から抽出される。この生産高は沃素の世界供給量の約四分ノ三で化学薬及医薬品工業の貴重な原料である。

けれ共国際経済危機で我が銅、硝酸加里及沃素の販路激減の脅威を受けたとき、智利経済の危機はもつと他の工業を求めしめた。之れが一九三九年に始まり次で悲惨な大地震が智利南部を襲い、二万五千の人命を失つた。それで政府は政府所管の元に智利開発協会を創設し、租税収入と政府保証公債で運営した。この協会は農業鉱業、工業及商業発達の責任負ふ。

最近迄我国は銅製品を外国から購求した、即ち銅塊を輸出して銅製品を輸入した。最も多く需要する米弗が智利から失くなる原因は玆にあつた。幸に今日では之等の米弗は国内生産の目的に使用せられるやうになつたのは開発協会のお蔭である。現在銅線、銅板、銅管及び国内需要物資並に本質的輸出用物資も充分に生産される。

も一つ他に継続的発展の段階にある重要産業は電力の分野である。智利にはアンデス山の雪を溶した漲る急流の川がある。十年以前には国内石炭保有量――其れで発電して居つた――は五十年間充分であると見積られた。其後新しく礦山が発見らせれ保有量も増加し将来予見される必要量を充分に上廻るものと見積られる。

然し一九三九年石炭による火力発電量は危機に傾した個人投資による企業では、必要な開発の義務と責任の負い難きを慮り開発協会は急流の川にダムと水力発電設備の建設に取りかゝつた。

今日五つの発電設備を完成し、其の発電量は一九三九年の其れに比し五十パーセント増加した。

智利では水力電気のある所は何処でも利益した之等の設備から、電力消費の増加は予期した計画拡張をはるかに凌駕した――此の事業の為に七千五百万弗を要した。

水力電気を使用する多くの計画の場合――仮令ば工場に於て開発協会は会社の創業期間中は株主として止まり会社の事業が著に付いたとき開発協会の投資額を精算して退く――上述の銅製産の新規設備が此の通例である。

石油――所謂「黒い金」は地球上沢山の地下特権を持つ土地を賑した――智利の努力ではあるが、経済を変革せしめた新要素である。

一九四〇年、マゼラン海峡のテーラデル、フェゴーの人跡罕な島で開発協会の傭員であつたアメリカの一技師が、石油坑「山猫の井戸」を掘当てた。現在新しい港カルタ、クラレンシアとの間にパイプ路線が布設されて居る。原油は重にウルグァイへ輸出される。精油所は近き将

来建設される予定である。

テーラ、デル、フェゴーの石油埋蔵量は四千万樽（一樽＝一八ガロン＝千八百万石）で智利国内の八年乃至十年の需要に充分であると云はれる。然し石油資源の探索は漸く始められた計りである。

智利の鉄礦石埋蔵量は莫大なもので——多年輸出して居る又製鋼に必要欠くべからざる石炭の供給も充分である。開発協会は、私設企業の援助計りでなく国家の製鉄事業にも援助するものである。

南米第二の我国最大表鋼所は、国内最大の都市コンセプション市にあり建設費八千七百万弗を要した。現在操業中の小規模設備を集めて、国内需要に供給し、僅かの余剰分を輸出する。此の開発の結果、コンセプション市の内外に四十以上の新設工場が続出して居る。

電力、石油、鉄鋼——等は唯僅かな光輝ある産業の場面であつて智利の人達は全く心からなる努力の蔭にあつて、併せて協会の力で二億米弗の投資をなす。又輸出入銀行及世界銀行が之に参加して一億三千米弗を供出して居る。

然しなお為すべき事が多く残されて居る。世界最長の二千八百哩の海岸線に沿うて拡がる智利の資源は自国民の企業計りでなく、外国資本の企業も同様に熱望し歓迎する。特に密接な結合を要する相互の目的は、南米の人々と人間奮闘の光輝あらしめる立場から一緒に企業する合辨を歓迎するものである。

昨春私（筆者）が北米を訪問したのは初めてではない。第二世界大戦中巴里とサンチヤゴの間を旅行し、偶々紐育とワシントンに滞在する機会を得た。其の時の観想から、北米の指導者層と其兄弟国の南米共和国の忠実な合作及世界の自由を愛する国の国際連合協会の民主的会員との合作は多数の国々に於て妨げられ且つ否定される精神的生長と発達とを世界の人々に補うものであることを確信するものである。

我々が智利で親しみを持つものは個人の品位と富に生存の途と彼等自身の喜びであるべき生活の方法を撰ぶ権利に、各自の能力に従つて創造し成功する才能に基かしめることである。新聞の自由、言論の自由、集合の自由は他国に比して寛大である。最近智利の共産主義者が国際共産主義の一手先であつたことが発見される迄集会は合法的に認められ、智利議会に議席を持つたが今日では政府で之れに関係することを禁じた。

然し此の意向と政府の努力でもまだ充分でない。他の権力で援助せねばならん——其根源は生産的工業にあり、人々の生活標準の進歩にある。斯様に智利に於ける工業進歩の一齣は世界に遍く人間自由の獲得に重要なる役割をなす。

雑誌ロータリアン掲載
智利大統領ガブリエル、ゴルザレッツヴィデラ述
（訳者奈良県商工会議所総務課長）

金融

國民金融公庫
奈良支所開設さる

かねてよりその設置が要望されていた国民金融公庫奈良支所が愈々去る十二月より奈良市で開設された。昭和二四年六月庶民金庫と恩給金庫を合併して金融公庫として発足し以来、我々に最も親しみのある、且手軽な金融機関として喜ばれて来たのであるが、残念乍ら奈良県にその支所はなく、たゞ代理店のみを通じていたものである。この公庫は全然、預金業務を取扱はず全額国家財政資金を運用して特に銀行より貸付の受けられない零細な企業者の事業資金を低利で長期に貸付ける金融機関である。そのため資金難にある中小企業者のためにこの公庫の活用により幾分でも軽くするため政府も今国会へ追加予算として、三十億円組んでいる状況で、県内に支所が開設されると非常な利用があると思はれる。業務の概略は次の通りである。

（1）甲種、金額　一件二〇万円以内
（連帯保証のときは五〇万円以内）
期間　三ケ年以内（普通二〇ケ月）
利率　年一割二分以内
担保　原則として担保不要保証人一人以上必要
返済　月賦、半年賦、年賦一次払
（2）乙種、金額　五〇万円以内
（連帯保証のときは二〇〇万円以内）
期間　五ケ年以内
利率　年一割二分
担保　原則として担保不要一〇〇万円以上のときは不動産担保をとる
返済　月賦、半年賦、年賦、崩済
業種　指定せるもの
（3）更生資金
戦災者、引揚者に対し一万五千円以内の更生資金を貸付けている。
更に今回遺家族国庫債券を担保として、これに資金を貸付けることになつた。
尚　奈良支所の概要は次の通りである。
所在地　奈良市光明院町二丁目
電話
所長　津国英三
次長　松本正一
総務課長　守田忠夫
業務課長　山根次男
県内代理店
奈良市　奈良信用金庫
大和高田市　近畿相互銀行高田支店



金融

日本開發銀行の
中小企業金融開始

このほど日本開発銀行は、従来日本銀行が直接におこなつてきた見返資金特別会計からの中小企業金融を引受け、二十七年九月十六日から貸出をおこなうことゝなつた。左に同行から発表されたその要領を記載するが、日銀による貸出時代より幾多の改善がおこなわれ、中小企業の近づきやすいものとなつている。すなわち、日銀による貸出当時に比し、（一）貸出限度が五百万から一千万になつた、（二）代理機関（地方の中小企業金融機関）の自主判断による貸付となり、現地の事情に応じて貸出が容易におこなわれる。（三）最高借出年限が三箇年から五箇年になつた。（四）担保物も不動産のみから、動産、証券等も担保物に加えられることゝなつた、等々。要するに、日銀の直接貸出時代に、手続が繁雑であつたといわれたが、今度は現地の代理機関の自由裁量で簡易におこなわれることになつたわけである。

げ九月十六日より開始する。

一、本行が新たに行う中小事業融資は、現状では夫々の事業の取引先金融機関を通じて取扱う事が好都合でもあり、又効果的でもあるので、之等の金融機関を本行の代理店として本行の中小事業融資業務を委託し、之等の受託金融機関を通じての代理貸付制度によつて融資を行うことを原則としている。

即ち、融資を希望する事業者は、原則としては、現在取引を行つている金融機関を通じて申込みをし、そこを通じて本行からの融資を受けることになる。

取引先金融機関が本行の代理店でない場合には、最寄の他の本行代理店を通じて融資を受けることとなる。

唯本行の代理店を通じて融資を受けることが困難な場合には、本行本支店及び事務所においても直接融資業務を取扱う。

二、本行が新たに行う中小事業融資の代理貸付の方法には次に示す如く全額本行の資金による単独融資による方式と、受託金融機関との協調融資による方式とがある。その方式の選択は、代理店が行う。

○　単独融資方式……全額本行の資金による。

（1）　中小事業融資の範囲
資本金又は出資金が、一千万円以下の法人又は個人であつて、且つ原則として、従業員三百人以下のものに対する貸付金額が一千万円以下の融資とする。但し、中小企業等協同組合の共同施設に対しての融資は、二千万円以下とする。本行の既往の貸付先に対して追加貸付を行うときは、既往の貸付残高を合せて一千万円（組合の共同施設については、二千万円）以下とする。

（2）　使途
設備資金に限る。

（3）　対象業種
概ね従来の見返資金による中小事業融資対象業種と同様である。即ち
1、輸出産業……直接又は間接に外貨獲得に役立つ産業
2、重要基礎産業の関連産業……我国の産業構造上基幹をなすと考えと、受託金融機関との協調融資による

本行の新規中小事業
融資の取扱について

日本開發銀行

此の度本行は、政府の米国対日援助見返資金特別会計からの私企業に対する貸付債権を承継することになり、そのうち中小事業に対する貸付債権の承継は昭和二十七年十月十九日行われる予定であるので、それ以後は従来の見返資金による中小事業に対する貸付債権の管理回収業務を行うとともに、新たに中小事業に対する設備資金の融資をも行うこととなり、その申込受付は、見返資金の承継に伴う事務渋滞を避け、中小事業に対する融資の円滑化を図る為、約一ケ月繰上、

られる産業に、直接又は間接に関連する産業

3、生活必需物資産業……国民生活上衣食住に直接又は間接に緊要なものを生産する産業

(4) 償還期限

一年以上五年以内とする。但し、一年以内の据置を認める。

(5) 貸付利率

年一割とする

(6) 担保

担保は徴求するものとし、財団、不動産その他の資産をもつて之に充てる

(7) 保証人、保険等の融資条件

保証人、保険その他の融資条件は概ね、従来の見返資金による中小事業融資条件に準ずる。

(8) 代理店の範囲

新規中小事業融資の代理店の範囲は、差当り、既往の見返資年中小事業融資の管理業務を委託する金融機関（銀行、商工中金、相互銀行の一部及び信用金庫の一部）とする。

(9) 代理店の専決

融資の決定等は、すべて代理店の専決とする。

○協調融資方式……七割を本行の資金により貸付け、三割を受託金融機関の自己資金によつて貸付ける。

(1) 中小事業融資の範囲

資本金又は出資金が一〇百万円以下の法人又は個人であつて且つ原則として従業員三百人以下のものに対する本行の資金による貸付額と、受託金融機関の自己資金による貸付額との合計額が、一〇百万円以下の融資とする。但し、中小企業等協同組合の共同施設に対する融資は、二〇百万円以下とする。同一取引先に対し、追加貸付を行う場合は、既往貸付残高と合せて一〇百万円（組合の共同施設については二〇百万円）以下とし、且つ本行資金による貸付残高を七百万円（組合の共同施設については千四百万円）以下とする。

(2) 使途、対象業種、償還期限、担保、保証人及び保険等の融資条件及び代理店の範囲は、単独融資方式に準ずる。

(3) 貸付利率

本行の資金による貸付分の利率は、年七分五厘とし、受託金融機関の自己資金による貸付分の利率は、受託金融機関の定めるところによる。

(4) 融資手続

融資の決定並びに手続は個々に本行の承認を経て行うものとする。

三、本行の本支店及び事務所に於て、直接融資業務を取扱う場合、中小事業融資の条件は、代理貸付の単独融資方式に準ずる。

四、本行が見返資金特別会計から承継する中小事業貸付債権の管理については、従来、日本銀行に於て行われていた管理方式を概ね、そのまゝ承け継ぐことにしている。

（五頁ヨリ続ク）

員と経費を割いているのが実情である。

この法律の簡素化という問題は、行政の科学化、能率化の問題とも密接な関係を持ち、我々民間企業活動に関係するものにとつても非常に切実な問題であるのであり、世上印惧されているように占領治下の法令のみを改廃することが、折角芽生えた日本民主化の萌芽を摘取るおそれがあるとすれば、私は寧ろ大きく経済法令の改廃統合をも行つて経済生活の合理化を計る事が国民生活向上の上にも極めて有意義であり、更に全般的に各法律についても関係当局に於て慎重検討する事とし、差当り先に述べた陸運関係の法規並に河川法等の改正が先決問題であると考える。

六、むすび

以上勝手な事を述べさして戴いたわけでありますが、昨年度の国民待望の講和独立を契機として自立経済体制確立に向つて足並を揃えて進む年が今年の課題であるとすれば、寔に我々としても、相当腰を据えて取りかゝる必要があるわけであります。まして国際情勢は益々其の重要の度を加え国内の政局亦必ずしも安定しているとは言えないとすれば、一層確固とした理想を掲げて目標達成に努力することが必要であると思い、こゝに駄文を弄した次第であります。

（奈良交通株式会社社長）

◇◇◇青色申告是非◇◇◇

戦後の新らしい納税制度としての青色申告につき。

◎なぜ青色申告をしたか。

1 更正決定で苦しんだ　四三%
2 税金の不安がない　三一%
3 記帳に依る化学的経営　二一%
4 他からすすめられた　三%
5 その他　二%

◎なぜ青色申告をせなかつたか。

1 青色申告の認識がなかつた　一〇%
2 他店の結果を見てゐる　一八%
3 記帳が却つて経営上困る　六%
4 栽務署の教示の不親切　二%
5 申告しても認めて呉れん　一六%
6 棚卸に不安や問題がある　四%
7 記帳時間の余裕がない　一七%
8 記帳がむつかしい　二三%
9 その他　四%



（解説）

不況時代の繊維工業
化学工業者の為に

中小企業安定法

一、本法制定の趣旨

昨年下期以来、日本経済における景気の後退が目立つた現象として現われ、その傾向は、本年に入つていよいよ著しく、製品の生産過剰、売行不振滞貨の増大の傾向は、あらゆる産業部門に波及しつつある。これらの不況の原因は諸々の要因に基く、輸出市場および国内市場の狭隘化にともなつた有効需要の減退に存する。これらの不況の著るしい産業部門については、生産数量の調節が一個の自己防衛策として考えられることはやむを得ないところであり、協同組合内部等においては、操短の問題が真剣に採り上げられた。しかし、業界の一局部にのみ止まるような生産調節の効果は、微弱である。他面業界全般にわたる生産数量の調節は、独禁法などとの関係において問題が多い。そこで、政府の勧告という形式で強制力の伴わない自主的生産制限が実施されることとなり、綿紡およびゴム製品について操短勧告が行われたことは、周知の通りである。これらの勧告の効果もそれほど十分なものではなく、操短勧告の実効を期し難い業種も相当に多い。

したがつて、何らかの法制的裏付があり、しかも現下の経済的態勢に著るしく矛盾することのないような方式による需給調整措置の実施が要望されていたわけである。

これらの要望にこたえ不況のとくに著るしく、かつ中小企業のしめる比重が高い業種について、事業者の協同による需給調整措置の実施を可能にしたのが本法である。

以下本法の内容につき、そのあらましを記述することとする。

二、本法の目的

本法は不況と赤字経営になやむ工業を本法の適用業種として、法律別表において指定し、その業種の事業者による調組合（連合会）の設立を認め、通産大臣の認可、監督の下に自治的に生産数量等の条件の下に通産大臣が生産数量等の制限に関する勧告または命令を行い、以上の措置によつて経済不況を克服させようとするものである。

調整組合が通産大臣の認可を受けた調整規程等に基いて行う調整事業は、独禁法および事業者団体法の適用を除外される点に留意すべきである。

ただこのような調整措置は現下の経済態勢の常道からみれば、決して好ましいものではないという立場から、本法は適用業種を別表において限定し、またその附則第二項（この法律は、昭和二十九年三月三十一日まで、その効力を有する。但しその時までになした行為に対する罰則の適用についてはこの法律は、その時以後もなおその効力を有する）において時限立法であることを明確にしている。

三、本法の適用業種

本法の適用を受ける業種は、法別表に指定されあるものは、法施行令に指定を委任されているが、繊維関係九雑貨関係五合計十四業種であるこんど法律の改正により、若干の追補修正が行われることも予想される。

◎法別表において指定された業種

① 綿織物又はステープルファイバー織物の製造業
② 毛織物の製造業又は染色整理業
③ 絹織物又は人絹織物の製造業又は染色加工業
④ メリヤス生地又はメリヤス製品の製造業
⑤ 漁網製造業
⑥ 組ひも、よりひも、幅五インチ未満の織物又は編レースの製造業
⑦ ねん糸業
⑧ 麻綱製造業
⑨ ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はほう帯の製造業
⑩ マッチ製造業
⑪ ゴム製品製造業で政令で定めるもの
⑫ 陶磁器製造業で政令で定めるもの
⑬ 漆器製造業で政令で定めるもの
⑭ ほうろう鉄器製造業で政令で定める

もの

法別表第十一号、第十二号及び第十四号の規定による政令で定める業種は左の通りとする。

① ゴム製品（自動車タイヤ・チューブもみすりロール、医療衛生用品、はきもの用品及びがん具を除く。）の製造業

② 食器類たる陶磁器（ディナーセットを除く。）の製造業

③ ほうろう鉄器（化学工業用のものを除く。）の製造業

四、調整組合

（一）設立

指定業種に属する事業者は、その共同の利益を増進するため調整組合を組織することができる（法第三条）調整組合の設立については中小企業等協同組合法（以下「協組法」という。）第二十七条以下が準用され、発起人が定款を作成して、創立総会を開かなければならない。

発起人は一人でも差支えなく（協組法第二十四条一項、商法第百六十五条参照）、大企業者であると中小企業者であるとを問わないが、自ら作成する定款に記載される組合員たる資格に適合することを要する。定款は組合員相互間の取極めであるから、組合の運営に関する重要事項はすべて記載することを要し、調整組合の行う事業の性質上、その作成にあたっては、事業、組合員の権利義務、業務を執行する役員、総会、理事会等については十分な考慮を払う必要がある。

創立総会においては、発起人が作成した定款の承認、事業計画設定等設立に必要な事項を議決するが、この場合、設立に必要な事項として調整規程の設立の決議を行うことも可能と解する。

創立総会の議事は、特別決議（協組法第二十七条第五項）によることを要する。発起人は、右の創立総会の終了後遅滞なく、法施行規則の定める手続様式に従つて通産大臣の認可を受け（認可については後述）た後、事務を理事に引き継ぐことを要する。

理事は、設立の認可があつた日から二週間以内に、組合の主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

組合は登記のあつた日に成立し、法人格を取得する。

（二）設立の認可

本法にあつては協組法におけるが如き、たんなる定款の認証に止まらず、設立の認可がなければ、調整組合は登記ができないこととされる。けだし、調整組合の事業は協同組合の如き共同経済事業を行うことを主たる目的にするものと異り、組合員に対する需給調整の制限を課することを主眼とするものであるのみならず、ある場合には全事業者に対する生産制限の契機ともなりうる点からも、政府の厳格なる認可主義によることとしたのである。

ただし、行政庁の全く自由裁量に委ねることは、適当でないので法規裁量行為とし左の各号の場合には通産大臣は必ず認可しなければならないものとされる。

① 法第二条第一項各号に掲げる事態を克服するためその設立が必要であること。

法第二条第一項各号の事態は業種指定の条件とされているから、業種指定がなされている限り、申請組合についてこの条件を欠くことがないのが通常である。しかし、上述の事態が克服された後でも、業種指定が取り消されていない場合もありうる。かかる場合には、認可の際にあらためてこの認定が問題となる場合もあろう。なお申請組合の定款に記載する事業内容が、上述の事態克服に役立たない場合、例えば生産数量等の制限の事業を規定しない組合は、その設立が必要とは認めがたく認可を受け得ないと思われる。

② 法第五条各項の要件を備えていること。すなわち、一般の組合原則たる、営利を目的としないこと組合員の加入脱退が自由であることの各要件を備えていることを要する。加入脱退の自由については不当な制限とならない範囲において脱退の効果発生時期を一定期間ズラすことは差支えない。ただしその旨を定款に明示することが必要である。

③ 法第九条の構成要件を備えていること。

第九条の趣旨は調整組合のその地区における数的優勢組合における中小企業者の比重の高さにつき一定基準を定め、弱小組合の設立を防止するとともに、中小企業者をして、組合運営の主導権を確保せしめることにある。

第九条の事業を営む者とは、製品の生産（製造又は加工をいう）の事業を営む者の意であるが、具体的には、次のように設備占有主義に従つて解する。

当該製品の生産設備をもたない問屋が、その下請メーカーの製品の生産販売のみを営む場合（いわゆる問屋生産）は、その間屋は該当せず下請メーカーを事業者と解する。

また、地区内に本社或いは支店を有するか、設備をもたない企業者は加入資格がなく、これら逆の場合には資格がある。

なお協同組合は、それが事業者である場合（例えば絹人絹の協同組合が、染色加工設備を有し、染色加工事業を行つている場合）には、その事業者の資格において調整組合（例えば、染色加工調整組合）に加入することができる。

④ 設立手続および定款の内容が法令に違反しないこと。

⑤ 調整組合の地区および構成が、その事業を行うのに適正なものであること。

調整組合の定款に定められる地区については、形式上は、どんな定め方をしても

もよいわけであるが、実際的には、地区重複禁止の規定（法第七条）と上述の要件によつて相当の制限を受ける。すなわち、組合の地区が狭きに過ぎる場合、或いは定款で定める組合員たる資格に係る業種が細分に過ぎる場合にはその組合の行う需給調整指定が市場に及ぼす影響は微弱であり、しかも地区重複禁止規定との関係上、その地区またはその業種を包含する有力適正な組合の設立を不可能にし、または阻止する結果となる。逆に地区が広きに過ぎる場合、或いは業種が大分類に過ぎる場合には、組合の運営および事業活動を困難にし、さらに適切な規模の組合設立を阻止することとなるしたがつて、組合を組織するにあたつては、その業種の事業者の分布の状況、分布密度等を勘案して妥当な線を決めることが必要である。

なお、本法においては、業種と、指定業種と業種について、二様に使い分けが行われているが、その観念は異ることに留意すべきである。すなわち、指定業種は、法別表において、指定される分類の業種そのものが、業種という場合には、指定業種の分類よりも上にも下にも分類できる。したがつて、組合員資格たる業種としては、実際上品種を異にすれば、それを定款に定めることは、形式的には妨げない。

がこの点については、前述の実質的妥当性の問題が生じてくる。

（三）組合の事業

通産大臣の認可を受けた調整組合は、法第十五条に列挙されている事業を行うことができる。すなわち、

① 組合の生産する製品の生産数量の制限、出荷数量の制限、あるいは組合員の生産設備に関する制限の事業。

この場合、生産数量または出荷数量の制限を、総量につき行つたこともできるし、規格別に制限することもでき、数量制限を確保するために必要な数量、検査あるいは設備制限に必要な設備の登録、組合員からの報告徴収等も上述の事業に附帯するものとして行うことができる。但し、これらの事業については調整規程（後述）に定めて通産大臣の認可を受けることを要する。

② 組合員の事業経営の合理化に関する指導およびあつ旋

③ 組合員に対する生産調整資金および経営合理化資金等の貸付または組合員のためにする資金の借入。

④ 上述の各事業を行うために必要な市況調査、産業方式の研究、製品の品質検査等の附帯事業

右のうち、①の事業については、通産大臣の認可を受けた調整規程に基いて行われる限り、組合および組合員の行為は独禁法および事業者団体法の適用を除外させる。

（四）調整規程の設定

調整規程は、調整組合が組合員に対して行う生産数量等の制限に関する事業の内容および実施規程を明確にするものである。調整規程の設定変更および廃止は、組合員の権利義務、事業経営におよぼす影響が大きいので、総会の特別議決によつてしなければならないものとされる。調整規程の内容は、大別して制限の内容と実施規程とに分れる。

① 制限の内容

制限の内容は、調整規程の重要部分であるから、適用の期間を明らかにして制限の程度を明確に示す必要がある。品種別に制限の割合を異らしめても差支えないが、二割ないし三割というごとき巾をもたせた定め方は適当ではなく、あるいは総合調整計画に一任、理事会一任といつた規程は、組合総会の機構を没却するものであつて認められない。制限の方法としては生産数量制限と設備制限とを併用するのが通常であろうが、出荷数量制限を同時に行うも差し支えない。

② 実施規程については次のようなものを包含する。

制限に附帯する事業例えば、制限の実効を確保する手段としての数量検査、設備の登録、報告の徴収等の附帯的事業に関する規程これらの附帯事業は、制限の実施に直接必要な限度において行い得るところで、制限の内容となる部分が認可の取消や廃止によつて失効した場合には、これらの附帯事業も原則として、効力をもたなくなるものと解すべきである。たゞし定款の定めにより、組合員に設備の登録義務報告の提出義務を課することは、これらの義務違反に対し過怠金を課するとか除名原因とするとかの強制力を伴うものでないかぎり、事業者団体法に違反しないと解せられる。

③ 検査員に関する規程

定款では通例、検査員をおく旨しか規程しないので、調整規程に検査員の検査の方法および組合員の検査認容義務等を規程すべきである。

④ 制裁規程

調整規程に違反した組合員に対しては、過怠金等の制裁を課することができる。ただし、その旨を定款に明記しておかなければならない。制裁としては、過怠金以外の制裁、例えば製品の没収、機械の封印、出荷の差止も必要に応じて定めることができる。調整規程には定款に定める以外に、過怠金等の制裁につき金額の限度等を違反の態様別に詳細に定めることが必要である。上述の過怠金は、民事訴訟法上の手続によらずして、組合が直接強制徴収を執行することはできない。検査員は、調整規程に定められた範囲で検査を行うがその業務は大別して調整規程の違反を一般的に監視することと、調整規程に定められた特定の検査（例えば数量検査）に従事することに区分することができる。

（五）調整規程の認可

調整規程は、通産大臣の認可を受ける

ことによつて始めて効力を生ずる組合を代表する理事は、総会における調整規程の設定議決があつた後に通産大臣に対して、施行規則に定める手続様式に従つて、認可申請を行うことを要し、通産大臣は左の場合には認可を行わない。

① 調整規程の制限内容が不況の事態克服に必要な限度を超えている場合、すなわち、三割の操短で十分であるのに、四割の操短を規定するとか、設備の登録等の附帯事業のみを規定するに止る調整規程は、認可を受け得ない。

② 不当に差別的であること。品種によつて制限の程度を異にすることは差し支えないが、同一品種同一条件にある組合員に対し、制限の程度を異にする等は、不当に差別的とみなされるべきである。

③ 消費者の利益を著るしく害すること。

制限の程度によつては、価格の吊上げとなつて消費者の利益を害する場合も考えられ、①の場合の如きは同時に③の事態を惹起する虞れが多いといえよう。

(六) 組合の運営

組合の運営については、総代会制度が認められない外は、ほとんど協同組合の運営にならつてよい。ただ組合の経費の調達および手数料等について一言すると、組合の経費は、組合員に対する賦課金によつて支弁することが、原則である。なお手数料収入も組合の所要経費の財源となるが、組合が徴収することを得る手数料としては加入に際しての加入手数料、設備登録の手数料、合理化指導および金融に関する手数料等が考えられる。これら手数料の額は、定款でその徴収の根拠を明定し、額の限度等は規約または調整規程で定めるのが適当であるが、その額は原則として、実費の程度を超えないのが望ましい。なお、組合に施設があればそれを利用する組合員から使用料を徴集することができる。

(七) 組合に対する行政措置

調整組合の事業運営に関し、通産大臣が終始監督することはない。しかし、組合の構成要件の欠陥等組合の存続を法上許容しがたい事由の生じたときは、通産大臣は、解散命令を発動することがあり、(法第十四条)さらに調整規程については、その組合員の生産する製品の需給状況が好転した場合、その調整規程の変更を命じまたは認可の取消を行う場合(法第十八条)も存する。なおこれらの行政措置を講ずる手段としてまたは、法に規定する権限を行使する必要な限度で通産大臣が組合等から報告を徴し、立入検査を行うこともある。(法第三十一条)

五、調整組合連合会

連合会はその傘下の調整組合の行う事業の総合調査を行う。

その事業内容は、法第二十六条に規定されている。連合会については組合に関する規定を多く準用していて、その機能的な立場からする差異以外には、相違点はないが、以下その概容を述べる。

① 連合会の発起人となり得るものまたは会員となり得るものは、同一の業種に属する調整組合にかぎる。したがつて、事業者個々には加入資格なく、また、他の連合会の加入も認められない。

② 連合会には、地区の観念はない。したがつて、定款に地区を記載することを必要条件とせず、地区の重複も許容される。

③ 調整組合のみが連合会の構成員なりうるのであるから、組合の場合のごとく、構成要件の問題はなく、また議決権、選挙権については比例代表制をとり(法第二十五条)さらに総会における代理議決および書面議決は認められていない。

④ 最後に、組合と連合会との事業の限界および相互の関係については、次の点を留意すべきである。連合会は、その傘下組合の事業の綜合調整を行うことを任務とする。したがつて組合末端組合員に対する調整事業を、連合会と単位組合との両者において行うことは、原則としてなく、連合会の綜合調整計画(法二十六条第一号)は、組合を拘束するに止り、直接には、組合員にまではおよばないと解すべきである。ただし連合会の総合調整の必要性よりみて、連合会に対する設備の登録義務連合会の検査を認容する義務等について。総合調整計画および総合調整規定の両方に規定して、組合員の義務を連合会に関連せしめた場合には連合会の事業が末端組合員に直接およぶこととなる。

六、生産数量等の制限に関する勧告および命令

右の勧告および命令には、法第二十九条の規定により、通産大臣が発動する。勧告は、自治的調整と官治的調整の段階である。従つて命令の発動後はその違反者に対して、罰則がかかる。勧告および命令の発動される事態は、その業種の事業者の大部分が、一つの調整組合または連合会に結集された場合であり、また、当該業界における緊急事態が招来されている場合であるといえる。

七、中小企業安定審議会

通産大臣の行う認可、勧告命令等の重要事項については、業界の意見の反映、法の民主的運用を目的として、すべて中小企業安定審議会に附議することとなつている。審議会は、通産大臣の諮問機関であり、その構成、運営については法第三十三条および法施行令の規定するところである。

解説 会社更生法とは

最近の景気変動で、各地では倒産にひんしている会社が、続出しているが、これらの会社で、再建の見込のある会社については、これを破産させないで、債務の弁済、(その中には税金も含む)を法律に依り延期させそれに依つて事業の維持更生をはかろうとするのが、此の、会社更生法のねらいである。

これは一般の事業会社について、適用されるものであるが、この法律に依り必要とするような会社は、大企業というよりも、むしろ中小企業に属する会社が多いのではなかろうかと考へられる。法律の内容を極く簡単に述べて見ると、

一、まえがき

会社更生法案は、昨年五月七日政府から国会に提出され、その後衆、参両院において慎重審議が重ねられていたが、両院を通過して廿七年五月二十九日成立し、同法は、六月七日法律第一七二号として公布され、八月一日から施行されている。次にその大要を説明する。

二、この法律はどのような目的で制定されたか。

従来わが国においては会社が窮状に陥つた場合にその事業の維持更生を図るための有効適切な制度が欠けていたのであるが終戦後の経済的諸事情により特にこのような制度の必要性が痛感されるに至つたのである。

この法律はこのような必要に応じて制定されたものであつて、現在は窮境にあるが再建の見込のある株式会社についてその会社又は一定の資格を有する債権者、株主の申立により、裁判所の監督のもとに更生手続を開始し、制害関係人の参加協力により、会社の営業を継続しつつ、債務の減免、資本構成の変更、新会社の設立等の方法によつてその事業の維持更生を図り、もつて企業の解体による関係当事者の損害及び社会的損失を防止し、あわせて債権者、株主等の利害を適当に調整することを目的とするものである。

三、この法律の特色は、どんな点か。

この法律の定める会社更生の手続を従来の商法による会社の整理、和議法による和議の手続等と比べると大体次のような点をその特色として挙げることができる。

(1) 手続開始の原因を広く認めていること。

会社に破産の原因たる事実の生ずる虞がある場合の外、会社がいわゆる金詰りで、固定財産はあるが、流動財産が欠乏して弁済期にある債務の弁済ができないような場合にも更生手続の開始ができることにしている。

(2) 会社に関係のあるすべての利害関係人を手続に参加させることにしていること。

更生手続が開始されると会社の通常の債権者の外、会社財産の上に質権、抵当権等を有する担保権者、一般の先取特権等を有する優先権のある債権者及び株主もその権利の行使に制限を受け、また更生計画によつて影響を受けるものとし、すべての利害関係人の参加、協力によつて会社の更生を図ることにしている。

(3) 債権者、株主等の一部に反対があつても更生計画を成立させることができること

更生計画の全部の債権者、株主等の同意がなくても、法定の限度以上の権利を有する者の同意があれば裁判所において認可され得ることになつているが、その法定の限度が比較的低く定められており、また、特別の場合には実質的に権利が保護されている限り多数決を得ないでも計画を認可することができることにしている。

(4) 手続に参加する利害関係人の利害を適正に調整していること。

更生計画においては、債権者、担保権者、株主等の利害関係人に対し、これらの者が実体法の規定によつて本来有する権利の強弱に応じた取扱をしなければならないことにしている。たとえば債権者の権利を削減するときは、それ以上に株主の権利をも削減しなければならないのである。

(5) 会社の資本構成の変更、新会社の設立等と債務の整理を結合させていること。

単に債務の減免、弁済期の猶予等によつて整理をするのみでなく、資本を減少した上新株を発行してその新株を債権者に与え、また、新会社を設立してその株式を債権者に与える等して、これによつて債務を決済

するというような方法で合理的な整理が簡易にできるようにしている。

(6) 管財人を置き、会社の事業の経営、更生計画の作成等に当らせることにしていること。

更生手続開始と同時に一人又は数人の管財人を選任して会社の事業の経営、財産の管理、更生計画の作成等に当らせ、営業を継続しつつ、更生手続を公正に運ぶことができるようにしている。

(7) 租税等の徴収手続との調整を図つていること。

更生手続が開始されると、一定期間内は租税滞納処分等は当然中止し、更生計画においては一定の条件のもとに、租税の減免、徴収の猶予等の定をすることができ、また、更生手続による会社の財産の評価換及び債務の消滅については法人税を軽減することにしている。

(8) 会社の使用人の保護を図つていること。

事業の更生には会社の使用人の協力がなければならないので、使用人の会社に対する一定の範囲内の給料請求権等は担保権に優先するものとし、更生計画案については会社の使用人の組織する労働組合等の意見を聞かなければならないことにしている。

(9) 免責の制度を採つていること。

更生計画が認可された後は、会社は更生計画によつて認められた権利及びこの法律の規定によつて認められた権利を除いて、すべての債務からその責を免れるものとしている。

(10) 更生計画の遂行の確保を図つていること。

更生計画認可後も手続を終結させず、管財人の手によつて計画を遂行させ、裁判所は関係人に対し計画の遂行に必要な命令をすることができることとし、更生計画が遂行されたか又は遂行される確実な見込がついた場合にのみ手続を終結すべきものとしている。

四、更生手続の対象となる会社はどんな会社か。

事業の維持更生を図ることはすべての会社について望ましいが、この法律ではさしあたり、最も代表的な企業形態である株式会社にその対象を限定している

五、会社にどんな原因がある場合に誰から更生手続開始の申立をすることができるのか。

まず更生手続開始の原因は、(一)会社がその事業の継続に著しい支障をきたすことなしには弁済期にある債務を弁済することができないとき及び(二)会社に破産の原因たる事実——すなわち債務超過又は支払不能の状態——の生ずる虞があるときであつて、(一)の場合には会社自身が、(二)の場合は会社の外、資本の十分の一以上に当る債権を有する債権者及び発行済株式の総数の十分の一以上の株式を有する株主も更生手続開始の申立をすることができる(三〇条)。

六、更生手続開始の申立はどこにするのか。

更生手続開始の申立は会社の本店(外国に本店があるときは日本における主たる営業所)の所在地を管轄する地方裁判所にする(六条)。

七、更生手続開始の申立があると裁判所はどうするか。

更生手続開始の申立を受けた裁判所は、必要に応じ調査委員(四〇条)を選任する等して前述の開始原因があるかどうかを審査し、その理由があれば更生手続開始の決定をすることになる(二条)。

八、更生手続が開始されると会社の債権者、株主等はどうなるか。

会社に対し更生手続開始前の原因に基いて生じた財産上の請求権を有する者(更生債権者という。)、更生手続開始前の原因に基いて生じた会社又は会社以外の者に対する財産上の請求権で、更生手続開始当時会社財産の上に存する特別の先取特権、質権、抵当権又は商法による留置権で担保されたものを有する者(更生担保権者という。)及び株主は、裁判所の定める期間内にその権利の届出をして、手続に参加することになる(一〇二条、一二三条、一二五条、一二六条、一二九条)。

九、更生手続が開始されると会社の事業の経営や財産の管理はどうなるか。

更生手続開始と同時に、裁判所は、一人又は数人の管財人を選任するが(四六条)この管財人が会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権限を専有することになる(五三条)

十、管財人にはどんな人が適するか、またその職務権限はどんなものか。

管財人には、その職務の性質上事業の経営等についての知識、経験を有する者が適任であるが、自然人に限らず、銀行、信託会社その他の法人も管財人になることができる。(九四条、九五条)その職務権限は右に述べた事業及び財産の管理の外更生計画の作成及び遂行(一八九条、二四七条)、更生債権者、更生担保権者及び株主の権利の調査等である。

十一、更生手続開始後の手続はどうなるか。

更生手続が開始されると、まず第一回の関係人集会が開かれる。この集会では会社の今後の管理方針について審理をする。(一八七条、一八八条)一方この間に

更生債権更生担保権及び株式の届出がなされ、更生債権及び更生担保権についてはその権利の調査及び確定の手続がとられる(一一五条、一二六条、一三〇条、一三五条、一四三条、一四七条等)。

第一回の関係人集会が終ると、更生計画案の作成にかかるが、管財人は裁判所の定める期間内に計画案を作成して提出しなければならない(一八九条)。届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主も計画案を作成して提出することができる(一九〇条)。この計画案の提出があると第二回の関係人集会が開かれ、計画案の審理をすることになる(一九二条)。そこで計画案の修正を命ずべきものは修正を命じ(一九七条)、これでよいということになれば、第三回の関係人集会を開いてこの計画案を決議に付することになる(二〇〇条)。

十二、更生計画案の決議の方法及び可決の要件はどうか。

更生債権者、更生担保権者及び株主は裁判所が定めた組に分れて別々に決議をする(二〇四条)。可決の要件は更生債権者の組では、議決権を行使することができる更生債権者の議決権の総額の三分の二以上の議決権を有する者、更生担保権者の組では更生担保権の期限の猶予の定をする更生計画案については議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の四分の三以上の議決権を有する者、減免その他の方法でその権利に影響を及ぼす定をする計画案についてはその全員株主の組では議決権を行使することができる株主の議決権の総数の過半数の議決権を有する者の同意を要することになつている(二〇五条)。

十三、更生計画の内容にはどんなことが定められるか。

更生計画の条項には、必ず定めなければならない条項と必要に応じて定めることができる条項とがある。前者は全部又は一部の更生債権者更生担保権者又は株主の権利を変更する条項、公益債権の弁済に関する条項等であり、後者は、営業又は財産の譲渡、定款の変更、取締役等の変更、資本の減少新株又は社債の発行合併、解散、新会社の設立その他更生のために必要なあらゆる条項である。この手続には、種々の異つた性質の権利を有する者が参加するので、計画の条件には権利の性質に応じ公正、衡平な差等を設けなければならず(二二八条)、同じ性質の権利を有する者の間では、計画の条件は、原則として平等でなければならない(二二九条)ことになつている。

十四、更生計画案が関係人集会で可決されると、どうなるか。

更生計画案が関係人集会で可決されると、裁判所は、さらに独自の判断でその計画案につき認否の決定をする(二三二条)。認可の要件は、更生手続及び更生計画が法律の規定に合致していること。更生計画が公正、衡平で、且つ遂行可能であること。決議が、誠実、公平な方法でされたこと等(二三三条)であるが、認可の決定があると、更生計画はその時から効力を生じ(二三六条)更生債権者、更生担保権者及び株主の権利は、更生計画の定に従つて変更され(二四二条)更生計画の定又はこの法律の規定により認められた権利を除き、会社は、原則としてすべての更生債権及び更生担保権についてその責を免れることになる(二四一条)。

十五、更生計画は、どのようにして遂行されるか。

更生計画の認可の決定があると、その計画は管財人によつて直ちに遂行に移される(二四七条)。裁判所は、管財人、会社、新会社、更生債権者、更生担保権者、株主等に対し計画の遂行に関し必要な命令をすることができる(二四八条)。計画の遂行については、商法その他の法令又は定款の規定の特例が認められ計画を円滑に遂行することができるようになつている(二四九条以下)。

十六、更生手続と他の手続との関係はどうか。

更生手続開始の申立があると裁判所は、必要と認めるときは、破産手続、和議手続、強制執行、租税滞納処分、会社の財産関係の訴訟手続等の中止を命ずることができる(二二七条)。次に更生手続開始の決定があると、破産手続、強制執行等は中止し、租税滞納処分等は一定期間中止し、会社の財産関係の訴訟手続は中断し、和議手続、整理手続及び特別清算手続は失効する(六七条、六八条)。更に更生計画認可の決定があると中止していた破産手続、強制執行等は失効する(二四六条)。

十七、更生手続は、いつどのようにして終るのか。

更生手続の終了には、更生手続開始決定取消の場合の外更生手続の終結、更生手続の廃止及び更生計画の不認可の三つの場合がある。更生計画が遂行されたか又は遂行される確実な見込がついたときは裁判所は、手続終結の決定をする(二七二条)。更生計画案の提出がないとき、更生計画案が可決されるに至らなかつたとき(二七三条)会社の財産状態が好転して手続を進める必要がなくなつたとき(二七四条)及び更生計画認可後その遂行の見込がないことが明らかになつたとき(二七七条)は手続廃止の決定をする。また、可決された更生計画が法定の要件を具備しないときは計画不認可の決定をする(二三二条、二三三条)。このようにして手続が終了すると、管財人はその任務を終り、会社は裁判所の監督を離れて通常の状態に復することになる。

〔資料〕

中小企業の生きる道

わが国の中小企業問題は大きい経済問題であると同時に、大きい社会問題でもある、一つ取扱いを誤ると、社会制度を根本から揺がす恐れのある大問題でありながら、その対策は、十年一日ーいや二十年、三十年一日の如く進んでいない。これは、二、三十年来の中小企業者のなやみと少しも違わない事が強く訴えられ、依然中小業者は左の様な事に首をしめられている。

(1)金融の道が何とかもう少し楽につく方法はないか(2)経営方法や技術や設備の遅れている点をどうして改善するか。(3)大企業の横暴、圧迫を防ぐには

どのようにすればよいかこの三つが今も昔も変らぬ中小企業の中心問題である。そして之に対して現在とりあげている対策も、中小融資専門金融機関の確立、政府の融資補償、組合化による企業組織の強化、技術経営の指導といった風に、新しいものはほとんど何一つ見当らない。しかも残念なことに、中小企業者自体の性格も、少しも旧態から抜け出たという跡が見えない。中小企業が踏まれても踏まれても生きながらえて行く雑草のような生活力、その生活力も中小企業よりもドン底におとしこめられた零細企業が強いという事実、またそれだけ踏みつけられていながら、利己的な性格が強いため団結力がなく依然として政治的には最も立遅れているという事実は、昔からの日本中小企業の特徴であったこれをみると「民主革命の力」も、敗戦による経済変動の影響も、中小企業にはついに浸透しなかったという感が深い。

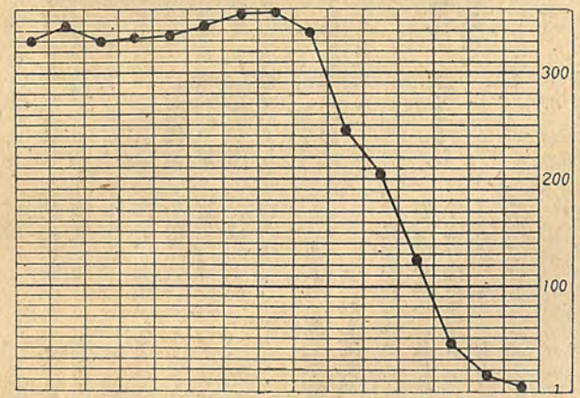
いったい日本の中小企業はどうしたら救われるだろうか。はたして救うことが可能かどうか敗戦後の変動にも影響されず、二、三十年前と同じことを堂々めぐりしているのでは、とうてい救済の見込みがないという見方もある。また、わが国の中小企業問題は、資源に対する人口の過剰や、経理的の後進国として資本蓄積が少く、大工業の発達が遅れていることなど、わが国につきまとっている各種の条件の結果なのだから、その悩みを根本的に解決することは、もともと不可能なのだと割り切ってしまう意見もあるだろう。いずれもある程度もつともだ。これを根本から解決してしまうことは、早急には出来ないことかも知れない。しかし、だからといって、全製造工業のうち、従業員数でも、生産額でも六割内外を占める中小企業層をいつまでも苦しみと混乱のなかに捨てておいてよいわけはない。問題全部をきれいに解決することは出来なくても、少くとも現状から数歩前進するぐらいのことはぜひ実現しなければわが国社会の健全な発展は期せられないしまたその範囲のことは実現出来るのではないか。

しかし、過去の歴史をかえりみてもわかるように、中小企業問題を一歩でも前進させるために必要なことは、中小企業者自身が政治的にも目ざめて、強い発言権をもつということであろう。大企業の下請企業に対する支払いの確保、中小企業の設備近代化に対する政府の援助中小企業に対する金融の促進、原材料や動力の割当の公平化、労働基準法や税制の面での中小企業の保護。これらが、現在中れを大企業の小業者によつて叫ばれている具体的な対策の主なものであるが、こ発言や大企業につながる政治勢力をたよつて実現させようとする限り中小企業者の向上はまず難しいだろう。わが国の中小企業者の層ははなはだ大きい。このことは、経済的にはマイナスの条件かも知れないが政治的には大きいプラスになりうる要素であるこういう時期に、中小企業者がかさだまつてついて行くだけなら、結局大企業の景気のクッションの地位に甘んじなければならないだろう。労働者や農民のように、中小企業者も政治的発言を大きくすること、これが問題の解決策の一だろう。(商売と道具誌より転才)

◎戦前から物價はどれ位上つたか！

昭和九―十一年の物価を一とした指数は左の通り

(これは日本銀行の東京卸売綜合物価です)



年次	倍率
昭和二〇年	三、五
〃二一年	一六、三
〃二二年	四八、二
〃二三年	二七、九
〃二四年	三〇八、八
〃二五年	二四六、八
〃二六年	三四二、九
〃二七年	三五七、五
〃二八年	三五七、四
〃二九年	三五三、九
〃三〇年	三四八、九
〃三一年	三四八、二
〃三二年	三四七、八
〃三三年	三五二、〇
〃三四年	三四八、七

資料

共産世界の動向を

!!注視せよ!!

○此の記事は、外務省欧米局第五課の執筆、同省情報文化局第一課の編集になつたもので、共産世界の今後の動向を知るための重要な資料として発表せられたものであります。

第十九回ソ連共産党大会の概要

一、共産党大会の召集

世界の注視をあびて昨年十月五日からモスクワで開かれた第十九回ソ連共産党大会は、予定の日程を終えて、十月十四日その幕を閉じた。

この党大会は一九三九年三月に開かれた前回の第十八回党大会いらい、十三年ぶりの党大会であつた。あたかもその年の九月、ヨーロッパの一角に発火した戦乱は、やがてソ連にも飛火し、一時は首都モスクワを敵手に委ねんばかりの悲運に陥つたソ連ではあつたが、よくこれを戦い抜き、ついに戦勝国として生き残つたばかりか、米国と覇を争う強大国となつた。そして大戦末期頃からようやく表面化してきた米、英、仏等の与国との対立はついに今日のような自由世界と共産世界の二つの陣営の対立というはつきりした姿を呈するようになつた。

前回の党大会いらい、このような経過をたどつてきたソ連が、このような世界情勢のもとに戦後はじめて召集する党大会であつてみれば、ソ連の一挙一投足にも注目している全世界の視聴が、この党大会に集中されたのも当然であろう。各国の情報機関は党大会招集の発表とともに、多くの紙面を割いてこれを解説し、大会の模様を詳細に伝え、論評を加えた。

元来ソ連共産党――正式には全連邦共産党(ボリシェヴィキー)という――の規約によると、党大会は少くとも三年に一回開かれることになつているが、戦時中に開かれなかつたのは無理からぬこととして、戦後七年間の長い空白をおいて、こんどようやく召集の運びに至つたのは、どういう事情によるのであろうか。それは明かにされていないが、恐らく、戦後の国内整備が最近ようやく一段落を告げ、また衛星諸国の把握にも一応の自信ができたので、このへんで隊列を整えて気勢をあげ、それによつて、対内的には、共産陣営の結束をかためるとともに、対外的には、米大統領選挙を近くに控え、また再軍備の負担がようやく重荷に感ぜられ出した西欧各国の最近の実情を眼の前にして、自由世界を攪乱し、離間分裂させようというにある如く、つまり内外に対する宣伝効果をねらつたと見られよう。

さて、八月二十日のモスクワ各紙は、最近開かれたソ連共産党中央委員会総会で、来る十月五日に第十九回党大会をモスクワに召集することに決定したこと、そして大会に次のような議事日程で挙行することに決定したことを報じた。

(1) 党中央委員会の報告
(報告者―党中央委員会書記 マレコフ)

(2) 党中央監査委員会の報告
(報告者―監査委員会議長 モスカートフ)

(3) 第五次(一九五一―五五年)ソ連発展五カ年計画に関する党大会の指令
(報告者―国家計画委員会議長 サブーロフ)

(4) 党規約の改正
(報告者―党中央委員会書記 フルシチョフ)

(5) 党中央機関の選任

これと同時に、日程のうち(3)の五カ年計画案と(4)の党規約改正案を国民一般ないし党員大衆の自由討議に付するという建前で、同日の新聞にその全文が発表され、越えて同月二十六日の新聞には、党規約の改正についてフルシチョフ党中央委員会書記が大会で行う予定の報告演説の要綱までも同じような名目で公表された。

これと同時にソ連報道機関は、この大会の意義や議題の内容について大々的に宣伝啓発につとめ、また新聞は特別欄を

設けて大会の議題に関する説明資料や読者の意見等を掲載して、大衆討議の実を印象づけようとしているかに見られた。

なお、この大会を記念して全国各地に展開された社会主義競争等の増産運動に関する記事が新聞紙上を賑わしたことも、いつもこの種の行事にはつき物であることはいうまでもない。

二、スターリンの論文

ところで、大会を三日後に控えた十月二日、党機関誌「ボリシェヴィク」に「ソ連における社会主義の経済的諸問題」と題する五十ページにわたるスターリン首相の論文が発表され、ソ連の内外情勢をスターリンが理論づけたものとして、各方面に大きな反響をよんだ。

それは、この論文が、ちょうど北京で「アジア・太平洋地域平和会議」が開かれているさなかに、そしてまた党大会の開催を目前に控えて発表されたということは、時機的に重大な関連があり、ことにこの論文は、こんどの党大会における党の最高方針討議の基調になるものと考えられたからである。

この論文は、昨年十一月の経済討論会（経済学の教科書草案を批評するために行われたもの）で取上げられた経済問題に関するスターリンの意見のほかに、同じく経済問題に関し党員の質問に答えたスターリンの回答を取りまとめたものであるが、このなかで注目をひくのは、「資本主義諸国間の戦争の不可避性」を結びつけて論じた個所である。次に、その論旨を要約する。

(1) 単一世界市場の解体と世界資本主義体制の危機深化の問題

(イ) 第二次大戦の結果単一世界市場が崩壊し、これによって資本主義体制の一般的危機は一層深刻化するに至った。元来第二次大戦自体、資本主義の一般的危機から生れたものであって、この戦争では二つの相対立する資本主義諸国家のブロックが互に相手を打倒して世界支配を成就しようとし、これによって資本主義の一般的危機から逃れようとしたのであるが、しかしこうした期待を戦争によって実現することはできなかった。日独両国は没落したが、同時に中国や東欧諸国は資本主義体制から離脱し、ソ連とともに社会主義陣営を形成して資本主義陣営と対立するようになり、かくて単一世界市場は崩壊して、相対立する二つの並行した市場が生れるに至った。

(ロ) 米英仏三国はソ連、中共及び東欧諸国にたいして経済封鎖を行い、これによってこれら諸国を圧殺しようとしているが、現実には圧殺はできず、かえって新しい世界市場が強化されてしまった。戦後社会主義陣営の国々は、経済協力と相互援助の体制によって工業発展のテンポを早めることができた。今に社会主義国は資本主義国から商品を輸入する必要がなくなるばかりでなく、ありあまる自国商品を売りさばく必要に直面するようになるであろう。この結果、米英仏の世界資源にたいする勢力圏は縮少し、三国の世界市場の条件は悪化し、企業の操短はますます増加し、かくて世界市場の崩壊に伴う世界資本主義体制の一般的危機は深刻化する。

(ハ) 第二次大戦前にスターリンが述べた資本主義の一般的危機の時代における市場の相対的安定についてのテーゼと、レーニンが一九一六年春に述べた「資本主義の腐敗にもかかわらず、全体としての資本主義は以前よりもはるかに急速に発展する」というテーゼはともに、第二次大戦に伴って起きた新しい条件のために、すでに有効性を失った。

(2) 資本主義諸国間の戦争の不可避性の問題

(イ) 資本主義世界全体に重大な打撃を与えた第二次大戦の経験を通じて、資本主義国同志が戦うことの不利なことが判った今日資本主義同志の戦争は不可避ではなくなった、と思うのは間違っている。米国が他の資本主義諸国をその衛星国の地位においている現在の事態が長く続くと考えることは誤りで、英も仏も結局は米国から脱するために、これとの抗争に入らざるをえないであろう。このことは、西ドイツと日本についてもいえることである。

資本主義国と社会主義国との矛盾は資本主義国間の矛盾よりも大きい、との見方は理論的には正しいが、しかしソ連との戦争は資本主義自体の存亡にかかわる問題であるばかりでなく、資本主義国はソ連の方から資本主義国を攻撃することはないということを知っており、また資本主義国同志の間で始まった第二次大戦のことを考えても、資本主義国の市場獲得競争と互に相手を打倒しようとする欲望とが、資本主義、社会主義両陣営間の対立抗争よりも激しいことに思い至れば、資本主義国間の戦争が不可避であることは現在でも同じである。

(ロ) 現在の平和擁護闘争は、平和の維持と新たな戦争の防止を目的としているものであって、戦争挑発者の政府を平和を維持する用意のある他の政府にかえる力をもってはいるが、資本主義の打倒や社会主義の確立を目的としてはいないので、単に一時的な平和をつくり出すにすぎない。戦争を最終的に阻止する途はただ一つ、資本主

義の最終段階としての帝国主義を打倒することである。その場合には、平和擁護闘争は即ち社会主義のための闘争となるであろう。

以上、スターリンが説いているところについて注目すべき点を挙げて見ると、

第一に、スターリンが資本主義と社会主義の対立よりも資本主義内部の矛盾が深刻であると述べているのは、従来の見解と趣を異にしているといえよう。たとえば、一九四七年九月、コミンフォルム第一回会議で採択された「国際情勢に関する宣言」によると、「二つの相対立する陣営――（米英）帝国主義及び反帝国主義の闘争」が進行しているといいながら、資本主義諸国間の対立については全んら触れていなかった。

ところが、スターリンはこんどは資本主義内部の矛盾により多くの重点をおくに至ったが、一九三五年コミンテルン第七回大会が、「帝国主義の矛盾の激化（註――〝ファシスト〟資本主義と〝民主主義的〟資本主義の対立）は、反ソ・ブロックの結成を困難ならしめている」との決議を行った当時の客観情勢と、現在のそれとの間には大きな開きがある。ことに、日独と米国の対立抗争を予想していることは、ソ連にとって、あまりにも大きな希望的観測というべきではあるまいか。

しかしながら、スターリンが今や右のような見解をとるに至った以上、それはこのような事態を現出させる方向へ導くための施策を行う意図を示したものと判断しなければなるまい。ことに、日独と米国の対立が激化することを予想している点からみると、ソ連は今後日独両国民の民族意識を煽動し、これを反米化ないしは少くとも「中立化」することにますます努力を集中するものと思われる。そしてこれと同時に、例の「平和的共存」説を力説することによって米国の強硬態度を抑制することに力を用いるのではなかろか。

第二に、スターリンが資本主義の経済危機を強調したことは、「戦後十年位は資本主義における根本的矛盾は起らず、それまでには資本主義が一時的に安定することも可能である」と説いたヴァルガ理論を最終的に否定したものといえよう。このことは、スターリンが現在の状態を、いぜんとしてレーニンいわゆる「戦争と革命」の時期にあるものと考えていることを意味する。

第一次大戦が終ってから数年たったとき、コミンテルンは、資本主義が「一時的、部分的、相対的安定」にはいったとの情勢判断を下し、各国共産党は「革命の退潮期」における戦術を採用するに至ったが（一九二五年コミンテルン執行委員会第五回拡大総会）、こんどのスターリンの論旨からみると、安定期の到来を確認すると各国共産勢力の士気を沮喪させるおそれがあるので、この際資本主義内部の激化と経済危機を強調したものと見るべきであろう。

第三に、各国共産党の戦術については、従来その中心的課題のような観があった「平和擁護闘争」の意義を相対化していることが注目される。これは、各国共産党が平和の名のもとに大衆を獲得することに熱中するあまり、共産主義者としての本分を忘れ、とかく安易になり勝ちな傾向に釘を打って、共産党の本分はいぜんとして資本主義の打倒、社会主義の実現、つまり世界革命の遂行にあるべきことを警告したものと思われる。ただし、これは平和擁護闘争を重視する必要がないといっているのでないことはいうまでもない。その真意は、各国共産党のあり方として、平和擁護闘争は常に世界革命という最終目的に役立ってのみ意義のあることを指摘し、右翼的偏向と左翼的変更ないし日和見主義とセクト主義をともに斥け、合法活動と非合法活動を巧みに結合すること、一言にしていえば、いわゆるボリシェヴィキ化することを要請したものであり、原則を確保しながら、しかも広汎な大衆を把握するという統一戦線戦術がここに再確認されているものといえる。

要するに、スターリンはこの論文の発表によって、対外関係においては、対米戦争を回避しつつ、自由諸国間の矛盾をますます強く利用してその分裂弱化をはかろうとする意図を露骨に示すとともに、自国民及び共産圏内の各国民ならびに各国の共産勢力がともすれば抱き勝ちなインフェリオリテイ・コムプレクス（たとえば、民主陣営の団結強化、ことに日独のこれへの参加とか、米国の経済力及び軍事力の強大さとか、また自由諸国内の共産勢力の凋落などに対して）に対し警告を発し、その士気を鼓舞することを狙ったものといえよう。

なお、スターリンが党員の質問にたいする回答の形で取り上げている**社会主義から共産主義への移行に関する問題**に関する部分は、興味をひくものがあるので、その要旨を記して見よう。すなわち、スターリンは本当の社会主義から共産主義への移行を準備するには、少くとも三つの前提条件を実現することが必要であるとして、次の三点を指摘している。

(イ) 生産財の生産を確保することが必要である。これなしには拡大再生産を実現することが不可能だからである。

(ロ) 社会主義のもとでも、社会の生産関係と生産力の間の矛盾が生産力の一層の発展にたいする重大なブレーキとなりうるから、成長する矛盾を手おくれにならないうちに見てとって、生産力の成長に応じた生産関係を採用してこれを克服しなければならない。これがためには、集団農場の財産を漸次人民の共有財産に変えて行き、公開市場における商品流通のかわりに、生産物交換を漸次導入することによってこれらの矛盾をなくすることである。

（八）社会の文化的成長を確保して、社会の成員が社会的発展の積極的人物になりうるだけの教育を受ける機会が与えられなければならない。これがためには、労働日を少くとも六時間に、ついで五時間に短縮し、職業を自由に選択しうるようにし、住宅事情を改善し、また労働者、勤務員の実質賃金を少くとも二倍に引上げる（貨幣賃金の増大と大衆消費材の価格の引下げという二つの手段によつて）ことが必要である。

（ちなみに、スターリンは上に述べた集団農場を人民の共有財産に引上げるということの意味を説明しているが、これによると、現在は集団農場の生産物の剰余の相当の部分は公開市場に入り、公開市場における商品流通体系に含まれているが、これを商品流通体系からはずして、国営工業と集団農場との間の生産物交換の制度に入れることが必要であつて、これによつて集団農場の財産を全人民の共有財産の水準に高めることができるというのである。そしてこのような制度によつて、集団農場の農民は、公開市場における商品流通の場合よりもはるかに多くの生産物を、はるかに安い価格で国家から受け取ることができるといい、商品交換の活動分野をせばめてゆくこのような制度は、社会主義から共産主義への移行を容易にするであろうと説いている。）

スターリンは以上のように説くことによつて、共産主義段階への移行ということが、一部の人々が考えているようにしかく安易なものではないことを指摘しながらも、共産主義実現の暁に国民を待つているであろうところの、労働時間の短縮、職業選択の自由、住宅事情の改善、労働賃金の飛躍的増加というような魅惑的な現実を仄かして、国民に夢を抱かせようというのであろう。

ところで、スターリンのこの種の言説は、従来の例にもみられる通り、ソ連の内外国策の重要な指針を示すものである。とくに、今回の場合は、党大会の討議の前触れとなつたものである。事実、こんどの党大会は、このスターリン論文によつて示されたソ連の内外政策の基本方針を宣伝するラウド・スピーカーの役割を演じたといつても過言ではあるまい。（次に大会の経過等は紙面の都合に依り省略します）

（外務省情報文化局発行世界の動き特別号より）



（二十頁ヨリ続ク）

まち給へ、何を云われるのかと思うと、「君、家へ電話したか」「イ、エ」「無事かえりましたとき電話しとかねば、お母さんが心配していなさるじやないか」と、しかられた（当時私には年老いた母がいた）この一言で如何に孝心のあつい人かと頭が下りました。

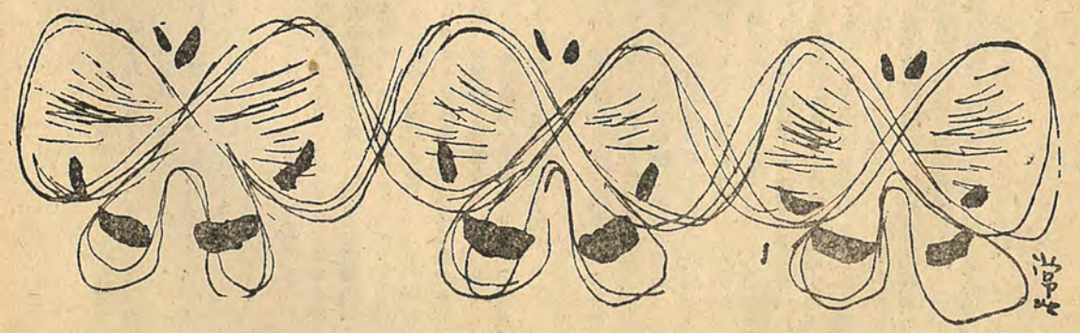
この様なさ細な事位と、簡単に片付けて仕舞つて、よいかどうかは読者皆様の御判断にお任せします、しかし、此頃の世相を観るとき、物心両面に亙り余程考えなければならないことが多いのではないでしようか。

（奈良県商工会議所業務課長）

（四五頁ノ続キ）

日市観光協会並当所奉賛の下に厳の中にも古式典にて執り行わされたが当日は近在よりの人出五万と称せられ、市内は終日賑つた。祭儀は十六日の宵宮祭に始まり十八日の後宴に終つたが何といつても「おん祭」の圧巻は十七日の御渡式で王朝、鎌倉、徳川三代に亘る時代行列は王朝以後の風俗を通観することが出来るものと好事家に珍重がられている。

尚当祭礼行事は「我が国年中行事中歴史的意義深く文芸術的価値が高いもの」として昭和二十六年十一月一日「奈良県指定文化財」に指定され、この中舞楽、田楽は昭和二十七年三月の文化財保護委員会の専門審議会で助成すべき無形文化財に撰定されている。



資料

アイクの當選が日本経済にどう響くか

一、アイク当選で米の対外政策はどういう方向を辿るか

従来共和党は過去の政党であり、民主党は現在の政党だといわれていたというのは、共和党は対内的には金融資本に仕え、貨幣の価値を維持するために、財政支出を削減し、消極財政政策をとるものとみられていたからである。また対外的にはアメリカの繁栄のみを考え、アメリカ第一主義から孤立主義的傾向が強いとされていたからである。これに対し民主党は対内的にはニューディール、フェアーディールにみられる如く勤労大衆の味方であり、勤勝大衆の生活を擁護するために、財政支出を増大し、積極的財政政策をとるものとされていた。対外的には真にアメリカの繁栄と安全を保証するためには国際協調主義を必要とするものとしていた。

ところでアイクの当選により今後米国は対内的に消極財政政策、対外的には孤立主義的傾を辿るであろうか。

これに対しては一面ノート答える。既に昨年七月の大統領候補指名大会で、共和党が古い型の政治家タフトを選ばずして、未知数の軍人政治家アイクを選んだことは、明瞭に共和党が古い殻から脱皮しようとしていることを意味する。対内的には財政支出削減の消極的財政政策をとるかも知れないが、対外的には、最早アメリカの繁栄と安全は国際協調主義によつてのみ達成されることを深く認識している。

そこで第一に今後の米国の対外政策の基本線は従来と変化なく、国際協調主義であつて孤立主義にはならないと思う。

第二にしかしその国際協調主義の色合は従来と多少異なり、国内での消極的財政政策とも絡み合い、そろばん高くなろう。つまり対外経済援助は削減され、寧ろ軍事援助に重点が移るし、その軍事援助も商業採算（コンマーシャル・ベース）が堅持されよう。というのは、一方において既に選挙戦中屢々アイクが主張している如く、米の対ソ政策は従来の消極的な「封じ込め政策」（コンテイメント・ポリシイ）では不充分であり、積極的な「押し返し政策」（ロールバック・ポリシイ）を必要とするといつている以上、対外軍事援助は増加しよう。しかし他方米の対外政策で発言権の大きいのは上院であり、その上院の共和党勢力を牛耳つておるのはタフト派であり、そのタフト派は消極的財政論だけに、財政支出削減の関係から、対外軍事援助増加させる場合には、当然経済援助は削減を蒙むるし、しかもその軍事援助は商業採算をやかましくいわれるであろう。

第三にこの商業採算に基づく対外軍事援助を行う地域は、従来の欧州第一主義が是正され、ある程度アジア太平洋地域が重視されよう。というのは、共和党内部には今までもチャイナー・ロビー派がある如く、アジア政策を強く主張する流れがあるからである。また現にソ連の軍事的攻勢も欧洲よりもアジアに重点が移されているだけに、米の今後の対外軍事援助もこれ等地域に増加されるであろう。

第四にはこの対外軍事援助は現地軍の編成促進、強化の方向をとるであろう。というのは、既に選挙戦中アイクも主張している如く、今後アジア人でアジアを守ることを要求しているからである。しかもこれは対内政策面における財政支出の削減と、対外政策面における軍事援助の増加との矛盾を調和させ得るからである。即ち米軍歩兵一ケ師団の初度費は約二億ドルかかるが、日本の保安隊であると一億乃至一億二千万ドル、韓国軍であると八千万乃至一億ドルですみ、経費を約半減し得るからである。特に今後米国は国防費を削減したくとも、空軍の経費は新鋭ヂェット機の増産を要するし、また原子兵器、無線誘導弾等の新兵器発注額も増加するからして、その削減は容易でなく、削減の皺を地上軍経費によせざるを得ないからである。

二、米の対外政策に対しソ連はどう出るか

米国の対外政策の方向が今後アジア太平洋地域の現地軍の編成促進、強化にある以上、これに対しソ連はこれが阻止に出るであろう。その方向は一方でおどかして、同時に平和攻勢の手を打つであろう。例えば日本の再軍備促進に対しては一方で朝鮮及び樺太方面から恫喝を加えながら、他方で全面講和乃至中共貿易再開の平和攻勢を加え、日本に再軍備反対

撃開始線に押し戻されてしまつたし、十一日には遂に白馬山並びに三角高地の要所を失い、ここに卅八度線以北に保持していた鉄の三角地帯を全面的に喪失した。

この間中ソ会談の決議に基づき、着々満州にソ連製ヂェットの新鋭戦闘機、爆撃機が増強されつつある。その機数が一定数に達すると、南鮮爆撃が可能になる。その時が、また共産地上軍が全面攻撃に出る時期でもある。その時期がいつ頃かの判断は困難であるが、早ければ、一、二ケ月後にかかる態勢に達し得る。それ故アイクが十一月末乃至十二月に朝鮮訪問をなし、現地の軍事情勢から朝鮮問題の解決は到底国連における言葉による決定では不可能であり、実力による軍事的優位性の確立によつてのみ可能なりの結論に達し、朝鮮でも対ソ「押し返し政策」が強化されるとの見通しが強くなれば、早い場合十二月乃至一月頃から共産軍は全面的冬期攻勢に出よう。遅くとも、一月二十日のアイク大統領就任後の出方に応じ、二、三月頃から全面攻勢に出よう。

かく十二月から今年三月頃の間朝鮮で共産軍側は全面攻勢に出る公算が頗る大であるのみならず、続いて四―六月間においては東南アジア方面でも共産軍攻勢が活潑化する公算が大である。というのは、一つは米国の最近における国府に対する軍事援助の速度から判断し、三月頃までには国府軍装備も可成り強化されるから、支那本土上陸作戦とはいわれないまでも、支那沿岸ゲリラを強化し得る段階に達するから、これに共産軍側は対抗措置に出る。他は四―六月間には太平洋同盟結成の動きも可成り表面化してくるから、これに対抗し共産軍側は東南アジアの軍事行動を活潑化すと思うからである。

三、軍需景気は出るか

かくアイク当選により米のアジア太平洋地域に対する政策は現地軍の編成強化促進により対ソ「押し返し政策」を行うと判断される以上、ソ連の出方も朝鮮戦闘の激化、東南アジア方面での共産軍行動の活潑化が予想される。それだけに日本に対する特需、新特需は年末から今年の上半期にかけ漸増傾向を辿るものと思う。しかる限り多少の軍需景気が出ることは間違いなかろう。

それのみならず、現地軍の編成促進、強化の一環として、日本に対する米の再軍備促進要請も強まるものと思う。

蓋し日本の正式再軍備には少くとも次の三つの条件が必要である。一つは国際的条件、一つは政治的条件、一つは経済的条件である。国際的条件とは、日本が正式再軍備をするには、国連に加盟するか、太平洋集団安全保障機構を結成するかして、その加盟国として乃至機構内でこれを行うことである。政治的条件としては、正式再軍備を行うだけの安定政治力を作ることであり、それは保守合同を行うことである。経済的条件としては、一方で米の対日軍事援助計画が実施に移されることと、他方で日本の拡大貿易均衡を可能ならしめる如き経済措置がなされることである。

次にこれ等正式再軍備への条件がいかに具体化されていくかを予想してみよう。

先づ年末から三月頃の間には、第一の国際的条件を満たす第一歩として対比賠償交渉が行われよう。即ち国連加入は安保理事会でのソ連拒否権発動で容易に実現しそうもない。そこで寧ろ太平洋集団安全保障機構の確立に努力が向けられよう。この機構に日本が入る前提として、日比間に講和条約が成立しなければならず、更にその前提としては対比賠償問題が解決しなければならぬ。そこで既に米のアリソン国務次官補は九、十月の間東南アジアを訪問し、フィリピン、インドネシア等の対日賠償要求、対日講和批准の可能性を打診し、その上で十一月日本を訪問した。その助言に基づき三月頃までに対比賠償交渉が進捗するであろう。

一方政治的条件としての保守合同の問題も表面に現われてくるであろう。第三の経済的条件としての米の対日軍事援助計画作成の前提として、日本の再軍備意思その規模、速度等に関する米の打診が活潑になろう。

次に四―六月間において、第一の国際的条件は、日比賠償問題の解決、これによるフィリピンの対日講和条約の批准が行われ、これとともに太平洋集団安全保障機構の成結運動が活潑になろう。第二の政治的条件たる保守合同も、六月の参議院選挙とも絡み活潑になろう。第三の経済的条件として、米の対日経済援助計画の五四米会計年度（七月以降分）予算も米議会で承認されよう。

下半期において、太平洋集団安全保障機構が結成される可能性がある。また保守合同も参議院選挙後には遅くとも実現するのではなかろうか。一方米の対日軍事援助計画も七月以降実施期に入る。勿論その実施は三ケ月前後の時間的ずれはみておかなければならぬであろう。

してみると秋頃には正式再軍備の条件が整うのではなかろうか。その上に秋以降正式再軍備の実施が始まるのであろう。

かくみてくると朝鮮、東南アジアの軍事情勢から予想し、上半期は特需、新特需の漸増により、下半期、特に秋頃からは米の対日軍事援助計画の実施と日本の正式再軍備の動きから、確かに軍需景気が出よう。

しかし右軍需景気を過大に評価することは危険である。既に指摘した如く、共和党内閣の対外政策はそろばん高いのであり、その対外援助は商業採算が堅持される。従つて第一に特需、新特需、更に軍事援助を通じ日本になされる米国の発注から多くの利潤は約束されない。第二に商業採算に乗り得るような受注品は、多量生産が可能なものでなければならずしからざる限りコストを下げ得ない。従つて結局受注品目は狭い範囲に限定される。例えば現在の日本の生産設備、技術水準から考え、多量生産が可能なのは弾体、火薬生産ぐらいであり、あとは教育発注として軽兵器関係と、車輛、通信機材位ではなかろうか。艦艇、航空機の生産はまだ先のことであり、航空機の如きは当分分解修理が主であり、それに要する部品は米国から持つてくるであろう。部品生産次いで完成機生産の段階に達するのは二、三年先の話であろう。

障機構の成結運動が活潑になろう。第二の政治的条件たる保守合同も、六月の参議院選挙とも絡み活潑になろう。第三の経済的条件として、米の対日経済援助計画の五四米会計年度（七月以降分）予算も米議会で承認されよう。

下半期において、太平洋集団安全保障機構が結成される可能性がある。また保守合同も参議院選挙後には遅くとも実現するのではなかろうか。一方米の対日軍事援助計画も七月以降実施期に入る。勿論その実施は三ケ月前後の時間的ずれはみておかなければならぬであろう。

してみると秋頃には正式再軍備の条件が整うのではなかろうか。その上に秋以降正式再軍備の実施が始まるのであろう。

かくみてくると朝鮮、東南アジアの軍事情勢から予想し、上半期は特需、新特需の漸増により、下半期、特に秋頃からは米の対日軍事援助計画の実施と日本の正式再軍備の動きから、確かに軍需景気が出よう。

しかし右軍需景気を過大に評価することは危険である。既に指摘した如く、共和党内閣の対外政策はそろばん高いのであり、その対外援助は商業採算が堅持される。従つて第一に特需、新特需、更に軍事援助を通じ日本になされる米国の発注から多くの利潤は約束されない。第二に商業採算に乗り得るような受注品は、多量生産が可能なものでなければならずしからざる限りコストを下げ得ない。従つて結局受注品目は狭い範囲に限定される。例えば現在の日本の生産設備、技術水準から考え、多量生産が可能なのは弾体、火薬生産ぐらいであり、あとは教育発注として軽兵器関係と、車輛、通信機材位ではなかろうか。艦艇、航空機の生産はまだ先のことであり、航空機の如きは当分分解修理が主であり、それに要する部品は米国から持つてくるであろう。部品生産次いで完成機生産の段階に達するのは二、三年先の話であろう。

してみれば特需、新特需の漸増と対日軍事援助から軍需景気は確かに出るが、それは決して大幅のものではなく、これによつて現在資本主義市場の狭隘化、それからする輸出の不振、それによる慢性的不況の現状から脱出することは困難である。

四、輸出景気は出るか

右の如く特需、新特需が漸増するとか更に下半期から対比賠償等が実施され、その関係から賠償輸出が徐々に行われるとか、とにかく変態的な輸出は増加するとか、とにかく変態的な輸出は増加するしかし貿易依存度の高い日本経済としては、真に慢性的不況から脱却し得るには、正常輸出が拡大しなければならぬ。この点に関しては、アイクの当選は必ずしも楽観し得ぬ。というのは、前述の如く、共和党の対外政策はそろばん高く、対外援助は経済援助よりも軍事援助に重点が移され、しかも商業採算が堅持される公算が大であるからである。

だがかかる政策が今後アイク在任の四ケ年間続けば、経済戦面で米国はソ連に敗れる危険が大きい。即ちスターリンが十月二日ボルシエビーク誌に発表した如く、第二次大戦後の資本主義は第一次大戦後以上に世界市場が狭隘化している。中国、東欧が共産圏に入つたため、それだけ量的に市場が狭くなつたのみならず質的にも後進国が工業化し、それだけ先進国の市場が狭くなつたからである。特に後進国で繊維産業等の工業化が発達してきた結果、輸出の主要品目が繊維品である日本の如きは大打撃を蒙らざるを得ない。かく市場が二重に狭隘化した結果一昨年下半期からソ連の平和攻勢が緩慢化し、軍需景気の支柱が弱るとともに、資本主義諸国は輸出市場の狭隘化から慢性的不況に陥らざるを得なかつた。そのため資本主義国相互間の市場争奪は激化し、その点から資本主義諸国の団結の弱化と分裂を来たす危険が濃化してきた。

この情勢下で米国が経済援助を削減し資本主義国相互間の貿易を更に萎縮させれば、ソ連の思う壺に入つてしまう。そこで二つの面から米国は国際貿易促進のための経済援助を今後行うとの希望を持ち得る。一つはアイクが叡知ある閣僚を集め、上院のタフト派を抑えながら対外援助を行うかも知れぬことである。一つは西欧側から米国に加えられる圧力である。西欧側は既に昨年十月の欧洲経済協力機構の理事会で、ドルの慢性的不足を解消する方策を検討したし、更に十一月二十七日からの英連邦首相会議においても、ポンド圏とドル圏との貿易均衡達成の諸方策について検討がなされよう。これ等の会議の結論に基づき、本年一月アイクが大統領に正式就任後、チャーチルの訪米等が行われ、その上で二、三月頃から国際貿易促進のための会議が開かれる可能性がある。

若しこれ等の動きが強くなれば、四月以降特に下半期から貿易好転の曙光がわが国にもさし出すかも知れない。さすれば軍需景気とやや輸出景気の好転とが絡み合い、早ければ四月頃から、あるいは下半期から慢性的不況から脱却し始めるであろう。

五、株式相場にどう影響するか

――株高傾向はいつまで続くか――

かかるアイク当選の日本経済への影響が株式相場にどう反映するであろうか。

蓋し一昨年六月から最近に至る一年半の株高傾向はなにがその主因をなしているのであろうか。株は元来二重の性格を持つているとされている。一つは物的証券、一つは利潤証券である。物的証券の立場から株高傾向は株価の物価への鞘よせ運動として説明される。利潤証券の立場からは、金利水準に対する株式利廻りの好転で説明される。例えば金利水準が一定している場合は配当増乃至増加見通しから、配当が一定している場合は金利水準の低下から説明される。

ところで前述の如く、この一ケ年半は

慢性的不況であり、物価は横ばえ乃至低下傾向を示しておる。それだけに株価の物価への鞘よせ運動を主因としてこの一年半の株高傾向を説明し得ぬ。この株価の物価への鞘よせ運動が株高の主因をなす時期は、昭和二十二、三年頃にみられた如く、インフレ高進期か、それとも通貨処理の不安から貨幣から物への乗換運動が活潑化する時である。それでは利廻り採算論で説明がつくか。これまた困難である。というのは、この間慢性的不況のため、企業の実質的収益状況は悪化しておるからである。勿論増資目的からた こ配が行われることはある。だか実質的には企業の利潤率は低下傾向にあった。また金利水準にしても最近一厘下ったのみで、先行き大幅の金利水準低下は資本蓄積状況からみてまださして期待出来ない。

してみると最近の株高傾向は物価への鞘よせ運動乃至利廻り採算の好転を主因としてこれを説明し得ない。他にその主因を求なければならぬ。それは不景気と大衆買いがその主因であると思う。即ち一ケ年半余も慢性的不況は続いており、それだけに産業面にも商業面にも資金を有利に運用する範囲が狭くなつてきた。資金運用面が狭くなるにつれて、遊資は株式市場に集中し、株薄、株高を齎らしたのであろう。且つ大衆は消費財価格の低落から買控え傾向が強くなり、貯蓄が増加したし、その貯金が他に適当な運用面が少ないため株式市場に主として向つた。その際大衆は経済実情に暗いため、過度の理想買いに走り易く、株高を惹き起したのである。

つまり最近の株高の本体は不景気と大衆買いとであり、これに物的証券論、利潤証券論の各種衣裳が着せられているのである。

それ故に今後株高傾向がいつまで続くかの判断も、その主因たる不景気と大衆買いがいつまで続くかにかかつていよう前述の如く、軍需景気は特需、新特需の漸増傾向から一―三月にも現われるが、それは決して慢性的不況から脱却せしめるだけの力はなく、全体として景気は三月頃まで横ばえ状態が続こう。しかる限り他に適当な投資口がなく、遊資の株式市場への滞留、乃至流入は続くであろう。しかもこの間朝鮮、東南アジアの軍事情勢の悪化、米の対日再軍備促進要請の強化により、軍需株に対する大衆人気はまだ失われないであろう。

しかし四―六月間には株高傾向の転換期が訪れるであろう。というのは、この頃に早ければ軍需景気の外に輸出景気の曙光もみえ始め、慢性的不況から脱却し得る気運が生じよう。そうすればそろそろ他に適当な資金運用面が出てくる。しかもこの頃米の対日軍事援助計画が決定すると、軍需関連産業も増資計画が活潑化してくる。つまり将来増資圧迫が予想されるようになる。その上六月には第一回投資信託の償還期が来る。つまり景気好転の芽生えと株式の供給増加見通しが強くなる。そうなれば大衆の間にも過度の理想買いに対する反省が生じてこよう。

かく四―六月間には従来一年半余も続いていた株高傾向に転換が生じよう。だがその転換前に一つの吹き上げが起るかも知れない。起るとすれば恐らくその導火線となるものは通貨処理の迷論の再現であろう。というのは、来年二、三月頃国際貿易促進会議が開かれるとすると、それに関連しボンドの自由交換性復活の問題が出るし、それについてボンド・レートの改訂、更に円レートの改訂の噂が出るし、そうなれば通貨処理の迷論が飛び出し易いからである。つまり不景気と大衆買いを主因とする株高傾向は、最後に通貨処理論からする物的証券高でその幕を閉じるのではなかろうか。

（日本経済復興協会研究録第一〇九号より転載）



談話室続き

（四十二頁ヨリ）

（二）給仕するときの心得

（お茶を差上げるのは受ける見になること）

（1）お茶を出す前に茶器等良く点検し汚れてゐないか、茶碗がかけてゐないかに注意すること。

（2）お茶は湯加減をよく調べ、七分目に入れること、熱いお茶を一ぱい入れたのは感心せない。

（3）茶碗に模様あるものは、模様を客に向けるようするのが常識です。

（4）茶托を用いないときは、茶碗の飲み口を持たない様注意すること。

（四十二頁ヨリ）

オフイスガール心得帳の二

出してお化粧をし直したりするような非常識は絶対つつしんで下さい。執務中は、背筋をぴんと伸ばし両足をきちんと前にそろえ、正しい姿勢で事務をとり、イスをうしろにずらしたり、足をひろげたり、背中を曲げたりすると早く疲れます。上役から仕事を命じられたときは姿勢を正し「かしこまりました」といつて気持よく受け、そして仕事はいわれた予定時間より早くしましょう。また上役が立つて仕事を命じた時は自分も立つて仕事を受けるのが礼儀です。

聲　ストライキ・さりとは辛いね

（憤激生）

○昨年十月、九電力会社が共同で出した声明は。

此の度の電産争議に当りまして、皆様に多大の御迷惑をおかけしていますことは誠に申訳なく衷心からお詫び申上げます。現行の賃金（基準賃金全国平均一二、八〇〇円）は、はげしい争議を経て、昨年（廿六年）十二月漸く決定を見たものでありますが早くも、本年四月に組合は約六割の賃金増額（基準賃金全国平均都市手当を加へ二〇六五五円）を要求して参つたのであります、これに対し、九月六日中労委から調停案（基準賃金一五、四〇〇円）が提示されましたが、組合はこれを拒否して、直ちに事務スト、電源スト等の争議行為に入つたのであります云々

○公益事業がこんな状態をくり返して、さなきだに、不振を続ける中小企業者や一般大衆に迷惑を掛けている、この現状を我々はいつ迄も黙視していなければ、ならないのであろうか。

○労働争議に於けるストは、合法的に認められている。しかしそれは、総ゆる努力を尽したが、労資双方が、受入られない、これ以上解決の途がないと云う時に限つてのみ許されるストではなかろうか。

○公益事業である限り、国民一般に莫大な損害と迷惑を掛けてでも許されるストであつてはならない。

○自分だけが、よかつたら、他の迷惑を考へない、ストは、悪質な行為と断言しても敢て過言ではなかろう。

○第一炭労が八割、電産が六割なんて、大巾な増額要求は、インフレが一応落付き、此の頃の諸費物価を見ても横ばい状態にある現状からして大体無茶苦茶である。

○イギリスの労働組合が、昨秋、経済復興のために賃上げを、自ら拒否したと朝日新聞かに出ていたが、サスガに先進国民の知性と聡明さには、ほんとに、敬意を表さずにはいられない。

○私は最後に叫びたい、電産や炭労、交通などの公益事業は、占領軍の鶴の一声で止めることの出来たことに思を起し、今はその手段が無い独立国としては、なんとしても、強力な権限をもつ機関をつくるとか、法的に何等か強力な措置を採り、産業の復興に一切を挙げて遮進することを切望して已まない。

ご存知ですか

◎日本政府のお役人の数

常勤してゐる政府のお役人は現在大体左表の通りである。

種別	概数	%
国営企業（郵政、印刷、造幣、社会保険、競馬）など	二九二、六二二人	四〇、四%
国立病院、療養所等	四〇、〇二一人	五、五%
国立の各種大学等	六二、九六七人	八、六%
試験研究機関（各種試験場、研究所等）	二一、三六七人	二、九%
国立社会施設（主として職業安定所）	一〇、五〇六人	一、五%
徴税（国税庁、税務署）など	五七、〇五七人	七、九%
食糧管理（米麦其他食糧関係）	二七、九〇三人	三、九%
公共土木事業（国道治水其他土木関係）	一八、〇四六人	二、五%
其他一般行政（各種一般行政）	八〇、〇二九人	一、一%
治安職員（国家警察など）	二三、五七八人	三、七%
合計	七二三、七六九人	

（印刷局発行時の法令八十一号より）

◎この頃流行の洗濯機

電気洗濯機がこの頃売出されてゐますが、アメリカでは十軒に一台、日本では四〇〇軒に一台の割

メーカーは今日本で八会社ある。

値段は　東芝　二九、九〇〇円
松下　二八、五〇〇円
管原　二六、〇〇〇円
（電機工業会より）



談話室

職場でのエチケット
職場でのサービス

この程、関西経営者協会で「従業員の職場に於けるサービス」と題して、会社、商店、工場などの従業員諸氏のエチケットやサービスに就てのプリントをお送り願つたので、其の内から中小企業の従業員に相応しいものだけ摘録して、御参考に供しませう。

(一) 職場でのエチケット

(1) 仕事中はみだりに私用で席を離れないこと。

(2) 事務所での談話は成るべく小声で話し、歩行はあまり音を立てないよう静に。

(3) 談話は相手の目を見て話すこと、脇見して、話したり、聞いたりすることは失礼です。

(4) 来訪者の見える所で爪を切つたり、耳や鼻の掃除をしたり、お化粧をしたりすることは非礼です。

(5) 来訪者の前や側を通り抜けるとき「失礼致します」又は一寸会釈することも礼儀である。

(6) 事務所内で来訪者が、まごついていられたら「どんなご用ですか」と聞いて上げることも必要。

(7) 来訪者が帰るとき、挨拶を互してから後、少々離れられる迄注目してゐることも礼儀の一つなり。

(8) 応接室に入るときは必ず「ノック」して、応答があつてから入ります、そして来客に先づ目礼してから用事を話すこと。

(9) 洋室では入口に近い方が「下座になるから、来客が遠慮してその席に着いた場合は「上座」へ移つて貰ふよう、すすめるのが礼儀です。

(10) 応接中の人に用件があるときは、来訪者に「御話中失礼します」と断つてから、そばに行つて簡単に話しをすること。

(四十頁下段へ続ク)

オフィスガール心得帳

「朝の挨拶」
目上の人にも同僚でも、元気な笑顔で朗らかに「お早うございます」とアイサツすることは家庭の場合と同様、大切な礼儀の一つです。夕方の退社時にも「お先に失礼いたします」を忘れぬように。

「整　頓」
これも一つの礼儀で机の中や机の上はいつても恥ずかしくないようにきちんと整頓し、ときどき掃除をしたり机上にはからぶきをかけるようにしませう。

「身だしなみ」
服装、身だしなみはいかにも働く人らしくさつぱりと清潔にいたしましよう。華美な服装、化粧はしなくともよろしいから、身ぎれいにし、頭髪や爪など目立たぬところを美しくするようにしましよう。

「電話のかけ方」
事務進行の武器ですから、電話のかけ方の上手、下手によつて仕事に大きく影響してきます。相手の顔を見ずに言葉一つで向うの気持もこちらの誠意も通じさせようというのですから、なれるまでは大変むつかしいものです。電話を上手にかける人はとくに若い方や新入社員の中には少いようです。先輩の上手な電話のかけ方を学ぶとともに、自分でも工夫して早く上達するように努力しましよう。ベルが鳴つたらすぐ受話器を取り用がすんだらすぐ受話器をおきます。こちらから電話をかけるときは話すべき内容を十分に用意し、要点を手短かに落ついて話しましよう。

「共同で使う場所」
洗面場とか更衣場など、社員が共同で使用する場所はいつの場合でも、次に使用する人のことを考えてみましよう。自分さえ美しくなればあとは野となれ山となれではあまりにあさましい。髪の毛や白粉が散らばつていたらきれいに取り、便所をよごしたときなども美しく掃除しておきましよう。

「執務中の態度」
執務中はとくにおしやべりしたり、仕事のことであつても他に迷惑を及ぼすような高声で話したり、コンパクトを

(四十頁下段へ続ク)

会議所だより

◎商工会議所とはどん所か

商工会議所は商工業の改善発展を促進し、併せて社会一般の福祉増進に資する為此の目的を達成しようとする商工業者に依つて組織せられた、商工会議所法に基く社団法人であります。

商工業者は商工会議所を中心として団結する事に依り正当な共通の利益を主張する為、自由に活動が出来ます。

商工会議所は現在全国各都市に設立せられ（約三六〇）商工業の興隆の為互に連繋を採り或は資料を交換して居りますから全国の物産、商社等の動向が直ぐに分る様になつて居ります。

会員の特典

一、商工会議所の会員であるといふ事で市内、地方又は業界に於て優位と信用を広く社会一般から認められて居ります。

二、税金、組合、会社、物価、物資、金融、商取引、その他各種の経営についていつでも相談が出来ます。

三、各種の説明会、講演会、懇談会に出席し又展示会、展覧会の開催方の申込が出来ます。

四、会議所を通じて発表する自分の意見を商工行政に反映、採用される事が出来ます。

五、会議所会員は全国何処の会議所へ行かれても種々利便を得られます。

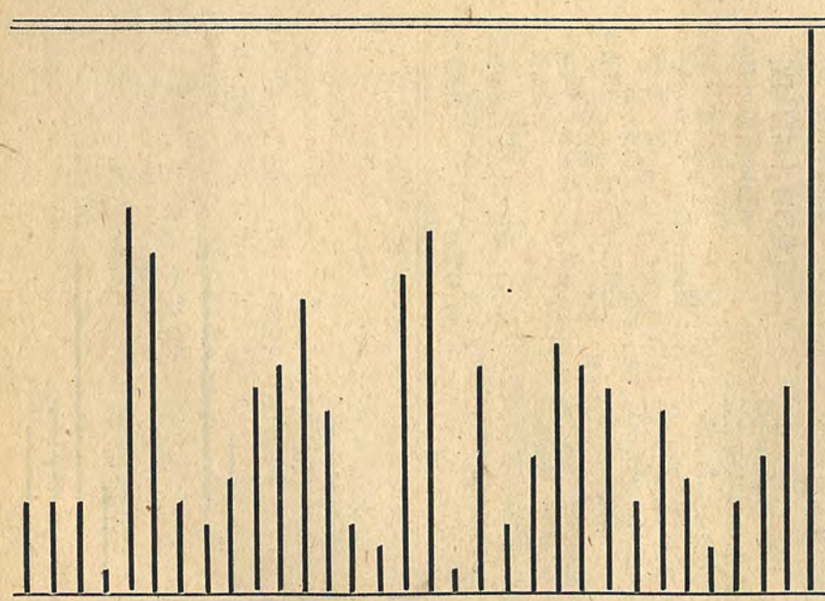
六、営業上の各種の証明が受けられ又信用調査、取引の斡旋等の依頼が出来ます。

七、会議所の施設が利用出来、会議所発行の刊行物、資料の送附が受けられます。

八、凡ゆる産業に関する事項は会議所に申出て利用する事が出来ます。

九、斯うした商工会議所が全国各都市、各地方に設けられてゐます。都道府県別にして見ると下表の通りです。

全国都道府県別会議所の数



都道府県名	設立箇数
北海道	二五
青森	九
岩手	六
宮城	四
秋田	二
山形	五
福島	八
茨城	四
栃木	九
群馬	一〇
埼玉	一一
千葉	六
東京都	三
神奈川	一〇
山梨	一
新潟	一六
長野	一四
富山	二
石川	三
岐阜	八
静岡	一三
愛知	一〇
三重	九
福井	五
滋賀	三
京都	四
大阪	一五
兵庫	一七
奈良	一一
和歌山	四
鳥取	四
島根	四

会議所最近の動き

奈良県産業の大宗をなす繊維工業の打ち続く不振、頻発する基礎産業のスト等のため経済界の危機は将に頂点に達したかの感が深いが、この間に処して会議所の役割は極めて大きく、商工相談に新な金融斡旋に或は輿論の結集等、業者のよき手引きとなり、よき相談相手となつている。以下会議所最近の歩みを辿つて当所活動の一端を紹介しよう。

○第十六回珠算能力検定試験の実施

恒例の珠算全国検定を左記の通り施行今回は検定試験開始以来の多数の参加者を見、本県珠算界発展のため慶祝に堪えない。

日時　昭和二十七年十月五日
場所　北部　奈良商工高校
　　南部　高田高校

受験者数及合格者数			
級別	受験者数	合格者数	合格率
一級	二七名	四名	一四・八%
二級	一〇五名	九名	八・五%
三級	二九六名	一三五名	四五・六%
合計	四二八名	一四八名	三四・五%

○大仏開眼千二百年慶賛法要の協賛

天平の昔、東大寺の大仏毘盧舎那仏の開眼供養が行われてから恰も千二百年、奈良東大寺では十月十二日より一週間に亘つて市観光協会並当所協賛の下に慶賛法要が行われた。全市紅提灯の飾りも美々しく折からの行楽の糸引く中を慶賛大供養に、稚児行列に数々の記念行事が操りひろげられ古都の秋を色彩つた。

○日商観光委員に当選

十月二十二日日本商工会議所役員会に於て当会議所は観光委員に当選、由来本県は観光県を標榜しているが、これを機会に益々観光面に力を注ぎ観光奈良の宣揚に力めることゝなつた。

○第四回奈良県実業団軟式野球大会の開催

日本アスベスト王寺工場の連続優勝となる

恒例の当所主催実業人親善野球、第四回奈良県実業団軟式野球大会は十月二十四、五の両日春日野グランドに於て開催実業団の精鋭八チーム、折からの快晴に恵まれて熱戦を展開したが日本アスベスト王寺工場チームの敢闘よく連続制覇する所となつた。

第一回戦

大日本紡高田 7―0 積水化学
日本アスベスト王寺工場 15―0 東和醸造

北辰電機奈良工場 5―4 関西電力奈良支店
日本通運奈良支店 1―0 南都銀行

準優勝戦

日本アスベスト王寺工場 5―4 大日本紡高田工場
日本通運奈良支店 5―3 北辰電機奈良工場

優勝戦

日本アスベスト王寺工場 9―0 日本通運奈良支店

○第二回奈良県下珠算競技大会の開催

当所並県珠算協会共催にて標記大会は十月二十六日聖地橿原に於て開催した。参加者約三〇〇名、一、二、三部に分れ終日妙技を競い、殊に今回は全国商工会議所珠算連盟会長様始め後援六団体よりの優勝杯の寄贈あり錦上更に花を添え午後五時半盛況裡に終了した。因に当日の各部の優勝者次の通り

第一部（高校生及一般）
団体優勝　高田高校
個人優勝　山田善朗（中和珠算学校）

第二部（中学生）
団体優勝　丹波市珠算学校
個人優勝　権慶錫（丹波市珠算学校）

第三部（小学生）
団体優勝　杉田珠算塾
個人優勝　島岡房子（中和珠算学校）

○電産争議に声明

昨秋より長期に亘る電産電源スト は影響極めて大きく、その速かな解決は我々実業人は勿論一般大衆の等しく渇望する所であつた、当所ではこのことに関してかねてから日本商工会議所を通じて要望する所があつたが十一月七日同所より左記の如く国民経済と公共の立場から早急に争議行為を停止し、スト問題を解決する様声明する所があつた。

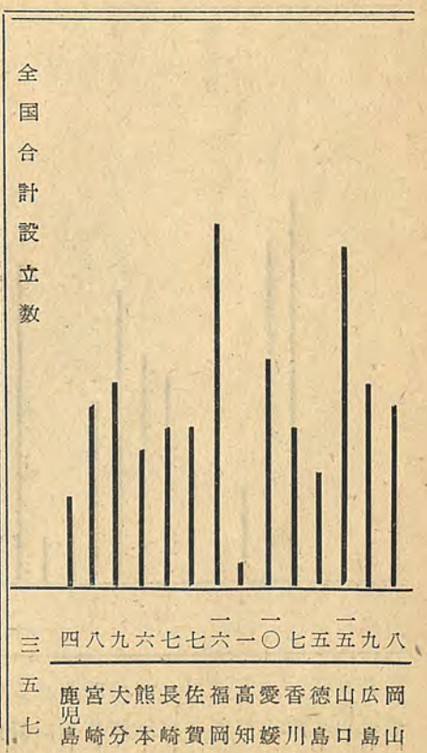
声明書

電産従業員の賃金問題に端を発する今次電産争議については数ケ月にわたつて解決を見ず益々悪化の傾向にあることは、われわれ国民にとつて洵に遺憾な事態と云わねばならない。

われわれは徒らに一産業内の賃金問題について兎角の論をなすものではないが、今次電産争議をみるに、労働組合側は今日、消費者物価が既に横這い状態にあり又経済界一般も経営不振の状態にあるに拘らず、一挙に六割に及ぶ賃金増額というが如き極めて過大な要求を提出しているがかくの如き要求は、わが国経済の今日の実態を無視するものであるのみならず賃金値上げは必然的に電気料金にも波及して産業界及び一般国民生活に与える影響は極めて甚大であろう。

元来電気事業の如き公益事業においてはその争議は当事者以外の第三者に与える迷惑が最も大きく努めてこれを避けるべきことは現に今次の争議により国民が眼前に見つつあることであるが、それのみに止まらずわれわれは国民経済及び公共の立場より電産が速かにその争議行為を停止し、問題の解決に向つて善処されんことを期するものである。

右声明する。



○キユーバ親善使節団の来寧

クラレット・マルテル氏を団長とするキユーバ親善使節団の一行は十一月十三日午前九時来寧、歓迎陣に囲まれて市内を散策、大仏に一驚し、飛火野の鹿寄せに興じる等古都の秋色を賞でゝ午后大阪へ向つた。一行はこの程無事使命を果して帰国されたが過日外務省当局より寄せられた会頭宛挨拶によれば右使節団訪日の成果としては（イ）本国政府が右使節団の勧告に基いて公使館設置を決定して代理公使を任命したこと（ロ）日欧貿易のアンバランスの現状を認識し、将来これが調整をなし且つ日本繊維製品の輸入に対する差別的関税撤廃等のために適当な措置を講ずることを本国政府に勧告する旨約したこと、並びに（ハ）天皇陛下に謁見、首相、外相その他朝野の高官及び著名人と接触して親善の使命を果したこと等が挙げられ両国将来の今後の親善の成果が注目されている。

○短期珠算指導者講習会終る

当所では予面珠算検定施行によつて県下珠算熱の昂揚啓発に努めて来たが更にその根幹をなす珠算指導者の技術の向上を目指し、講師に斯界の権威者を招聘して講習会を開催した、昨年十一月二十三日に最近の相談所利用状況は次の通り

区分　九月　十月　十一月
資材　六　九　一八
金融　七　七　一三
税務　二　八　二八
経理　三　一二　七
経営　一　五　二
賃易　一　二　三
労働　一　一　一
電気　一　三　四
取引斡旋　六一　六八　七八
その他　三　一　一
合計　八五　一二八　一五八

○青色申告の研究と税の懇談会の開催

我国の税制に自主申告制度がしかれてから久しくなるが未だ税の問題は我々の悩みの種となつている。税金が申告通りスムースに納められたら我々の経営はどんなに楽かも知れません。この悩みを解決するために、青色申告制度がありますが、折角のこの制度も、一般に関心の薄い嫌いがあるので、当所では十二月十一日奈良税務署と共催して説明会を開催した。当日中島直税課長を囲み笹川税務副委員長外参会者多数、真剣に此の問題と取組み、忌憚のない業者の意見を開陳して今後の納得の行く納税に対する認識を深からしむるに効果があつた。

○春日若宮おん祭の奉賛

天下三大祭の一として八〇〇年の伝統を誇る春日若宮おん祭は旧冬十二月十七

（三六頁へ続く）

謹賀新年

誌上名刺交換

会頭 越智岩太郎 森下音吉 大淀町 上川捨治郎 奈良市
副会頭 吉川島次 杉本甚七 奈良市 川合松治郎 奈良市
同 西垣愛太郎 **監事**（イロハ順） 海保一夫 奈良市
同 飯尾冨雄 中島伊太郎 奈良市 米田助正 奈良市
理事（イロハ順） 近東義則 奈良市 吉川文彦 御所町
大森久司 奈良市 森島金昇 郡山町 吉田庄逸 二上村
奥村正信 御所町 **議員**（イロハ順） 吉本治郎平 奈良市
川井徳蔵 奈良市 稲葉芳三 郡山町 吉田高治 奈良市
河合利喜蔵 奈良市 井上周夫 奈良市 依田忠一 奈良市
由井幸夫 奈良市 今西清兵衛 奈良市 高井明二 天満村
吉川善之助 大和高田市 犬丸惣嗣 奈良市 谷正房 郡山町
吉川久一 郡山町 乾太郎 奈良市 竹田久治 奈良市
谷井友三郎 奈良市 速水庄司 大和高田市 竹村政太郎 奈良市
中西午治郎 奈良市 橋本蔵治 奈良市 辻内近三 五条町
中村由太郎 奈良市 西嶋伊作 下田村 鶴田久雄 奈良市
上野清治 丹波市町 徳村岩吉 奈良市 仲窪久市郎 御所町
安田秀夫 高市郡今井町 富田冨治 奈良市 中本彌太郎 大和高田市
小山恭二 奈良市 岡本克己 大淀町 中本与嗣久 北倭村
紺木久兵衛 奈良市 岡村源太郎 越智岡村 難波恭一 奈良市
秋山豊孝 磯城郡朝倉村 綿谷仙太郎 奈良市 植村豪太 箸尾町
下出久治郎 奈良市 勝村正一 榛原町 植松利三郎 大和高田市
清水富太郎 北葛当麻村 貝原谷夫 富雄村 植田喜太郎 奈良市
広田義雄 大和高田市 垣内寛一 奈良市 野木幹嗣 奈良市

草可秀雄 郡山町 三宅文三 奈良市
山口隆三郎 桜井町 三橋作平 奈良市
山田助治郎 奈良市 新城奈良一 五条町
桝谷広一 上市町 白井栄太郎 奈良市
前山誠逸 下市町 広芝義賢 大淀町
増田彌内 新沢村 平岡孝太郎 奈良市
松村嘉彦 奈良市 森幸造 王寺町
松村実之助 奈良市 森田福賢 八木町
船木宏祐 二上村穴虫 鈴木角一郎 奈良市
福山幾蔵 川西村 杉山嘉一 奈良市

○事務局
事務局長 中村貞三
同次長 大西勇
総務課長 笠原治郎
業務課長 京極信太郎
職員 和井田恒道
同 吉崎彦徳
同 竹中せつ子
同 山崎静子
同 久保敏子
同 田中玉枝
嘱託 矢追貞治

取引斡旋

商取引のあれこれ○○○

賣りたい、買いたい、取引斡旋

全国各地から会議所へいろ〳〵な品物の売買を斡旋してほしいと照会が来ています。会議所では会員の中から調査してそれ〴〵斡旋して居ります。最近参つて居りますものの内主なものを拾つて見ますと。

△買入れたいもの

品目	所在地	照会先
幕市用麻布	岡山市上之町一六二	井上若香園
手動靴下編機	愛媛県松山局内松山市竹原町二一六八	佐藤良知
鼻緒	広島市宇品港商店街	渡部商店
襖地	旭川市二条通十丁目	神保商店
煙草耕仏用苗育布	福島県平市田町一番地	新和商事株式会社
鹿の角	静岡県焼津市	焼津商工会議所
経木、薄板	富山県大門町三五	吉田桂三
三笠織（緞通）	東京都品川区大井山中町四一八三安高方	東洋物産KK東京出張所
「ナイロン」婦人靴下屑	神戸市生田区京町七十九	株式会社藤山商店
石工用鑿出砥石（磨用）	長崎県御厨局区内北松浦郡新厨町駅通り	小林巖
割箸	山形県東田川郡余目町	佐藤善治
神オシキ三宝	鳥取市二階町二丁目	井田神具店
神宮製作所（吉野杉製）飯櫃	福岡県築上郡八屋町前川	川島与八
売薬	広島県府中町	亀山文商店
真鍮金網	門右市畑田町二丁目	水野俊雄
鉄金網	高知市北新町一〇二	共栄商会
墨	岐阜市住之江町二丁目	大栄商会
紙ベーパー折箱（材料）	宇部市西区上町六丁目	近藤打箱店
曲物	鹿皮 埼玉県浦和市高砂町四ノ二〇〇	鈴木剛
	蚊帳布 施市長堂三丁目四四	井上武雄

△売込みしたいもの

品目	所在地	照会先
足袋	大阪市東区南本町一丁目二七番地（都是ビル三階）	都是産業株式会社大阪支店
大豆、玉蜀黍	福島県福島市万世町十四番地	福島米肥株式会社
消防剌子並柔道着	愛媛県新居郡泉川町喜光地甲四六六八	松建縫布株式会社
工業用掃除刷子	愛知県碧海郡刈谷町一宮市宮町二丁目一〇番地	東新商工会議所
毛織物	愛知県碧海郡刈谷町	平松株式会社
謄写器具	愛知県豊川市	愛知県刈谷商工会議所
落花生	宇都宮市八日市場	奈良田商店
みやげ品	新潟県燕町大野	金子照栄商店
茶道具	大阪市北区堂島西町一番地	大阪商工会議所
木箱印刷機械	福井県丹生郡越廼村	大阪商工相談所
塩乾物	徳島県那賀郡坂野町大林	浜本勉商店
花火	和歌山県海南市	村上善吉
漆器、家具	愛知県碧南市宇赤土八二ノ一	海南地方商工会議所
陶器、仏具	愛知県豊川市	碧南商工会議所
荒物店	鳥取県西伯郡渡村	豊川商工会議所
窯業機械製造	兵庫県多可郡松原谷村	渡辺貞六郎
エビス印いか煎餅	函館市鶴岡町一番地	畑中一夫
洗身用凍蒟蒻	京都市上京区日暮通出水上ル	函館商工会議所
食料品乾物	福岡県八女郡羽犬塚町駅前	葛城商店
カタン糸絹ミシン糸	大阪府堺局区内堺市日之町一丁目一番地	北原商店
木蠟		片山木工所
旗玉旗棒		

◎投稿歓迎

会議所に対する、御意見や、御注意は勿論、随筆、論文、笑話、其他のコントなど、なんでもどし〳〵御投稿を歓迎いたします。

○宛は奈良県商工会議所業務課商工だより編集部宛。

○採否、掲載順などは、お任せのこと。

○紙上匿名は御随意ですが、原稿には必ず、住所氏名年齢を御明記のこと。

◎廣告規定

本誌は、県内は勿論、全国各所へ配本して居りますので、信用あるお店を御紹介のため、左の規定に依り広告を取扱つて居ります、御希望の方は御申込下さい、係員参上致させます。

一、四分の一頁 一ケ年五千円（年四回発行）

二、一ケ年契約を原則としますが、御都合で、一回限りでもお取扱いたします。此料金は壱千五百円頂きます。

三、掲載場所の御指定は三割増しであります。

◎編集のあと！

独立初めてのお正月を迎えたが、これは形の上だけで、貿易の問題、再軍備の問題など、前途は仲々多難であります。産業人の行く道、中小企業者の心構えも亦仲々六ケ敷いものがあります。けれどもやっぱり、他力本願ではいけないでしょう、自らの力、自らの努力に依って切り開いて行く外はありますまい。

さて本誌も第二号発行の運びとなりました。

柄にも無い、難誌の編集を仰せ付かって、やってますものの仲々骨です。何と云うても頭がカラッポですから、でも本号には、中村奈良綿業社長さんの「契約の神聖と取引の安全」と題する、産業人の心得帳。鈴木奈良交通社長さんの「新内閣に要望」の活文字、奥村協和製薬副社長さんの生々しい「沖繩の近況」。柏木経済部長さんの該博な御名論「我国経済の動向と中小企業」。中垣県商工課長さんの卓説「本県商工業の今年の課題」。難波関西電力支店長さんの時の話題「電源開発」。本県の観光行政に、なくてはならぬ松本楢重さんの「千二百年前の借金証文」と題する面白い読物。越智会頭さんの「温故知新」と題する綿業界の展望や労働問題など、何れも刮目に価する有益な数々の玉稿を頂きましたので、ほんとに読み応えのある雑誌が出来ました。

読者の皆様も、いい話を聞いた、珍らしい話がある、などは自分一人のものとせず、本誌を通じて、みんなに聞かせてほしい。

そして本誌を、皆様のものとしたいことを願つて止みません。（K生）



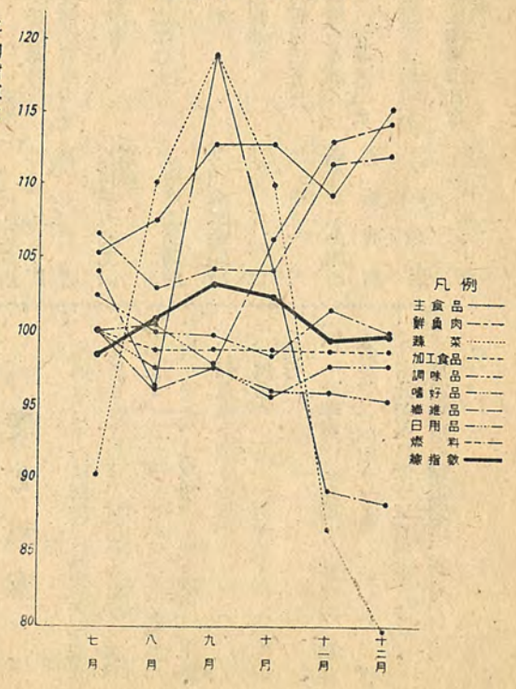
昭和二十八年一月十五日印刷
昭和二十八年一月二十日発行
編集兼発行人　奈良市東向中町六　中村貞三
印刷人　奈良縣山邊郡丹波市町　岡島善次
印刷所　奈良縣山邊郡丹波市町　天理時報社
発行所　奈良市東向中町六　奈良県商工会議所
電話奈良代表六〇七五
定価一部　七十円（送料共）

会議所調小売物価指数（奈良市内）

	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
主食品	105.3	107.8	113.0	113.0	109.3	115.5
鮮魚肉	104.1	96.3	99.9	106.4	113.4	114.5
蔬菜	90.2	110.4	119.2	110.3	86.7	79.5
加工食品	100.0	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9
調味品	102.4	100.0	99.9	98.7	101.7	100.0
嗜好品	100.0	100.5	97.9	95.8	97.9	97.9
繊維品	100.0	96.2	119.1	104.2	89.2	88.4
日用品	100.0	97.6	97.6	96.0	96.0	94.4
燃料	106.7	103.0	104.3	104.3	111.8	112.3
総指数	98.3	100.8	103.2	102.5	99.7	99.9

註　平均指数なり指数は昭和二十七年四月基準、算術

物価指數推移表
（自昭和二十七年九月至十二月迄）



謹賀新年

東亞製綱株式会社
本社及麻綱部工場
奈良県五条町
電話五条一三八・一三九番
マニラロープ
捕鯨網其他
綿糸・撚糸
績紡部工場
奈良県御所町
電話御所二七〇・五二三番
大阪営業所　大阪市東区京橋三
北海道連絡所　函館市仲浜町二五

◎火災保険の御用命は
大和經濟倶樂部員
大阪住友海上火災保険株式會社
奈良出張所
奈良四二三八番
同和火災海上保険株式會社
奈良出張所
奈良二四九八番
東京海上火災保険株式會社
奈良営業所
奈良四一八九番
（五十音順）

綿糸布製造
大日本紡績株式會社
高田工場
工場長　飯尾富雄
大和高田市幸町
電話高田八〇〇～八〇三

日本勸業銀行奈良支店
住友銀行奈良支店
南都銀行
三和銀行奈良支店
協和銀行奈良支店
（いろは順）

謹賀新年

野村の投資信託

この実績 { 配当 年1割2分5厘 (1～6回)
元本の値上り 1年余で6～7割

無記名・一口 5千円

野村證券

奈良出張所

奈良市東向北町 近鉄駅前（電 2022・4421）

謹賀新年

営業種目
煙草苗床用特殊加工苗育布
煙草苗床用苗育布
寒冷紗其他各種綿布
製造販賣

和洋織物株式会社

取締役社長 廣田義雄

大和高田市駅前数一丁目
電話 高田 六七七 九四五 番

謹賀新年

株式・公社債・貯蓄債券

江口證券奈良投資相談所

友愛證券

奈良市東向南町二十九番地
（但南都銀行本店北隣）
電話 二二五〇・六二五五・六二五六番

日本染織工業株式會社

取締役社長 越智岩太郎

営業種目
輸出・内需綿・スフ・麻織物竝ニ蚊帳地の製造販売
晒、シルケット、染色、樹脂加工竝に蚊帳地染色仕上、縫製加工

本社 奈良市油阪町一〇五 電話奈良 四六七一 四六七二 四六七三
本社工場 京都市中京区蛸薬師通東洞院東入ル 電話本局 九七九 一九〇四
商事部 奈良県生駒郡伏見町西大寺 電話西大寺 三 八
西大寺工場 奈良市川上町三六七 電話奈良 三二一二
川上工場 岸和田市上町七七七 電話岸和田 二三一
岸和田工場

メリヤス・布帛製品
タオル製造販賣

戸口繊維工業株式會社

取締役社長 戸口健次郎

本社工場 奈良県生駒郡郡山町高田 電話 郡山 一一一九番
織布工場 奈良県生駒郡郡山町南郡山 六二〇〇番
分工場 奈良県生駒郡郡山町南郡山 電話 郡山八一一番
電話 郡山九三番

蚊帳、繃帯、ガーゼ
其他薄織物一般 製造輸出

吉川産業株式會社

本社 大阪市東区北久太郎町一ノ一八
電話船場 一六〇三―四 二三八七―八番
工場 奈良市肘塚町一三八番地
電話奈良二四一四・三四五八番

本店 奈良市今小路町
電話奈良 二一二七 二〇三一番

鐵鋼金物 株式会社 ひのり商店

出張所 近鉄油坂駅前
電話奈良 二八七六番

ボールト、ナット製作・ひの利商店鐵工部

謹賀新年

トラックの御用命
お荷物の運送は 通 へ

奈良市油阪町国鉄（奈良駅前）

日本通運株式會社奈良支店

支店長 竹田久治

電話奈良自四七六一番（代表）至四七六五番

サービスは我社のモットー

奈良交通株式會社

取締役社長 鈴木角一郎

奈良市油阪町壱番地
電話奈良（代表）四五三一番

ニッサン・ダットサン新車販売
外国自動車登録販売店
各種部品、テスター機器類
自動車二級重整工場

奈良日産自動車株式會社

取締役社長 竹村政太郎

奈良市油阪町一番地
電話奈良自四六九一番（代表）至四六九三番

關西電力株式會社 奈良支店

支店長 難波恭一

電話奈良自四九三一番 至四九三六番